

令和6年度～11年度

諫早市障害者・障害児 共生プラン

諫早市障害者計画／諫早市障害福祉計画／諫早市障害児福祉計画



《キリン》 Raito らいと

表 紙

《作者》 Raito らいと

《所属》 就労継続支援 B 型 MINATOMACHI FACTORY

《協力》 ISIAL[イシアル]

ISIAL



「一般社団法人 stand firm(諫早市)」、「株式会社 FOR ALL PRODUCT (佐世保市)」など、長崎県内の各エリアに5事業所を開設するグループ。障害者就労訓練の一環としてデザイナー、クリエイターとして収入を得ることができるサービスの提供や、個人事業主として模擬就労ができるワークスペースの開設など、「働くこと」、「生きること」の自主性と多様性に挑戦できる訓練を提供している。

目 次

序 章／1

- 1 計画策定の趣旨／1
- 2 持続可能な開発目標との関連／3
- 3 本計画における障害のある人の定義／4
- 4 計画の名称及び性格と役割／5
- 5 計画の期間／7
- 6 基本目標及び基本施策／7
- 7 諫早市障害者・障害児 共生プランの基本目標と施策の体系図／9

第1章 諫早市における障害のある人の現状／11

- 1 障害のある人の現状／11
- 2 身体障害のある人の状況／11
- 3 知的障害のある人の状況／13
- 4 精神障害のある人の状況／14
- 5 精神障害及び発達障害の疑いのある児童数の推移／15
- 6 難病患者等の状況／15

第2章 施策の現状と課題及び今後の取組／17

- | | |
|-------|------------------------|
| 基本施策1 | シームレスな(切れ目のない)支援の展開／17 |
| 基本施策2 | 社会参加の促進／24 |
| 基本施策3 | 支え合いのしくみづくり／29 |

第3章 障害福祉サービス量等の見込み／36

- 1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定／37
- 2 障害福祉サービスの見込量／39
 - (1)訪問系サービス／39
 - (2)日中活動系(訓練・就労)サービス／40
 - (3)居宅系・入所系サービス／41
 - (4)相談支援サービス／42
 - (5)障害児支援／42
 - (6)地域生活支援事業／43

第4章 計画の推進体制／46

- 1 関連機関相互の連携／46
- 2 地域住民・地域福祉団体等との相互連携と協働／46
- 3 計画の進行管理・評価体制／46

参考資料／48

序 章

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年の新市発足の翌18年度に「諫早市障害者福祉計画」を策定し、以後、3年ごとに法改正や制度改正等に伴う見直しを図りながら、障害福祉諸制度の土台となる※ノーマライゼーション及び※リハビリテーションの理念のもと、障害のある人に対するサービス提供や様々なバリアを取り払うための取り組みを推進してまいりました。

この間、平成18年には3障害共通の制度となる「障害者自立支援法」、平成25年には地域社会における共生の実現を基本理念に掲げる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、また、国が「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備（「障害者基本法」の改正、「障害者雇用促進法」の改正、「障害者差別解消法」の成立）を図るなど、障害のある方を取巻く制度の充実が図られております。

その一方で、令和4年に公表された国連（権利委員会）の「障害者権利条約」総括所見の対日審査によると、地域移行の推進に伴う脱施設化や※インクルーシブ教育システムの実現についての勧告を受けているため、障害のある人が望む地域生活の実現や一層の権利擁護の確保など、引き続き改善を図るための取り組みを進めていかなければなりません。

こうした情勢等を踏まえ、このたび「第6期諫早市障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、「誰一人取り残さない」という※SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念を取り入れながら、令和6年度以降を計画期間とする新たな計画を策定し、今後、障害のある人、ない人が共に支え合う地域社会の実現に向けた取組を推進するものです。

【ノーマライゼーション】

障害のある人などが地域で普通に生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、世界へ広がった考えです。

【リハビリテーション】

一般的には「障害のある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利（全人間的復権）」を意味します。

【インクルーシブ教育システム】

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組のことをいいます。

【SDGs】

「Sustainable Development Goals」の略称。日本語では“持続可能な開発目標”となります。

我が国における近年の障害福祉施策の動向

年次	法律(国際条例)、出来事	主な内容
H17	10月 <u>障害者自立支援法の成立</u> (→H18.4施行)	障害福祉施策の3障害一元化 利用者本位のサービス体系再編 障害程度区分の導入(※H18.10施行)
H18	12月 <u>障害者権利条約の採択</u>	医学モデル→※社会モデルへの転換 障害者の人権や基本的自由の確保 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
H22	12月 <u>障害者自立支援法の改正</u> (→H22.12施行)	利用者負担の見直し(※H24.4施行) 障害定義…発達障害の追加(※H22.12施行)
H23	06月 <u>障害者虐待防止法の成立</u> (→H24.10施行)	虐待の分類定義、虐待を発見した国民の通報義務 障害者虐待防止センター等の設置 虐待を受けた障害者の保護及び支援措置
	07月 <u>障害者基本法の改正</u> (旧心身障害者対策基本法) (→H23.8施行)	障害者の定義見直し 障害を理由とする差別禁止 合理的配慮の概念を追加
H24	06月 <u>障害者総合支援法の成立</u> (旧障害者自立支援法) (→H25.4施行)	障害定義…難病患者の追加 障害者サービスの一元化 地域生活支援事業の追加
	06月 <u>障害者優先調達法の成立</u> (→H25.4施行)	国や地方公共団体の物品調達の推進
H25	06月 <u>障害者差別解消法の成立</u> (→H28.4施行)	障害を理由とする差別的取扱いの禁止 合理的配慮の提供(民間事業者→努力義務)
H26	01月 <u>障害者権利条約の批准(締結)</u>	障害者の人権や基本的自由の確保 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
H28	05月 <u>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正</u> (→H30.4施行)	自立生活援助サービスの創設 就労定着支援サービスの創設
H30	06月 <u>障害者文化芸術活動推進法の成立</u> (→同月施行)	文化芸術活動を通じた個性・能力の発揮、社会参加の促進
R1	06月 <u>視覚障害者等の読書環境整備推進法の成立</u> (→同月施行)	アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)の量的拡充、質の向上
R2	06月 <u>聴覚障害者等電話利用円滑化法の成立</u> (→R2.12施行)	電話リレーサービス提供機関の設置
R3	06月 <u>医療的ケア児支援法の成立</u> (→R3.9施行)	国、自治体による医ケア児・家族への支援措置 学校、保育所による看護師等配置の措置
	06月 <u>障害者差別解消法の改正</u> (→R6.4施行)	合理的配慮の提供 (民間事業者:努力義務→義務化)
R4	05月 <u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立</u> (→同月施行)	防災、防犯及び緊急通報時の体制整備 意思疎通支援者の確保、養成
	10月 <u>国連障害者権利委員会による障害者権利条約の総括所見</u>	評価…アクセシビリティ確保、合理的配慮 勧告…地域移行・強制入院、インクルーシブ教育システム
	12月 <u>障害者総合支援法の改正</u> (→R5.4以降順次施行)	就労選択支援サービスの創設(施行日未定) 精神障害者支援体制の整備(一部施行日が異なる)
	12月 <u>障害者雇用促進法の改正</u> (→R5.4以降順次施行)	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 10～20時間未満で働く障害者の実雇用率算定

「社会モデル」は、「障害」は社会と個人の心身機能の障害が相まって作られているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務とし、社会全体の問題として捉える考え。一方で「医学モデル」は、「障害」を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方です。

2 持続可能な開発目標との関連

本計画を推進することで、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にも繋げていきます。

SDGsは17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下が挙げられます。

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障害福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念や基本目標を計画中に取り込みながら、障害のある・なしに関わらず、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

諫早市における障害福祉に関連するSDGsの取組目標



諫早市は、本計画を通じて、次に掲げるSDGsの目標達成のため、各事業を推進します。

- ▶▶▶ 1 貧困をなくそう
- ▶▶▶ 3 すべての人に健康と福祉を
- ▶▶▶ 4 質の高い教育をみんなに
- ▶▶▶ 8 働きがいも経済成長も
- ▶▶▶ 10 人や国の不平等をなくそう
- ▶▶▶ 11 住み続けられるまちづくりを

3 本計画における障害のある人の定義

本計画の対象となる「障害者」は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（高次脳機能障害者、難病患者を含む。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

ただし、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定によります。

なお、社会的障壁とは、障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

根拠法律及び条項(条文)
障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
障害者総合支援法(平成17年法律第123号) 第4条 この法律において、「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。
児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第4条 (略) 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第4条 この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
発達障害者支援法(平成28年法律第167号) 第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。 3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
(参考) 障害者権利条約(平成18年12月13日国連総会採択) → 定義なし 全文 (e) <u>障害が発展する概念であることを認め、</u>(以下省略) → 障害が機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用により生じるもので、変わりうる概念のため、定義づけなし。

4 計画の名称及び性格と役割

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であるとともに、諫早市総合計画の基本目標である「魅力あるまちづくり」の実現を目指したものであり、諫早市地域福祉計画の基本理念を踏まえ策定するものです。

また、計画の目的として、諫早市が抱えている課題やその対応方針について明らかにし、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ることとしています。

これらの法的根拠及び計画の性格と役割等を総合的に勘案し、本計画の名称は「諫早市障害者・障害児 共生プラン(「諫早市障害者計画」、「諫早市障害福祉計画」、「諫早市障害児福祉計画」)」とします。

なお、計画の策定及び推進にあたっては、国の「障害者基本計画」や県の「長崎県障害者基本計画」、「長崎県障害者(児)福祉計画」及び本市の各行政計画等との連携を図りつつ、より実効性の高い取り組みに努めます。

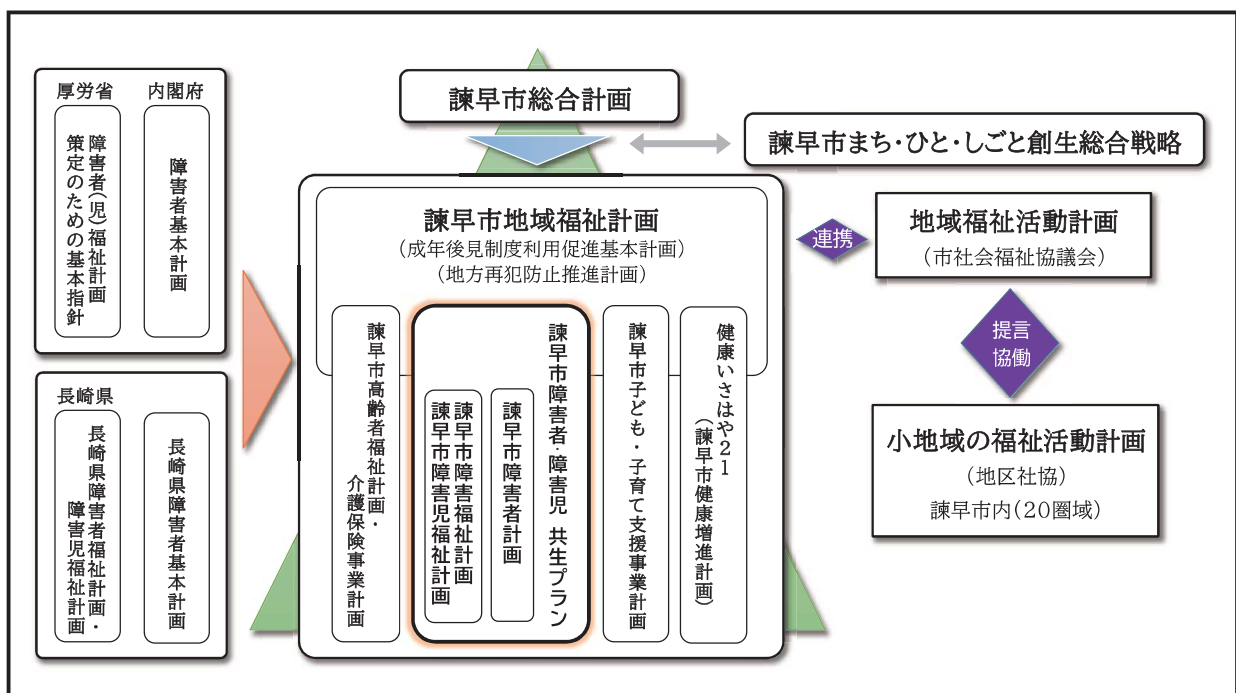
計画策定の法的根拠

計画名	根拠法(条項)	本文
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(各法律に基づく計画の)本市計画における体系上の仕分け

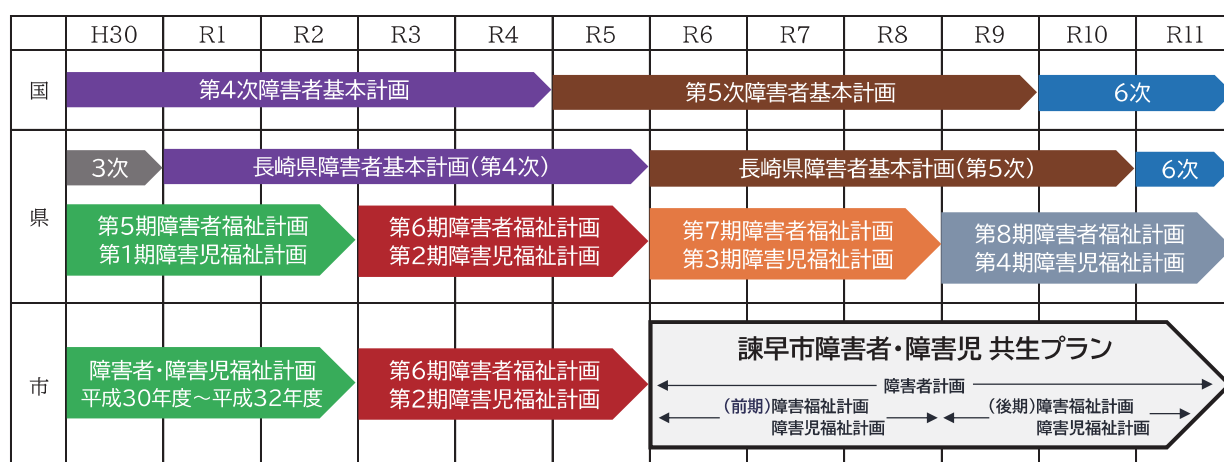
章 立	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
序 章	○	○	○
第1章	○	○	○
第2章	○	—	—
第3章	—	○	○
第4章	○	○	○

計画の位置づけ



5 計画の期間

「計画策定における地方分権改革の推進について(R5.3.31閣議決定)」に基づき、各地方公共団体の作成する「障害者基本計画」、「障害者(児)福祉計画」の策定期間の弾力化が図られたことに伴い、評価及び見直しのための十分な期間を確保するため、本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、前半3か年を障害者計画及び(前期)障害福祉計画・障害児福祉計画、後半3か年を障害者計画及び(後期)障害福祉計画・障害児福祉計画として策定します。ただし、市民ニーズの多様化など社会環境の変化や報酬改定・制度改正の影響等を考慮して、必要に応じ計画の見直しを行います。



6 基本目標及び基本施策

本計画の上位計画である「諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)」に定める基本理念(*)の実現に向け、本計画における基本目標を次のように定めます。

基本目標

共に支え合う地域社会の実現へ
～誰一人取り残さない諫早のまちづくり～

障害のある人が、誰一人取り残されことなく、あらゆる社会活動に参加・参画することができるまちづくりに努め、障害のある人もない人もそれぞれの役割と責任を共に果たせる社会《共生のまち》の実現をめざします。

(*)「諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)」に定める基本理念

市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくり ～地域共生社会の実現を目指して～

基本目標の達成のため、次の施策を重点的に進めていきます。

基本施策1 シームレスな(切れ目のない)支援の展開

障害のある人が、それぞれのライフステージと地域で安心できる生活を営むために必要な支援制度の充実を図り、シームレスな(切れ目のない)支援の展開を図ります。

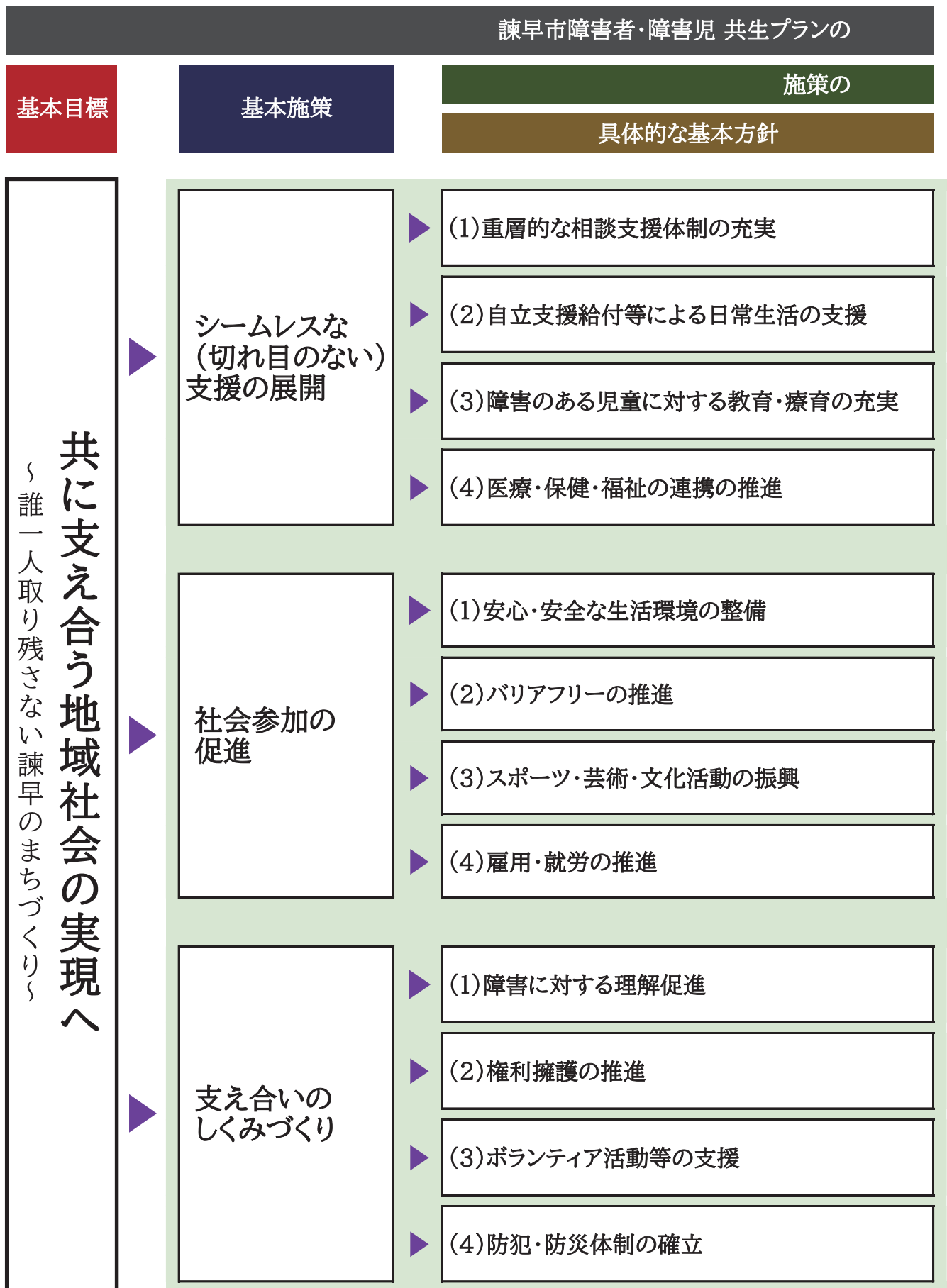
基本施策2 社会参加の促進

障害のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会の構築をめざします。

基本施策3 支え合いのしくみづくり

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなしくみづくりをめざします。

7 諫早市障害者・障害児 共生プランの基本目標と施策の体系図



施策体系図

体系

具体的な施策の展開

●情報提供の充実 ●地域移行・定着支援の体制確立 ●障害者相談員の資質向上 ●地域自立支援協議会、地域生活支援拠点の機能強化 ●複合的課題を抱える世帯への重層的な支援 ●虐待への相談支援 ●基幹相談支援センターの設置検討

●障害福祉サービスの充実 ●サービスの適切かつ弾力的運用 ●福祉人材の確保 ●サービスの質の向上 ●高齢者施策との連携 ●介護保険サービスへの円滑な移行 ●地域間格差の解消 ●就労選択支援の推進 ●強度行動障害に対する支援検討

●療育システムの充実(早期発見、療育支援、通所事業の情報共有、医療的ケア児対応、児童の意思決定) ●教育の充実(一貫した教育・療育、特別支援教育、意見交換会、進路指導の充実、放デイ充実、インクルーシブ教育システムの充実、障害理解の促進、アクセシブルな環境整備、児童の意思決定)

●一貫した教育・療育 ●生活習慣病の予防 ●医療費の軽減 ●保健所等との連携 ●精神疾患の把握・支援の案内 ●精神障害にも対応した地域包括システムの構築 ●歯科保健の取組 ●精神保健に課題を抱える人への包括支援 ●ケアラー支援の実施

●地域生活移行の促進 ●住環境の整備(住宅改修、住宅要配慮者の入居支援) ●グループホームの広域利用・整備 ●地域活動支援センターへの支援 ●社会参加のための移動支援の検証 ●感染症などへの対応

●理解促進、周知広報 ●施策への意見反映 ●関係機関との連携 ●視覚障害者情報提供施設への積極関与 ●行政情報の充実(点字・音声訳、SPコード) ●手話の普及拡大 ●ミライロID周知 ●情報アクセシビリティ向上 ●デジタル格差の解消 ●差別解消への取組 ●児童の意思決定

●大会出場者の支援 ●パラスポーツの魅力発信 ●県協会との協力 ●ユニバーサルスポーツの普及拡大 ●活動のための環境整備 ●新道福祉交流センターの活用促進 ●障害者芸術の紹介

●就労支援の実施 ●ハローワーク等との連携による職業情報の提供 ●企業への情報提供 ●優先調達の推進 ●給料、工賃向上の支援 ●多様な福祉就労の場の確保 ●就労選択支援の推進

●理解促進のための啓発広報 ●出前講座の実施 ●市民参加型イベントの充実 ●バリアフリー施設の情報提供 ●補助犬の普及啓発 ●ヘルプマークの普及啓発 ●手話の理解拡大 ●児童生徒の理解促進 ●知的障害受刑者への支援

●障害理解の推進及び差別禁止 ●障害者差別解消支援地域協議会の設置 ●虐待防止への取組促進 ●権利擁護事業(成年後見制度等)の利用促進 ●出前講座の実施 ●投票率の向上 ●差別解消への取組促進 ●児童の意思決定

●団体支援 ●ボランティア推進(情報提供、活動紹介、市民参加、ネットワーク構築、理解促進) ●手話奉仕員の確保 ●こどもに対する手話教育の推進

●福祉防犯、防災ネットワーク(緊急時の体制整備、サポート体制研究、防犯教育の推進、累犯障害者への再犯防止支援) ●防犯、防災知識の普及(情報提供、犯罪被害防止活動の促進、災害時要援護マニュアル作成、災害時支援の研究、防災訓練の参加等) ●情報提供・通信体制の充実(アクセシビリティ確保、コミュニティメディアとの連携、防災ラジオの整備拡充、緊急通報装置の登録促進、防災FAX・メール登録促進、要援護者の把握、) ●避難誘導対策(避難手段・経路の検証、災害ボランティアの体制確立、ケアプラン反映、情報共有、要援護者のあり方検討、福祉避難所の設置、電源確保、難病患者等の支援)

第1章 諫早市における障害のある人の現状

1 障害のある人の現状

本市の人口は緩やかに減少しており、障害のある人の占める割合も同様に減少しているものの、知的障害のある人、精神障害のある人は増加傾向にあります。

表1 障害者手帳の所持者

(各年度3月末)

区分／年度		R2年度	R3年度	R4年度
人口		134,497人	134,033人	132,058人
障害者手帳の所持者		8,804人	8,738人	8,570人
(人口に占める割合)		(6.55%)	(6.52%)	(6.49%)
内訳	身体障害のある人	6,065人	5,912人	5,687人
	知的障害のある人	1,549人	1,576人	1,618人
	精神障害のある人	1,190人	1,250人	1,265人

※障害のある人の人数には障害のある児童を含む。

(住民基本台帳人口、諫早市保有データ)

2 身体障害のある人の状況

本市における身体障害者手帳を所持している人(身体障害のある人)の推移を見ると、令和4年度末現在5,687人で、減少の傾向にあります。そのうち、障害種別では、肢体不自由が半数を占めています。

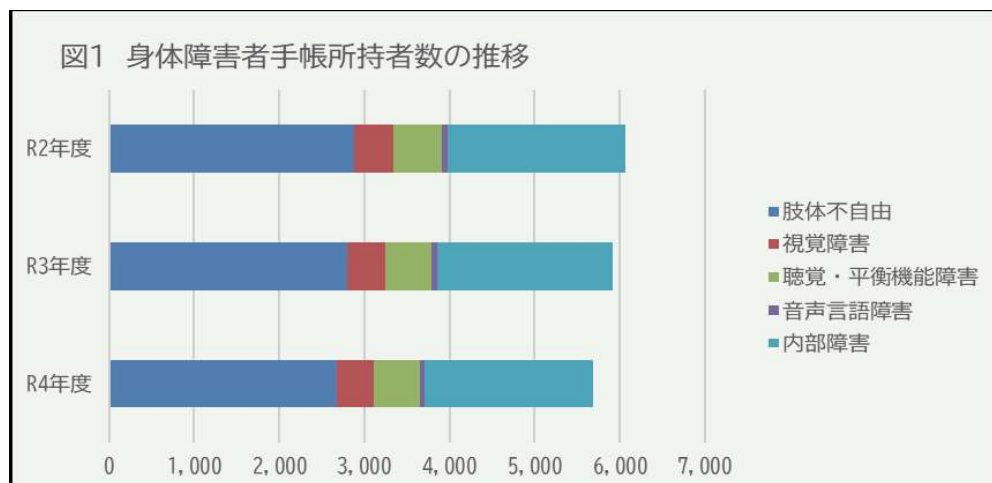
表2 身体障害者手帳所持者数の障害別推移

(各年度3月末)

区分／年度	R2年度	R3年度	R4年度	構成比
肢体不自由	2,886人	2,801人	2,680人	47.1%
視覚障害	451人	439人	424人	7.5%
聴覚・平衡機能障害	574人	553人	546人	9.6%
音声言語障害	67人	65人	63人	1.1%
内部障害	2,087人	2,054人	1,974人	34.7%
計	6,065人	5,912人	5,687人	100.0%

※障害のある人の人数には障害のある児童を含む。

(諫早市保有データ)



また、等級別推移を見ると、令和4年度末で、1級1,759人(30.9%)、2級792人(13.9%)と重度の障害のある人が2,551人で44.8%を占めています。

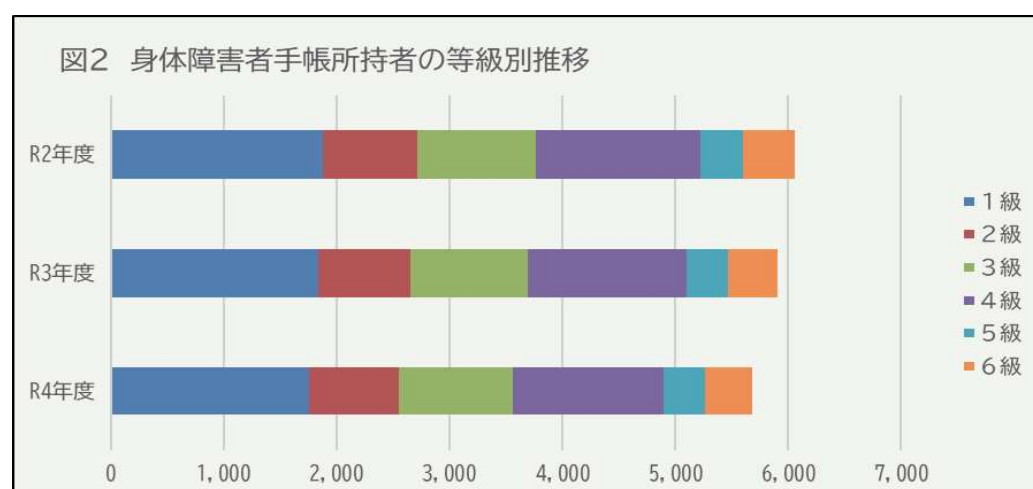
表3 身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度3月末)

級別／年度	R2年度	R3年度	R4年度	構成比
1級	1,881人	1,835人	1,759人	30.9%
2級	830人	816人	792人	13.9%
3級	1,055人	1,039人	1,012人	17.8%
4級	1,461人	1,408人	1,339人	23.5%
5級	378人	370人	359人	6.3%
6級	460人	444人	426人	7.5%
計	6,065人	5,912人	5,687人	100.0%

※身体障害者手帳所持者数には身体障害のある児童を含む。

(諫早市保有データ)



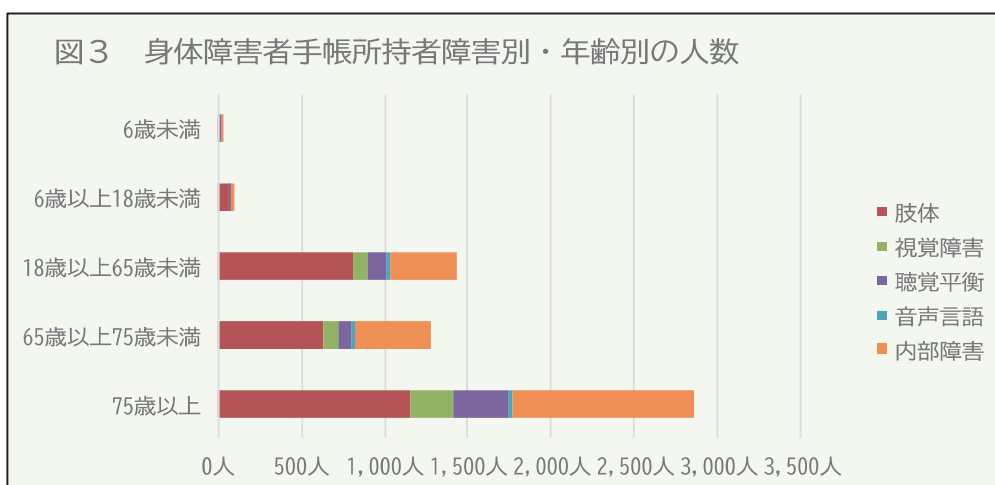
さらに身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、65歳以上の障害のある人が、4,136人で、72.8%を占め、障害のある人の高齢化がうかがわれます。

表4 身体障害者手帳所持者障害別・年齢別の状況

令和5年3月末現在

年齢区分／障害別	肢体	視覚障害	聴覚平衡	音声言語	内部障害	計	構成比
6歳未満	8人	0人	7人	0人	6人	21人	0.4%
6歳以上18歳未満	66人	2人	13人	0人	12人	93人	1.6%
18歳以上65歳未満	815人	85人	110人	21人	406人	1,437人	25.3%
65歳以上75歳未満	636人	84人	81人	21人	456人	1,278人	22.5%
75歳以上	1,155人	253人	335人	21人	1,094人	2,858人	50.3%
計	2,680人	424人	546人	63人	1,974人	5,687人	100.0%

(諫早市保有データ)



3 知的障害のある人の状況

本市における療育手帳所持者数の推移を見ると増加しており、令和4年度末で1,618人となっています。これを障害程度別に見るとA1、A2の重度が695人(43%)、B1、B2の軽度が923人(57%)となっています。

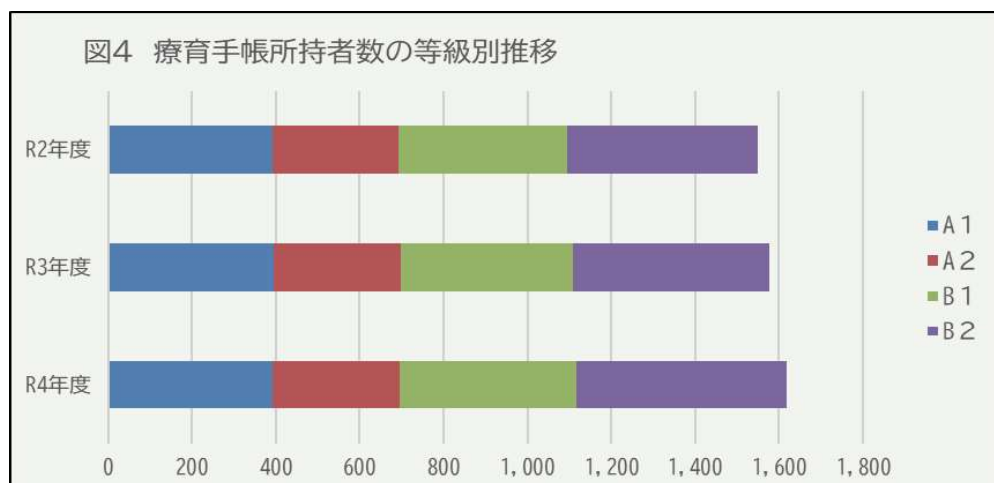
表5 療育手帳所持者の推移

(各年度3月末)

級別／年度	R2年度	R3年度	R4年度	構成比
A1	393人	394人	391人	24.2%
A2	299人	304人	304人	18.8%
B1	404人	411人	423人	26.1%
B2	453人	467人	500人	30.9%
計	1,549人	1,576人	1,618人	100.0%

※療育手帳所持者数には知的障害のある児童を含む。

(諫早市保有データ)



また、療育手帳所持者数を年齢別に見ると、18歳未満310人(19.2%)、18歳以上1,308人(80.8%)となっています。

表6 療育手帳所持者の年齢別の人数 (令和5年3月末)

級別／年度	A1	A2	B1	B2	計	構成比
18歳未満	60人	49人	61人	140人	310人	19.2%
18歳以上65歳未満	289人	189人	285人	331人	1,094人	67.6%
65歳以上	42人	66人	77人	29人	214人	13.2%
計	391人	304人	423人	500人	1,618人	100.0%

(諫早市保有データ)

4 精神障害のある人の状況

本市における精神障害のある人の状況は、自立支援医療対象者が2,110人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

表7 精神障害のある人の状況 (各年度3月末)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
自立支援医療利用者	2,095人	1,987人	2,110人

表8 精神障害保健福祉手帳所持者数の等級別状況 (各年度3月末)

級別／年度	R2年度	R3年度	R4年度	構成比
1級	91人	92人	98人	7.7%
2級	687人	713人	731人	57.8%
3級	412人	445人	436人	34.5%
計	1,190人	1,250人	1,265人	100.0%

(諫早市保有データ)

5 精神障害及び発達障害(疑い含む)のある児童数の推移

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者及び発達障害の疑いがあり、福祉サービスを利用した児童数は、令和4年度末現在、放課後等デイサービス利用者が283人、児童発達支援サービス利用者が211人、合計494人となっています。

表9 障害(疾患)類型別障害児福祉サービスの利用状況 (各年度3月末)

区分／サービス	放課後等デイサービス			児童発達支援			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
精神障害手帳所持者	17人	21人	25人	0人	0人	0人	17人	21人	25人
発達障害(疑い含む)	214人	271人	258人	78人	93人	211人	292人	364人	469人
総 数	231人	292人	283人	78人	93人	211人	309人	385人	494人

※手帳所持者・発達障害のいずれにも該当する場合、手帳所持者としてカウント (諫早市保有データ)

6 難病患者等の状況

本市における難病患者等の状況は、令和4年度末現在、特定疾患医療受給者1,262人、小児慢性特定疾病治療研究事業給付者170人、合計1,432人となっています。

表10 特定疾患(指定難病)医療受給者 (各年度3月末現在)

疾患群	R2年度	R3年度	R4年度
神経・筋疾患	333人	352人	365人
消化器系疾患	212人	211人	211人
免疫系疾患	246人	261人	302人
骨、関節系疾患	119人	112人	107人
呼吸器系疾患	40人	42人	44人
皮膚・結合組織疾患	68人	62人	13人
視覚系疾患	43人	38人	34人
血液系疾患	34人	31人	28人
循環器系疾患	40人	36人	37人
内分泌系疾患	36人	35人	39人
腎・泌尿器系疾患	41人	57人	61人
代謝系疾患	15人	12人	9人
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2人	2人	5人

聴覚平衡機能疾患	0人	0人	7人
計	1,229人	1,251人	1,262人

表11 小児慢性特定疾病医療費助成制度認定者

(各年度3月末現在)

疾患群	R2年度	R3年度	R4年度
悪性新生物	19人	17人	15人
悪性腎疾患	15人	13人	12人
慢性呼吸器疾患	8人	7人	9人
慢性心疾患	34人	33人	27人
内分泌疾患	37人	27人	26人
膠原病	13人	9人	10人
糖尿病	6人	4人	5人
先天性代謝異常	3人	2人	2人
血液疾患	4人	5人	5人
免疫疾患	2人	2人	3人
神経・筋疾患	19人	17人	15人
慢性消化器疾患	15人	16人	15人
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	7人	8人	9人
皮膚系疾患	4人	3人	3人
骨系統疾患	5人	4人	4人
脈管系疾患	0人	0人	0人
計	191人	167人	170人

(県央保健所データ)

第2章 施策の現状と課題及び今後の取組

基本施策1 シームレスな(切れ目のない)支援の展開

障害のある人が、地域で安心できる生活を営むために必要な支援制度の充実を図り、シームレスな(切れ目のない)支援の展開を図ります。

(1) 重層的な相談支援体制の充実

(現状と課題)

障害のある人に対する必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援などの生活に密着した相談は、日常生活や社会生活を営むうえで必要不可欠なものであり、市障害福祉課及び相談支援事業所その他関係機関等と連携しながら対応しています。

また、地域自立支援協議会には、4つの専門部会(就労、こども、サービス、地域移行)を設け、相談を受ける中で明らかになったニーズや課題などについて、問題解決に向けた協議を行い、相談支援体制の充実を図っています。

しかしながら、障害のある人ご自身やこれを支える家族の高齢化に伴って生じる様々な困りごとに対して、サービスの窓口につながらないことや問題の解決に至らないなど、相談支援が有効に機能しない場面も見受けられ、その対策を図ることが喫緊の課題です。

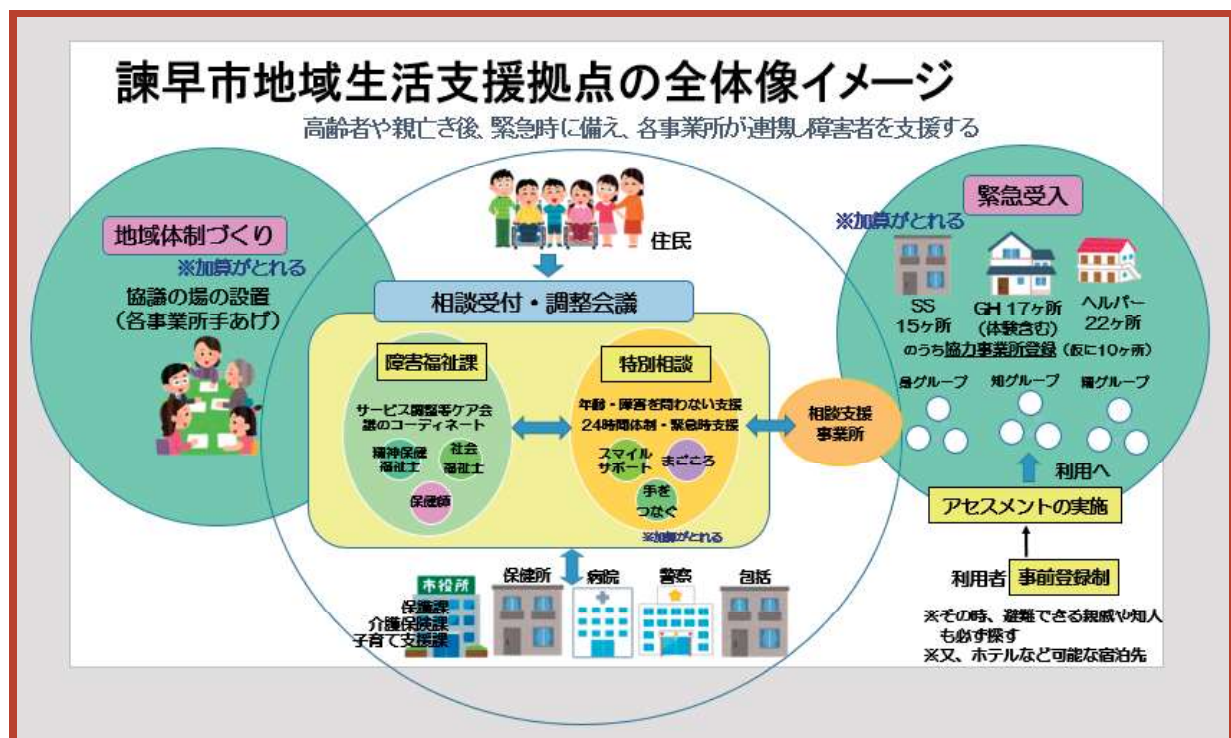
障害のある人の困りごとについては、障害の特性や家庭環境により複雑・多岐にわたっており、障害のみならず様々なサービスをコーディネートする重層的できめ細かい対応ができる新たな相談支援体制の構築が求められています。

また、地域生活への移行を進める観点から、特に、長期の施設入所者、入院患者については、地域移行の阻害要因を検証しつつ、人権が回復されるよう支援することが必要です。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	障害福祉サービスの情報提供の充実	広報誌やホームページ、冊子の配付などを通して、障害福祉サービスや相談窓口について情報提供を行います。
2	地域移行・定着支援の体制確立	障害福祉サービス利用計画の策定や、病院や施設から地域へ移行する際の様々な相談や、地域移行支援・地域定着支援の相談に応じる体制を確立します。
3	障害者相談支援専門員等の資質向上	県との役割分担のもと、障害者相談支援専門員の資質向上を図るための充実した研修機会を確保します。

4	地域自立支援協議会の機能強化	地域自立支援協議会においては、関係機関との連携を図り、地域の障害者に関する情報収集、課題共有、今後の取組に向けた協議等を行い、機能強化を図っていきます。
5	地域生活支援拠点の機能強化	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて整備を図った「地域生活支援拠点」の緊急対応など十分に機能を発揮できるように関係機関との連携強化を図ります。
6	複合的な課題を抱える世帯への重層的な相談支援	障害のみならず複合的な課題を抱える世帯への重層的な相談支援体制の構築に向けて、関係部署・機関等と連携を図りながら検討を進めます。
7	虐待への適切な相談支援	障害者(児)虐待の早期発見や防止に向けて、障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、相談支援等の適切な運用に取り組みます。
8	基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施する「基幹相談支援センター」を設置し、地域の実情に応じた相談業務に取り組みます。



(2) 自立支援給付等による日常生活の支援

(現状と課題)

地域社会における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年に施行された「障害者総合支援法」

について、平成28年の改正では「自立生活援助」及び「就労定着支援」、令和4年の改正では「就労選択支援」サービスが新たに創設されました。

障害のある人や難病患者等が地域で生きがい、役割を持ち、その人らしく安心して暮らすためには、保健、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、ニーズに応じたサービス提供体制を整備、構築しなければなりません。

また、障害のある人の高齢化に向けて、介護分野との更なる連携強化が重要です。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	障害福祉サービスの充実	障害の種別にかかわらず、利用者が必要としているサービスを適切に利用できるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。
2	サービスの適切かつ弾力的な運用	障害福祉サービスを必要とする人それぞれの事案に応じ、十分な検討のうえ、適切かつ弾力的な運用を図ります。
3	福祉人材の確保	人手不足の状況を注視しながら、市内における障害福祉サービス等に係る人材確保のための効果的な取組を検討する。
4	サービスの質の向上	障害福祉サービスを提供する事業者に対する研修の機会を確保し、人材育成やサービスの質の向上に努めます。
5	高齢者施策との連携	障害のある人の高齢化に関する検討を行い、地域共生社会の実現に向けて高齢者施策との連携の強化を図ります。
6	介護保険サービスへの円滑な移行	障害福祉サービス利用者が介護保険の利用を希望する際に円滑な移行が図れるよう、地域包括支援センター等の関係機関とのより一層の連携を継続します。
7	地域間格差の解消	障害福祉サービス基盤の市内における地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮するよう努めます。
8	就労選択支援の推進	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」サービスの利用推進を図ります。
9	強度行動障害のある児・者への支援検討	強度行動障害を有する児・者に関し、市内における支援ニーズの把握に努め、支援体制整備の検討を図ります。

(3) 障害のある児童に対する教育・療育の充実

①地域における障害児療育システムの充実

(現状と課題)

障害のある児童に対し、障害や年齢に応じた適切な療育を行うため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を実施するとともに障害の早期発見と発達支援を

図るため、すすく広場等において、幼児健診や発達専門相談、発達集団指導、発達巡回相談の発達支援事業を行っています。

また、地域自立支援協議会において、障害のある児童（発達障害の疑いのある児童を含む）に対する療育機能を強化するため、長崎県立こども医療福祉センター、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所・認定こども園や幼稚園、学校など関係機関と連携を図っています。

今後も、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業など、身近な地域で質の高い障害児の療育支援体制を充実し、切れ目のない支援を提供する体制を構築する必要があります。

また、医療技術の進歩等により医療的ケア児が増加傾向にあるため、地域において医療的ケア児とその家族を支えるインクルーシブ社会の構築を目指すことが求められています。

（今後の取組）

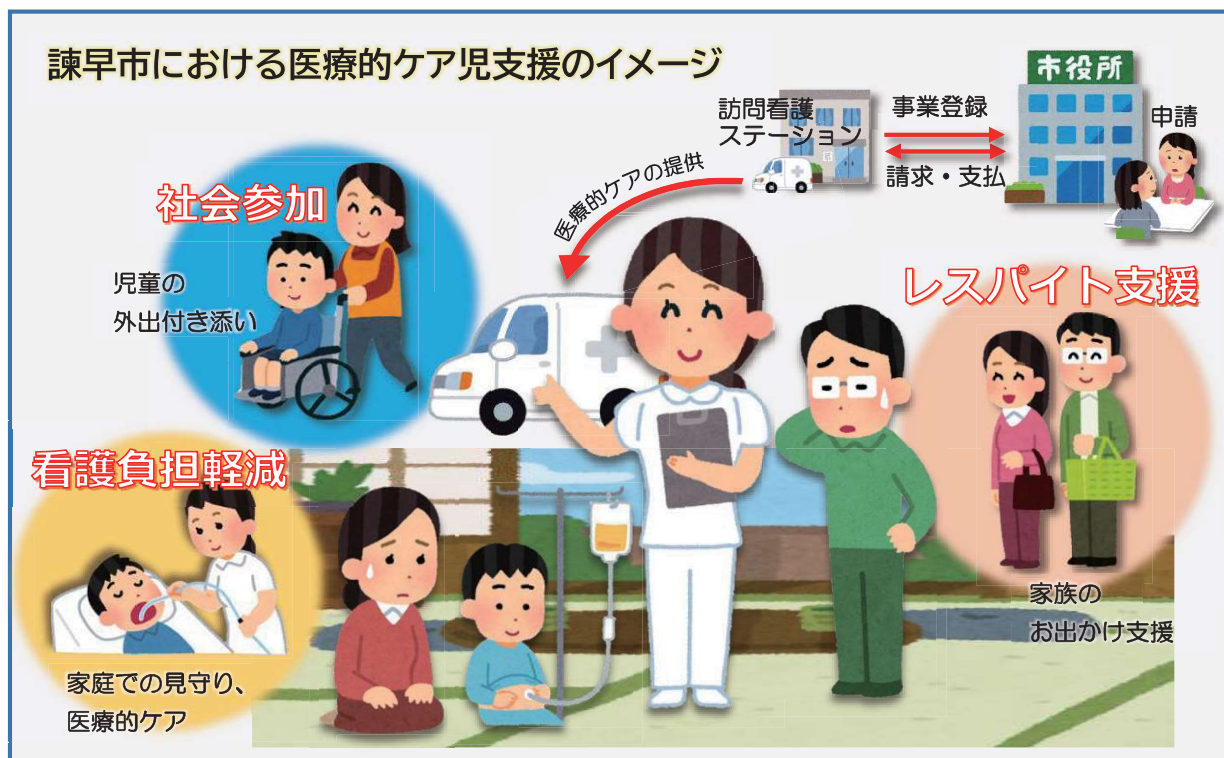
No.	取組名	内容
1	早期発見かつ効果的・継続的な療育の実施	障害の早期発見と適切で効果的な療育または障害のある児童に対する継続的な支援実施のため、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所・※認定こども園、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関や庁内関係部署間の連携強化を図ります。
2	きめ細かな療育支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援など障害のある児童に対するきめ細かな療育支援を実施します。
3	障害児通所事業の利用案内	療育が必要なこどもの保護者を対象として、障害児通所支援事業の情報提供や相談の場を確保します。
4	医療的ケア児等の家族の負担軽減	※医療的ケア児等の家族の負担軽減を図るための「訪問型レスパイト」支援を行います。
5	医療的ケア児の課題解決	医療的ケア児の地域での受入れ体制の充実や災害対応などについて、長崎県医療的ケア児支援センターの協力を得ながら、保健、医療、福祉、教育などの関係機関で構成する協議の場において、更なる検討を進め、課題の解決を図ります。
6	障害のある児童の意思決定支援	こども基本法の基本理念に則り、障害のある児童においても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮します。

【認定こども園】

就学前の子どもに対して、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援（子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供など）を行います。

【医療的ケア児】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことです。



②障害のある児童に対する教育の充実

(現状と課題)

障害のある乳幼児が適切な教育・保育サービスを利用できるよう、全保育所・認定こども園及び幼稚園において障害児保育を実施する体制の整備に努めています。また、障害のある学齢児の学童保育を実施するとともに、幼稚園、小・中学校の通常学級に特別支援教育補助員を配置しています。

障害のある児童の教育を更に充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し情報交換や意見交換を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育の推進と、障害のある児童の将来を見据えた教育・療育を行うとともに、教育現場における合理的配慮の一層の充実を図ることが必要です。

また、障害のある児童が障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられることができるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることができるインクルーシブ教育システムの整備を推進することが求められています。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	一貫した教育・療育のための連携強化	障害のある児童の、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育・療育の充実に向けて、保育所・認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど関係機関との連携強化を図ります。

2	特別支援教育の推進	幼稚園等・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校や医療機関、療育機関、行政が一体となって、障害のある児童の個別の教育支援計画に基づいて特別支援教育を推進します。
3	相互理解を図るための意見交換会の実施	障害のある児童の保護者と教育従事者及び福祉関係者の相互理解を図るための意見交換会を実施します。
4	進路指導等の充実	児童の教育や療育に携わる職員を対象とした医療的ケア児をはじめとする福祉制度等に係る研修会を実施し、総合的な観点から、進路指導等の充実を図ります。
5	放課後等デイサービスの質の充実	放課後等デイサービス事業所のサービスの質の充実を図り、長期休業時の障害児の活動の場の確保に努めます。
6	インクルーシブ教育システムの充実	障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実に努めます。
7	児童生徒の障害理解の促進	いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する一層の理解促進を図ります。
8	アクセシブルな環境整備	保育所等訪問支援の充実を図り、障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じたアクセシブルな環境整備を推進します。
9	障害のある児童の意思決定支援	こども基本法の基本理念に則り、障害のある児童においても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮します。(1-(3)-①-6再掲)

(4)医療・保健・福祉の連携の推進

(現状と課題)

障害の早期発見・早期対応は、障害の軽減や自立の促進につながるため、地域で暮らし続けていくうえで重要です。また、身体障害、知的障害、精神障害や難病、発達障害等、様々な障害の特性や状況に配慮した支援が求められています。

近年、発達障害のある児童が急増しており、現在、初診までの待機が半年待ちと長期化していることから、特例による児童発達支援事業所の前倒しの利用による対策を講じているところです。

また、うつ病などの精神疾患の患者は増加しておりますが、病状や経過に応じて、適切な医療や福祉サービスの提供が必要であり、医療機関、障害福祉サービス事業所、行政等が連携した地域支援体制の構築が求められています。

しかしながら、精神科病院の長期入院者は依然として多く、地域移行が思うように進んでいないのが現状です。このため、今後は、精神科病院や自治体などを含めた一体的な取組に加え、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域の基盤整備を推進していく必要があります。

障害の種類や程度にもよりますが、口腔ケアや歯科受診が困難な場合もあり、口腔内の

状態悪化からQOL(生活の質)が低下している人も多く、改善のための対応も必要です。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	一貫した教育・療育のための連携強化	障害のある児童の、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育・療育の充実に向けて、保育所・認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど関係機関との連携強化を図ります。(1-(3)-②-1再掲)
2	生活習慣病の予防	障害の要因ともなりうる生活習慣病の予防に向けて、特定健康診査等とその後のフォロー体制の充実に努めるとともに、各種健康づくり事業や介護予防事業をすすめます。
3	医療費負担の軽減	福祉医療制度の周知と利用促進を図るとともに、専門医療機関等との連携のもと、自立支援医療の周知を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。
4	保健所等関係機関との連携	保健所等と連携して自立支援につなげていくなど、個々のケースに応じた情報提供や関係機関へのつなぎを行います。
5	精神疾患の把握と必要な支援の案内	各種相談支援を通じて精神疾患に関する状況を把握し、必要に応じて医療機関や公的制度による支援についての案内を行います。
6	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、保健、福祉などの関係者が情報共有や連携を行う体制づくり「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)」を構築します。
7	歯科保健の取組	障害のある人の歯科保健について、歯科医及び歯科衛生士等の関係機関と連携を図りながら、障害特性に応じた予防対策や早期発見及び早期の歯科診療に向けた支援を推進します。
8	精神保健に課題を抱える人への包括支援	精神保健に関する相談支援について、精神障害のある人のほか精神保健に課題を抱える人を対象として、心身の状態に応じた適切かつ包括的な支援を行います。
9	家族支援(ケアラー等)の実施	障害のある人の家族支援(ケアラー等)について、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、必要な支援を行います。

基本施策2 社会参加の促進

障害のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会の構築をめざします。

(1) 安全・安心な生活環境の整備

(現状と課題)

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、共同生活できる場としてのグループホームを含む住環境の整備、移動しやすい環境の整備など、障害に配慮した総合的なまちづくりを通じ、社会的障壁の除去とアクセシビリティ向上の推進を図ることが必要です。

また、地域共生社会の実現のためには、障害の有無に関係なく、同じ地域に住む人同士がお互いを理解・尊重しながら、社会参加のための様々な活動に参画する機会を設けなければなりません。

そのためには、障害のある人が地域の中で日常的に交流できる拠点等の確保も必要となります。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	地域生活移行の促進	障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を推進するとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活移行を促進します。
2	住宅改修の実施	重度の障害者が、住宅の段差を解消する等の住環境の改善に対して、地域生活支援事業による住宅改修費の一部給付を引き続き行います。
3	住宅要配慮者に対する入居支援	様々な理由により一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居が困難な障害のある人(住宅確保要配慮者)に対して、住宅部門や他機関との連携により、市営住宅優遇措置の情報提供、賃貸住宅入居への相談支援、住宅セーフティーネット制度及び居住支援協議会・法人の活用を促すなどの情報提供や相談、助言を行うことで円滑な入居を支援します。
4	グループホームの広域的利用	市内外のグループホーム等の施設と連携し、障害のある人の希望に応じた広域的利用を促進します。
5	グループホーム等の計画的な整備	社会福祉法人等と連携して、グループホーム等の施設の整備に努めます。

6	地域活動支援センターへの支援	障害者の創作的活動または生産活動の機会提供、社会との交流の促進を図るための地域活動支援センター事業を実施し、活動の支援を行います。
7	社会参加のための移動支援の検証	障害のある人の社会参加、行動範囲の拡大を図るため、効果的な移動支援のあり方を検証します。
8	感染症などへの対応	新型コロナウイルスの感染拡大を教訓に、障害のある児・者とその家族が一時的に避難や待機できる支援策を検討します。

(2) バリアフリーの推進

(現状と課題)

障害者が、気軽に安心して外出するためには、多くの人が利用する公共施設、民間の商業施設等に対し、誰もが利用しやすいバリアフリーの視点を入れる必要があります。

全ての障害者が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報へのアクセシビリティ(取得・利用)の向上やコミュニケーション(意思疎通)手段の充実が極めて重要なため、既に「障害者基本法」や「障害者基本計画」に基づき、情報の利用におけるバリアフリー化等の施策が講じられてきましたが、施策のより一層の推進を図るため、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に施行しています。

また、「障害者差別解消法」においても、障害者への合理的配慮の提供など、情報のバリアフリー化が求められているところです。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	バリアフリーの理解推進	バリアフリーについての理解を深め、関係機関や事業者が積極的に関わっていけるよう働きかけます。
2	バリアフリー・ユニバーサルデザインの周知広報	バリアフリーデザインや※ユニバーサルデザインに関する周知広報に努めます。
3	施策等への意見反映	障害のある人からの意見を施策等に反映させるため、市事業に対し広く意見や情報を求めるよう努めます。
4	関係機関との連携によるバリアフリー化の推進	関係機関や公共交通事業者等と連携し、「長崎県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づくバリアフリー化の推進に努めます。
5	視聴覚障害者情報提供施設への積極関与	長崎県視聴覚障害者情報提供施設に対し、積極的に関わっていきます。

6	障害のある人向け行政情報の充実	障害のある人に対する、行政文書等の充実、市報による情報提供の充実に努めます。
7	点字・音声訳の充実	点字・音声訳による広報誌の充実に図ります。
8	SPコードの活用	※SPコードの行政文書への活用を研究します。
9	手話の理解拡大及び普及促進	諫早市手話言語条例に基づき、手話の理解拡大及び普及促進を図ります。
10	デジタル障害者手帳の周知	ホームページ等を通じて、デジタル障害者手帳「ミライロID」の周知を図ります。
11	情報アクセシビリティの向上	市内でのあらゆる場面における障害※情報アクセシビリティ向上を図るための広報、啓発活動を行います。
12	デジタル格差の解消	スマートフォンなどのデジタル機器の操作を苦手とする障害のある人に対して、それぞれの特性に応じた知識や技術を習得する機会を提供し、デジタル格差の解消を図ります。
13	障害差別の解消に向けた取組実施	障害差別の解消(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供)に向けた広報、啓発活動を展開します。
14	障害のある児童の意思決定支援	こども基本法の基本理念に則り、障害のある児童においても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮します。(1-(3)-①-6再掲)

【ユニバーサルデザイン】

できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすることを言います。

【SPコード】

紙に掲載された情報をデジタルに変え、専用の読取機を使い、音声出力し、紙に掲載された情報を読み取るものです。

【情報アクセシビリティ】

障害のある人がそれ以外の人と同じように、情報通信機器やサービスを利用できる環境のことです。

(3) スポーツ・芸術・文化活動の振興

(現状と課題)

障害のある人のスポーツ教室や美術工芸品展などを開催するとともに、長崎県障害者スポーツ大会への参加や全国障害者スポーツ大会出場者への支援などを行っています。

また、スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害者等の社会参加や生きがい活動の推進、障害者等とその他市民との交流を図るために、諫早市新道福祉交流センターを設置、運営しています。

平成30年には文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。今後も、県や関係機関等との連携を図りながら、障害のある人のスポーツ、芸術、文化活動の普及・振興に取り組み、障害のある人の社会参加や障害のある人に対する理解を促進していくことが重要となります。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	スポーツ大会出場者への支援	長崎県障害者スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会出場者等への支援を行います。
2	パラスポーツの魅力発信	世界を舞台に活躍する本市のパラアスリートの魅力を広く発信し、市民のパラスポーツへの関心を高めます。
3	県スポーツ協会との協力	「長崎県障害者スポーツ協会」と協力し、障害者スポーツの普及啓発に努めます。
4	ユニバーサルスポーツの普及拡大	障害の有無、老若男女を問わず、競技し、楽しめるユニバーサルスポーツの普及に努めます。
5	スポーツ・芸術・文化活動の機会と環境づくり	障害のある人が障害のない人と共にスポーツ・芸術・文化活動が行える機会と環境づくりに努めます。
6	新道福祉交流センターの活用促進	障害のある人及び高齢者の社会参加及び生きがいづくりの拠点となる諫早市新道福祉交流センターの活用を促進します。
7	障害者芸術の鑑賞機会の提供	障害者美術工芸作品展(心の花展)をはじめ、様々な作品展の紹介を行い、多くの市民の方に鑑賞する機会を提供します。



(4) 雇用・就労の推進

(現状と課題)

障害のある人が、能力と適性に応じて働くことができるよう、訓練や就労に向けての支援が強化され、就労継続支援や就労移行などの事業所も充実してきています。

国は、障害者優先調達推進法(平成25年施行)に基づき、自治体等の障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進しており、市においても物品等を発注する場合、優先的な障害者施設等からの調達に積極的な取組を行っています。

また、令和5年に障害者雇用促進法が改正され、令和6年4月から民間企業の障害者雇用率は2.5%に引き上げられ、令和8年7月以降は、さらに0.2%の引き上げが予定されています。

今後、就労支援サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携の新たな取組などを通じて、障害のある人の就労促進を図っていく必要があります。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	就労支援の実施	就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)事業、就労定着支援事業及び就業・生活支援センター事業の実施に伴う障害のある人の就労を支援します。
2	ハローワーク等との連携による職業情報の提供	一般就労及び職場定着の促進を図るため、「ハローワーク」や関係機関との連携を図り、※ジョブコーチの支援や※トライアル雇用、各種助成金制度などの広報及び障害のある人に対する職業情報の提供に努めます。
3	雇用拡大のための企業への情報提供	商工会議所等関係機関と連携して、法定雇用率が遵守され、一人でも多くの障害のある人の雇用拡大が図られるよう、企業への情報提供に努めます。
4	優先調達の推進による受注確保	市が策定する「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者施設等からの優先調達の一層の推進を図るため、受注機会の確保に努めます。
5	給料(賃金)・工賃向上の支援	障害者施設で作られた製品の販売を促進するために、「ナイスハートバザール」を開催するとともに、開催場所や方法を工夫するなどして、引き続き給料(賃金)・工賃向上の支援を行います。
6	異業種連携による多様な就労の場の確保	農業など、異業種との連携を推進することにより、多様な福祉的就労の場の確保に努めます。
7	就労選択支援サービスの推進	障害者総合支援法に新たに創設された「就労選択支援」サービスを推進し、障害のある人の就労機会の拡大、定着支援を図ります。
8	発達障害のある大学生への就労支援	発達障害のある学生に対して、産学官連携による就労支援に取り組めます。

【ジョブコーチ】

障害のある人が仕事につく場合にスムーズに就労できるようにサポートするスタッフのことで、障害のある人と一緒に職場に入り、職務遂行上の指導や支援を行います。

【トライアル雇用】

常用雇用に移る前に、短期間勤務し、その間に労働者としての能力の判定、職場への順応性などをテストする雇用制度です。

基本施策3 支え合いのしくみづくり

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなしくみづくりをめざします。

(1) 障害に対する理解促進

(現状と課題)

障害者施策を推進するためには、行政機関や障害者支援団体、事業者等の取組や障害のある人を取り巻く環境や関連する制度などが広く周知され、市民の理解を得ながら進めていくことが重要です。

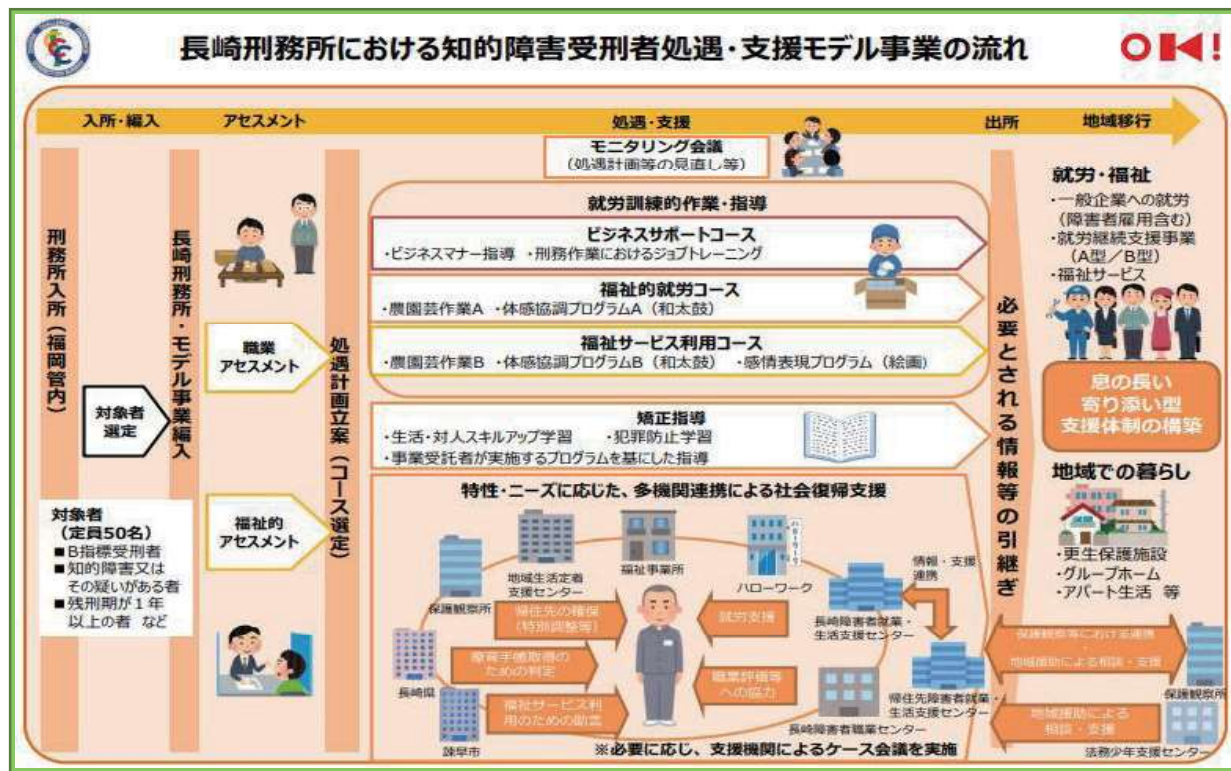
これまで市民参加型イベントとして「いさはや障害者福祉大会」や「ふれあいと交流のつどい」を開催してきましたが、今後も障害及び障害のある人に対する理解を深めるため、より効果的な啓発の方法についても検討し促進を図っていく必要があります。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	障害理解のための啓発・広報活動	広報誌、その他のパンフレット、ホームページ、SNS等を活用し、障害理解のための継続的な啓発・広報活動に努めます。
2	出前講座等の実施	多様な障害の特性について、関係機関や障害者団体と連携し、講演会や研修会、出前講座などを実施し、正しい知識の普及を図ります。
3	市民参加型イベントの充実	障害のある人もない人も共に参加する市民参加型イベントの充実に努めます。
4	バリアフリー施設の情報提供	障害のある人が気軽に出かけ利用できる、バリアフリーが整備された施設等の情報提供を行います。
5	補助犬の普及・啓発	※補助犬に対する理解を深めるため、啓発及び普及に向けた取組を行います。
6	ヘルプマークの普及・啓発	ヘルプマークなど障害に対する理解を深めるため、県と連携しながら啓発及び普及に向けた取組を行います。
7	手話の理解促進及び普及推進	諫早市手話施策推進方針に基づき、市民及び事業者等への手話に対する理解促進及び普及を推進していくため、手話に親しみ、手話を学べる環境づくりに努めます。
8	児童生徒の障害理解の促進	いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する一層の理解促進を図ります。(1-(3)-②-7 再掲)
9	知的障害受刑者への支援	長崎刑務所等の関係機関、団体等と連携して、知的障害受刑者の再犯防止と社会復帰の促進を支援します。

【補助犬】

盲導犬、介助犬、聴導犬を総称した名称です。平成14年5月29日に成立した「身体障害者補助犬法」により、補助犬を使用する身体障害のある人が公共施設や民間施設を補助犬と一緒に利用できるようになりました。



資料提供:法務省矯正局(長崎刑務所)

(2) 権利擁護の推進

(現状と課題)

平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を施行し、障害のある人への不当な差別を禁止するとともに、合理的配慮を行うことで、共生社会の実現を目指しています。

市では、障害者の虐待に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備し、成年後見の利用支援をするなど障害者の権利擁護のための取組も行っています。

障害のある人が差別や虐待から守られ、地域であたりまえの生活ができる社会を目指して、障害の種類別や就労や就学等、様々な生活場面に応じた権利擁護を図ります。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	障害に対する理解推進と差別禁止	「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を深めるとともに差別禁止について、周知、啓発、推進に努めます。

2	障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークの構築に努めます。
3	障害のある人への虐待防止への取組	障害者虐待の早期発見や防止に向けて、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、相談支援等の適切な運用に取り組みます。
4	権利擁護事業（成年後見制度等）の利用促進	障害のある人が、成年後見制度や諫早市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を適切に利用できるようこれらの制度の周知と利用普及の促進に努めます。
5	出前講座の実施	多様な障害の特性について、関係機関や障害者団体と連携し、講演会や研修会、出前講座などを実施し、正しい知識の普及を図ります。（3-(1)-2再掲）
6	投票率の向上	選挙管理委員会と連携して、障害のある人の投票率を向上するための啓発を強化します。
7	障害差別の解消に向けた取組実施	障害差別の解消（障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供）に向けた広報、啓発活動を展開します。（2-(2)-13再掲）
8	障害のある児童の意思決定支援	こども基本法の基本理念に則り、障害のある児童においても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮します。（1-(3)-①-6再掲）

(3) ボランティア活動等の支援

(現状と課題)

障害のある人やその家族を支える団体活動やボランティアの存在は、当事者の生活や活動の範囲や可能性を広げ、障害の有無に関わらず誰もが社会や地域でより積極的に参画できる環境づくりにつながります。

諫早市では、これらの団体に対し活動費の助成等の支援を行っていますが、中には、会員の高齢化や新規参加者の減少により、活動継続に向けた取組が必要な団体もあります。

今後、障害のある人に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動等を支援し、共助の担い手の育成に努めていきます。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	障害者団体への支援	障害者団体の主体性を尊重し、活動の支援や各種情報提供に努めます。
2	ボランティアに関する情報提供	障害のある人に対するボランティア活動に関する情報提供などの支援を行います。

3	手話等のボランティア活動紹介	手話、点字、音声訳、要約筆記等のボランティア活動の紹介を行います。
4	市民のボランティア参加	イベントに体験参加型ボランティアを募る等、ボランティアに興味のある市民の気軽な参加機会づくりをすすめます。
5	ボランティア団体間のネットワーク構築	障害のある人の特性を理解したボランティアの育成に努め、諫早市ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティア団体間のネットワークづくりを行います。
6	ボランティア活動に対する理解促進	児童生徒や地域住民等の障害を対象とするボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。
7	手話奉仕員の確保	手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修の充実を図り、技術の向上と奉仕員の確保に努めます。
8	こどもに対する手話教育の推進	関係機関、団体と協力して、こどもに対する手話教育の推進を図るための方策を検討します。

(4) 防犯・防災体制の確立

①地域の福祉防犯・防災ネットワークの確立

(現状と課題)

知的障害等の特性のある人が犯罪被害や消費者被害に遭ったり、トラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

また、障害により、自力での十分な備えや速やかな避難ができず、災害発生時に逃げ遅れる等の困難を抱えています。

防犯や防災への取組みについては、地域住民が一体となって行う必要があります、地域における障害のある人に対する支援を行うために様々な関係機関が連携を図る必要があります。

(今後の取組)

No.	取組名	内容
1	緊急時の体制整備	警察や消防、民生委員・児童委員等との連携を図り、緊急時の体制づくりを行います。
2	サポート体制づくりの研究	防犯や防災に対する地域でのサポート体制のあり方について研究します。
3	防犯啓発のための連携	障害のある人に対する暴力の予防と根絶に向けて、防犯啓発活動を進めるために、関係機関の連携に努めます。
4	累犯障害者への再犯防止支援	福祉的なアプローチにより、累犯障害者の再犯防止と社会復帰への支援を行う取組に対する協力を行います。

②防犯・防災知識の普及

（現状と課題）

防犯や防災知識に関する情報については、広報誌等を通じて周知していますが、障害種別に応じた対応のあり方を検証し、普及を図る必要があります。

（今後の取組）

No.	取組名	内容
1	防犯・防災情報の提供	障害のあるなしに関わらず、誰もがわかりやすい防犯・防災に関する情報の提供に努めます。
2	犯罪被害防止活動の促進	関係機関との連携のもと、障害のある人やその家族が犯罪に巻き込まれないよう、防犯等に係る普及啓発や防犯教育などの犯罪被害防止活動を促進します。
3	災害時要援護者マニュアルの作成	障害種別に応じた災害などへの平時の備えや発生後の支援方策等をまとめた災害時要援護者避難支援マニュアルを作成します。
4	災害時支援の研究	災害時に障害のある人かどうか確認することができ、障害のある人に対し地域住民が適切に支援することができるような方法を研究します。
5	防災訓練への参加、あり方研究	総合防災訓練への参加を促すとともに、障害種別に応じた訓練のあり方等を研究します。

③災害時・緊急時の情報提供・通信体制の充実

（現状と課題）

災害における避難情報等は生命に関わる問題です。視覚障害のある人や聴覚障害のある人はテレビやラジオからの情報に制限を受けます。また、避難勧告等のサイレンについても認識できない場合があります。

防災情報については、防災行政無線や、ラジオ、テレビ、メール配信、ファクス、市ホームページなど、多様な伝達手段を用いて提供しています。

災害情報等を適切に提供するために、障害種別に応じた情報アクセシビリティの確保が求められます。

（今後の取組）

No.	取組名	内容
1	災害時における情報アクセシビリティ確保	災害時における障害種別に応じた方法による情報提供事業の充実を図り、情報アクセシビリティを確保します。

2	コミュニティメディアとの連携による災害情報発信	諫早ケーブルメディアやエフエム諫早など関係機関との連携による災害情報を発信します。
3	緊急告知防災ラジオの整備拡充	エフエム諫早の放送により自動起動が可能な緊急告知防災ラジオの整備拡充を図ります。
4	緊急通報装置の登録促進	緊急時に通報できる消防署への「FAX119番」と「NET119」、警察への「FAX」等の周知、登録促進を図ります。
5	防災FAX、防災メールの登録促進	台風などの気象情報、避難勧告などの防災情報を市からお知らせする「防災情報FAX」と「防災メール」の周知、登録を促進します。
6	要援護者の把握	緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるよう※要援護者登録制度の周知を図り、要援護者の確実な把握を行います。

【要援護者登録制度】

要援護者（高齢者や障害のある人など、災害時の避難や日常生活に手助けが必要な人）をあらかじめ把握し、緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるよう、事前の登録申請により要援護者台帳を整備する制度です。台帳には支援に必要な情報などが記載され、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。

④災害時・緊急時の避難誘導対策の充実

（現状と課題）

市では身近な自治会・町内会ごとに急傾斜、洪水、高潮、津波等の警戒区域や避難経路等を記載した防災マップの作成を推進し、災害に対する警戒を呼びかけています。

障害のある人にとっては、障害種別に応じた災害時の避難手段や避難経路、または避難所で支援が受けられるかなどを予め検証し、災害時の対応を障害のある人や支援者、ボランティア、地域住民に周知しておく必要があります。

（今後の取組）

No.	取組名	内容
1	避難手段・経路の検証	関係機関・団体等と連携を図って、障害種別に応じた避難手段・経路の検証を行います。
2	災害ボランティア体制の確立	災害時におけるボランティア体制の確立を図ります。
3	非常時対応のケアプランへの反映	一般の避難所では避難生活が困難な障害者に適切に対応できるよう、非常時の対応についてもケアプランに盛り込むなど、個々の特性に応じた、避難場所の確保及び避難手順の確立に努めます。
4	要援護者情報の共有	地域で生活する障害のある人に対する災害時の支援や生活支援を効果的に行うために、要援護者として登録されている情報を地域の民生委員等と共有し支援することに努めます。

5	災害時要援護者のあり方検討	災害時における要援護者の支援のあり方について、官民連携による検討の場を設けます。
6	福祉避難所の設置	障害の特性から一般避難所での避難が困難な人を対象とする福祉避難所を設置します。
7	災害停電時における電源確保	電源を要する医療機器を在宅で使用している医療的ケア児(者)等の災害停電時における電源を確保します。
8	小児慢性特定疾患、難病患者の災害支援	保健所等と連携して、小児慢性特定疾患、難病患者の災害時における支援に取り組みます。

第3章 障害福祉サービス量等の見込み

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく全国一律の自立支援給付と地域の実情に応じて都道府県、市町村が実施する地域生活支援事業があり、平成24年度からは、障害児を対象としたサービスが児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として再編されました。自立支援給付は大きく介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の支給の4つに分かれています。また、地域生活支援事業は、必須事業と任意事業があります。



1 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点における施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減します。

項目	目標値	備考
施設入所支援から地域生活への移行数	11 人	令和4年度時点の入所者数 170 人
施設入所者の削減数	9 人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

医療、保健、福祉などの関係者が情報共有や連携を行う体制づくり「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)」の構築に取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本方針を踏まえ、以下の項目を本市の目標として設定します。

項目	目標値	備考
令和8年度中の就労移行支援事業等(※1)から一般就労への移行者数	35 人	令和3年度の移行者 27 人の 1.28 倍以上
うち令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	21 人	令和3年度の移行者 16 人の 1.31 倍以上
うち令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	5 人	令和3年度の移行者 4 人の 1.29 倍以上
うち令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	9 人	令和3年度の移行者 7 人の 1.28 倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上となる就労移行支援事業所の割合	50%	令和8年度末時点の事業所割合
令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	32 人	令和3年度の利用実績 22 人の 1.41 倍以上
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度末時点の事業所割合

※1 「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」をいう。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

令和8年度末までに、障害児の社会参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築するほか、障害児支援の提供体制を整備します。

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置	2 箇所	令和5年度 2 箇所（現状維持）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	3 箇所	令和5年度 3 箇所（現状維持）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3 箇所	令和5年度 3 箇所（現状維持）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。

項目	目標値	備考
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置見込数	1 人	—
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	12 回	年1回訪問指導等を実施する
地域の相談支援事業所に対する人材育成の支援回数	1 回	年1回研修会を実施する
相談機関との連携強化の取組実施回数	12 回	月に1回連絡会等を実施する

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び都道府県による指導監査結果の共有等、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項目	目標値	備考
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他研修への市職員の参加人数	11 人	障害福祉課 11 人が年1回参加
市が実施する障害福祉サービス等に係る研修	2 回	半期に1回実施

2 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービス、障害児福祉サービス及び地域生活支援事業について、サービスの種類ごとに令和8年度までの必要量を見込みます。

見込量については、現に利用している者の数、平均的なサービス利用量、利用者に対するニーズ調査等を勘案して算定しています。※見込量は、1ヶ月に必要な量です。

(1) 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の障害者に対して、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報の提供(代読、代筆を含む。)や移動の援護を行います。
行動援護	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス見込量	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人／月	173	174	174	174
	時間／月	2,145	2,158	2,158	2,158
重度訪問介護	人／月	20	20	20	20
	時間／月	2,368	2,368	2,368	2,368
同行援護	人／月	40	40	40	40
	時間／月	700	700	700	700
行動援護	人／月	11	12	15	18
	時間／月	45	48	60	72
重度障害者等包括支援	対象者数	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0

(2) 日中活動系(訓練・就労)サービス

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする障害者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能を高めるための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な生活能力を高めるための訓練を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)(B型)	一般企業等への就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、一定期間、事業所、家族などの連絡調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所(福祉型)	家で介護を行う人が病気等の場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設等へ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	家で介護を行う人が病気等の場合に、重症心身障害児・者等の重い障害のある人を短期間医療機関等へ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

サービス見込量	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人／月	431	428	429	430
	(うち重度)	(213)	(210)	(226)	(241)
	人日／月	7,715	7,661	7,722	7,740
自立訓練 (機能訓練)	人／月	1	1	1	1
	人日／月	0	5	5	5
自立訓練 (生活訓練)	人／月	30	35	35	35
	(うち精神)	(21)	(22)	(24)	(25)
	人日／月	273	325	315	306

就労選択支援	人／月	0	0	15	30
	人日／月	0	0	121	243
就労移行支援	人／月	65	65	70	75
	人日／月	527	567	591	615
就労継続支援 A型	人／月	126	144	145	146
	人日／月	1,928	2,218	2,182	2,147
就労継続支援 B型	人／月	599	625	629	631
	人日／月	9,764	9,969	10,240	10,512
就労定着支援	人／月	13	20	26	32
療養介護	人／月	67	73	74	74
短期入所 (福祉型)	人／月	159	177	178	178
	(うち重度)	(6)	(10)	(10)	(10)
	人日／月	588	644	647	648
短期入所 (医療型)	人／月	22	26	27	28
	(うち重度)	(5)	(10)	(10)	(10)
	人日／月	70	83	86	90

(3) 居宅系・入所系サービス

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	施設入所やグループホームを利用していた障害者が一人暮らしをする場合に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問のほか、随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居にて、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間や休日、施設に入所している障害者に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス見込量	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人／月	10	23	26	30
	(うち精神)	(1)	(3)	(3)	(3)

共同生活援助 (グループホーム)	人／月	327	328	376	425
	(うち精神)	(101)	(94)	(110)	(120)
	(うち重度)	(19)	(20)	(23)	(25)
施設入所支援	人／月	163	162	161	161

(4) 相談支援サービス

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する場合に、障害者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向をもとに、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	施設や病院に入所等している障害者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保など新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援	自宅で単身生活を送っている障害者を対象に、24時間の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

サービス見込量	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人／月	298	310	330	350
地域移行支援	人／月	0	1	1	1
	(うち精神)	(0)	(1)	(1)	(1)
地域定着支援	人／月	2	1	2	3
	(うち精神)	(2)	(1)	(1)	(1)

(5) 障害児支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを通所により行います。
保育所等訪問支援	保育所など障害児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを通所により行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児であって障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児を対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に、障害児支援利用計画を作成します。

サービス見込量	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人／月	168	169	184	198
	人日／月	857	887	965	1,039
保育所等 訪問支援	人／月	18	23	30	38
	人日／月	21	25	32	40
放課後等 デイサービス	人／月	494	495	523	550
	人日／月	5,928	6,037	6,378	6,705
居宅訪問型 児童発達支援	人／月	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
障害児相談支援	人／月	163	180	200	221

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

事業名	事業の内容
理解促進・研修啓発事業	市民に対して障害者等に対する理解を深めるためのイベントや障害者施設で作られた製品の販売促進の場を開催します。
相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、障害福祉サービスを利用等のための情報の提供や助言、利用手続等の支援、関係機関との連絡調整などを行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害のある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費などを助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣などによる支援を行います。
日常生活用具給付事業	重度の障害のある人等に対し、日常生活がしやすいようにするための用具などを給付します。
手話奉仕員・通訳者、要約筆記奉仕員養成研修事業	手話奉仕員・通訳者、要約筆記奉仕員の養成研修を行い、技術の向上と奉仕員等の確保に努めます。
移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある人(自立支援給付の「行動援護」や「同行援護」等の対象とならない方)の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、手工芸品の作成や軽作業、社会との交流などの提供を行います。

訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害者(児)に対し、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
生活支援事業 (生活訓練等)	視覚障害者に対し、点字講習会や歩行訓練等を行い、生活の質の向上を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族の一時的な休息等を支援します。
社会参加促進事業	障害のある人を対象としたスポーツ・芸術活動等を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・ 自動車改造助成事業	肢体障害などのある人が、自動車運転免許を取得する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

地域生活支援事業の見込量(年間)

事業名	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
理解促進研修・ 啓発事業	有	有	有	有	—
相談支援事業					
障害者相談 支援事業	11	11	12	12	箇所
地域自立支援 協議会	1	1	1	1	箇所
成年後見制度 利用支援事業	2	3	3	4	件
意思疎通支援事業	670	672	674	676	件
日常生活用具給付事業					
介護・訓練 支援用具	8	9	9	9	件
自立生活 支援用具	22	18	19	20	件
在宅療養等 支援用具	16	19	20	21	件
情報意思疎通 支援用具	32	34	35	36	件
排泄管理 支援用具	3,115	3,328	3,545	3,781	件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3	5	5	5	件
手話・要約筆記奉仕員研 修事業	69	53	54	55	人
移動支援事業					
実施箇所数	14	15	16	17	箇所
実利用見込者数	60	62	64	67	人

延利用時間数	2,856	2,960	3,068	3,180	h
地域活動支援センター事業					
実施箇所数	4	4	4	4	箇所
実利用見込者数	45	45	45	45	人
訪問入浴サービス事業	1	2	2	2	人
生活支援事業	有	有	有	有	—
日中一時支援事業					
実施箇所数	25	26	26	26	箇所
実利用見込者数	170	176	176	176	人
社会参加促進事業	有	有	有	有	—
自動車運転免許取得・ 自動車改造助成事業	1	2	2	2	件

第4章 計画の推進体制

1 関連機関相互の連携

障害のある人に対する施策は健康福祉分野にとどまらず、教育・住宅・防災・交通・情報など広範な分野にわたるため、市の保健・医療・福祉施策の連携はもとより、教育施策・防災施策・都市整備施策等の担当部局などの庁内関連機関及びハローワークや県央保健所、こども医療福祉センター、特別支援学校等、国や県の機関との相互連携を図りながら本計画の推進に努めます。

また、障害のある人に関わる保健・医療、福祉、教育、就労関係者等で構成する「諫早市地域自立支援協議会」と課題ごとに設けた4つの専門部会（就労・こども・サービス・地域移行）で、障害者・障害児福祉計画の具体化に向けた協議を、随時行っていきます。

2 地域住民・地域福祉団体等との相互連携と協働

本計画の実現に向けて、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合会やボランティアなどの地域福祉団体、障害福祉サービス事業者等の相互連携によって、より大きな力を創造しながら各施策を推進します。

また、障害のある人自身の自立に向けての努力も大切な力になります。市、地域住民や地域福祉団体、障害のある人、これら三者の協働により、計画の実現に向けた取組を推進します。

3 計画の進行管理・評価体制

本計画はPDCAの小さなサイクルと大きなサイクルを循環しながら、国の施策の動向を踏まえつつ、1年に1回の分析（小さなサイクル）、評価及び計画期間の折り返し時点における評価（大きなサイクル）を実施するなど、必要に応じて見直しを行ってまいります。

なお、見直しにあたっては、諫早市地域自立支援協議会に意見を聴くとともに、諫早市健康福祉審議会において協議、検討を図り、計画の効果的な推進を図ります。

諫早市障害者・障害児 共生プランにおけるPDCAサイクルのイメージ



PDCA サイクルとは・・・

さまざま分野・領域における品質改善や業務改善など広く活用されているマネジメント手法で「計画 Plan」「実行 Do」「評価 Check」「改善 Action」のプロセスを順に実施していくものです。



参考資料

計画の策定経緯

諫早市健康福祉審議会委員名簿

諫早市健康福祉審議会障害福祉部会委員名簿

障害者(児)アンケート調査結果(本人用・家族用)

計画の策定経緯

諫早市健康福祉審議会は、市長からの諮問に対し、専門作業部会である「障害福祉部会」を設置し、同計画に関する基本的事項及び計画の内容について調査・審議を行いました。

諫早市障害者・障害児 共生プラン 策定経緯

No.	開催月日	調査・審議機関	審議内容等
令和4年度			
1	2月16日	第2回健康福祉審議会	諫早市障害者・障害児福祉計画の諮問
令和5年度			
2	8月22日	第1回障害福祉部会	部会長選出／職務代理者指名 現行計画の進捗状況について アンケート調査素案について 次期計画作成の基本方針について
3	9月21日 ～10月6日	利用者アンケート調査 (本人用・家族用)	サービス利用等について
4	11月13日	第2回障害福祉部会	アンケート調査結果について 計画策定時の留意点について 計画の素案について
5	11月17日 ～11月30日	事業者アンケート調査	障害福祉サービス等の見込量について
6	12月26日	第3回障害福祉部会	計画の素案について パブリックコメントについて
7	1月9日 ～1月23日	パブリックコメント (事前告知12月27日)	計画の素案について
8	1月11日	地域自立支援協議会	計画の素案について(書面審査)
9	1月29日	第4回障害福祉部会	計画の素案について(書面審査)
10	2月15日	第2回健康福祉審議会	諫早市障害者・障害児 共生プランについて (部会長報告)
11	2月21日	市長への答申	

諫早市健康福祉審議会 委員名簿

(五十音順、敬省略)

区 分※	氏 名	役 職 等	備 考
○ 第3号	浦 泰	諫早市歯科医師会 会長	
第1号	小川 大洋	諫早市校長会(北諫早中学校 校長)	
第4号	小川 政吉	諫早市民生委員児童委員協議会連合会 会長	
第4号	小野 由利子	諫早市老人クラブ連合会 健康推進部副部長兼若手委員会委員長	
第1号	草野 洋介	西九州大学看護学部 特命教授	
第2号	早田 美穂子	諫早市保育会 役員	
◎ 第4号	寺井 雄一	(福)諫早市社会福祉協議会 会長	
第2号	出口 晴彦	(福)寿光会 理事長	
第3号	中尾 理恵子	長崎県看護協会 県央支部 支部長	
第1号	中野 伸彦	鎮西学院大学現代社会学部 教授	
第4号	西村 久美子	諫早市連合婦人会 会長	
第1号	濱崎 由紀	長崎県県央保健所 地域保健課長	
第1号	平田 昭輔	長崎県立諫早特別支援学校 校長	
第4号	福田 富美子	諫早市学童保育連絡協議会 事務局長	
第4号	平間 美代子	諫早市精神障害者家族会協会 会長	
第3号	堀 剛	(一社)諫早市薬剤師会 会長	
第2号	松藤 久傳	長崎県老人福祉施設協議会 県央ブロック施設代表者会 会長	
第1号	満岡 渉	(一社)諫早医師会 副会長	
第2号	森 淳子	(福)聖家族会 みさかえの園むつみの家	
第3号	山口 実	(一社)諫早医師会 会長	

◎:会長 ○:会長職務代理者

任期:令和4年10月20日～令和6年10月19日

※[諫早市健康福祉審議会条例第3条第2項各号の規定による区分]

第1号 学識経験者(6名)

第2号 社会福祉事業従事者(4名)

第3号 医療事業従事者(4名)

第4号 社会福祉団体・公共的団体関係者(6名)

諫早市健康福祉審議会 障害福祉部会 委員名簿

敬称略／委員・臨時委員 五十音順

区 分	氏 名	所 属	備 考
委 員	平田 昭輔	長崎県立 諫早特別支援学校 校長	
委 員	濱崎 由紀	長崎県 県央保健所 副部長兼地域保健課長	
◎ 委 員	森 淳子	(福) 聖家族会 みさかえの園 むつみの家 外来科長	
○ 委 員	平間 美代子	諫早市精神障害者家族会協会 会長	
臨時委員	開 浩一	(学) 鎮西学院 鎮西学院大学 教授	
臨時委員	松村 真美	(福) 南高愛隣会 常務理事	
臨時委員	宮崎 亨子	(福) 幸生会 諫早療育センター 地域支援課長	
臨時委員	松浦 恵子	長崎県立 こども医療福祉センター 地域連携室長	
臨時委員	志賀 正幸	諫早市 働く喜びサポート事業実行委員会 代表	
臨時委員	森 多久男	諫早市身体障害者福祉協会 会長	
臨時委員	内川 十代一	諫早市手をつなぐ育成会 会長	
臨時委員	田苗 恵造	諫早市社会福祉協議会 地域支援課 主任	

◎部会長 ○部会長職務代理者

障害者(児)アンケート調査結果

調査期間	令和5年9月21日から10月6日		
調査対象	750人(身体497/療育142/精神111)		
回答数	301人	回収率	40.1%

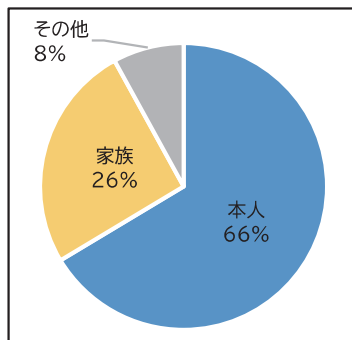
※複数の手帳所持者は、それぞれに集計しているため、合計が回収数を上回る場合がある。

※手帳の表記【身体】身体障害者手帳、【療育】療育手帳、【精神】精神障害者保健福祉手帳

問1～問7(まとめ)

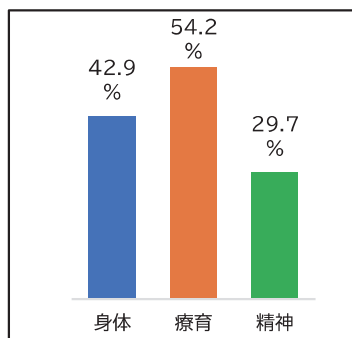
①回答者 <人/%>

区分	本人	家族	その他	合計
人数	200	77	24	301
割合	66.4	25.6	8	100



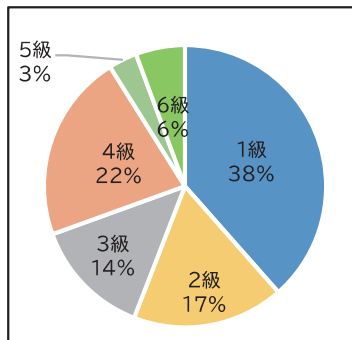
②手帳別の回答率 <人/%>

区分	身体	療育	精神	未回答
人数	213	77	33	4
割合	42.9	54.2	29.7	0.5



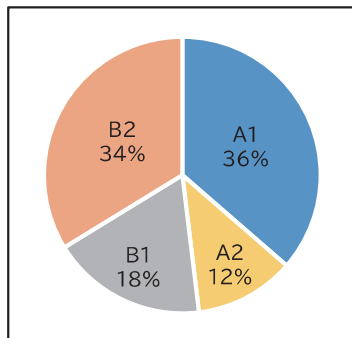
③身体 <人/%>

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	82	37	29	46	7	12	213
割合	38.5	17.4	13.6	21.6	3.3	5.6	100



<人/%>

区分	視覚	聴覚・平衡	音声言語	肢体	内部	合計
人数	33	20	2	90	76	221
割合	14.9	9.1	0.9	40.7	34.4	100

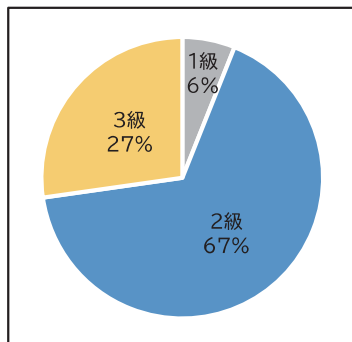


④療育 <人/%>

等級	A1	A2	B1	B2	合計
人数	28	9	14	26	77
割合	36.4	11.7	18.2	33.7	100

⑤精神 <人/%>

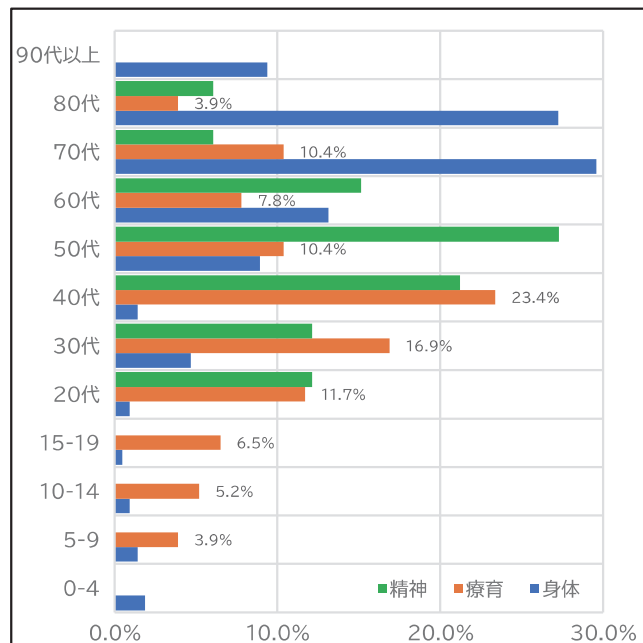
等級	1級	2級	3級	合計
人数	2	22	9	33
割合	6.1	66.7	27.2	100



⑥年代別の手帳所持者数

〈人〉

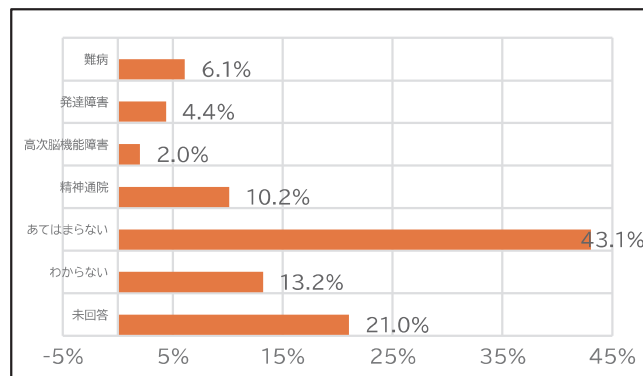
年代	身体	療育	精神
0-4	4	0	0
5-9	3	3	0
10-14	2	4	0
15-19	1	5	0
20代	2	9	4
30代	10	13	4
40代	3	18	7
50代	19	8	9
60代	28	6	5
70代	63	8	2
80代	58	3	2
90代以上	20	0	0
合計	213	77	33



⑦難病等の状況

〈人〉

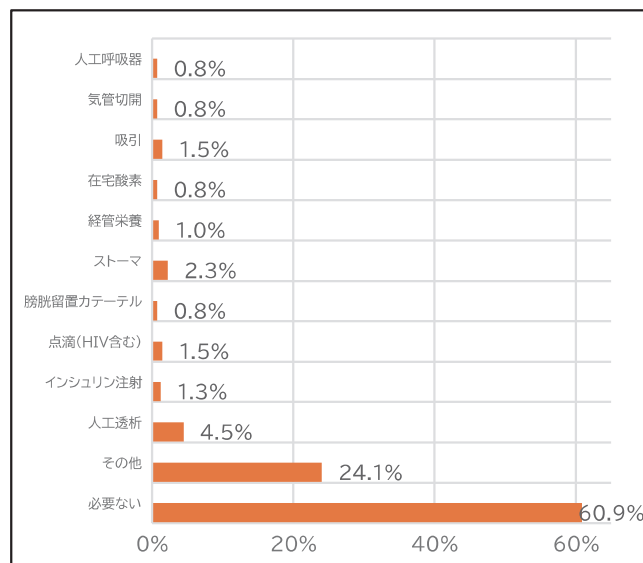
難病	18
発達障害	13
高次脳機能障害	6
精神通院	30
あてはまらない	127
わからない	39
未回答	62
合計	295



⑧医療的ケアの状況

〈人〉

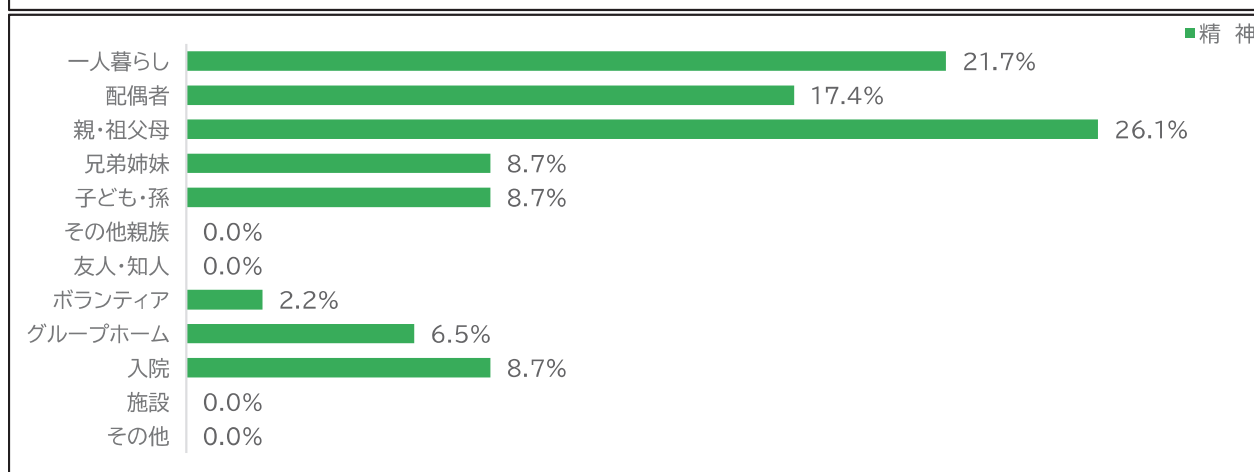
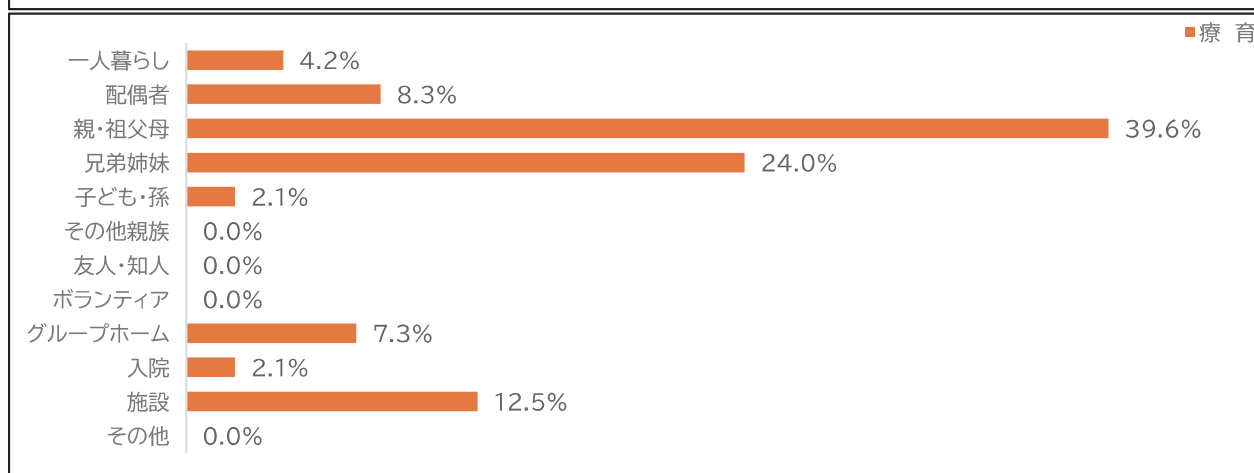
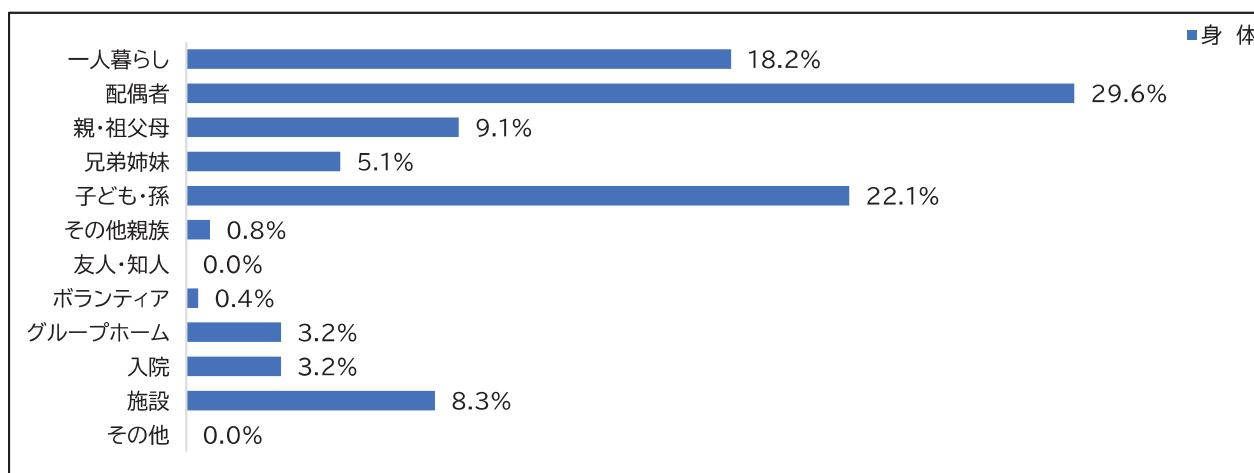
人工呼吸器	3
気管切開	3
吸引	6
在宅酸素	3
経管栄養	4
ストーマ	9
膀胱留置カテーテル	3
点滴(HIV含む)	6
インシュリン注射	5
人工透析	18
その他	96
必要ない	243
合計	399



問8 誰と一緒に暮らしていますか。

〈人〉

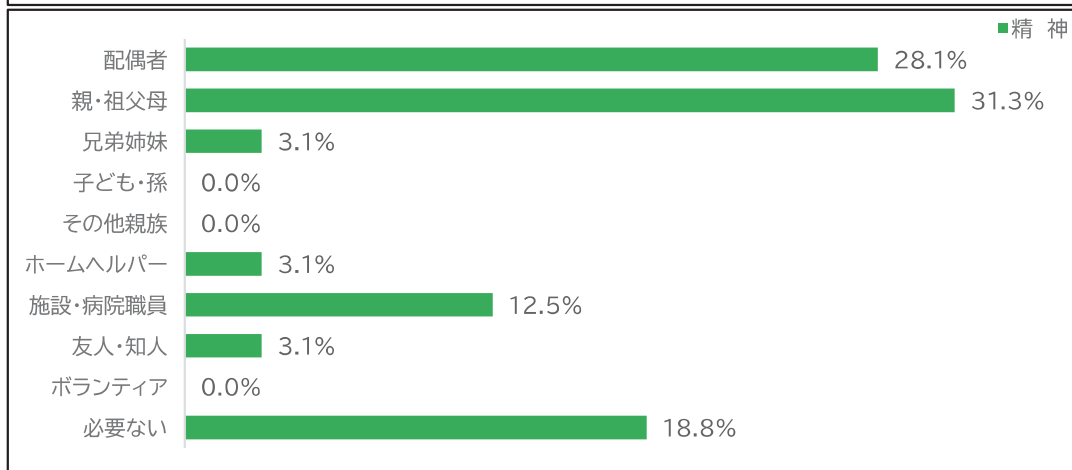
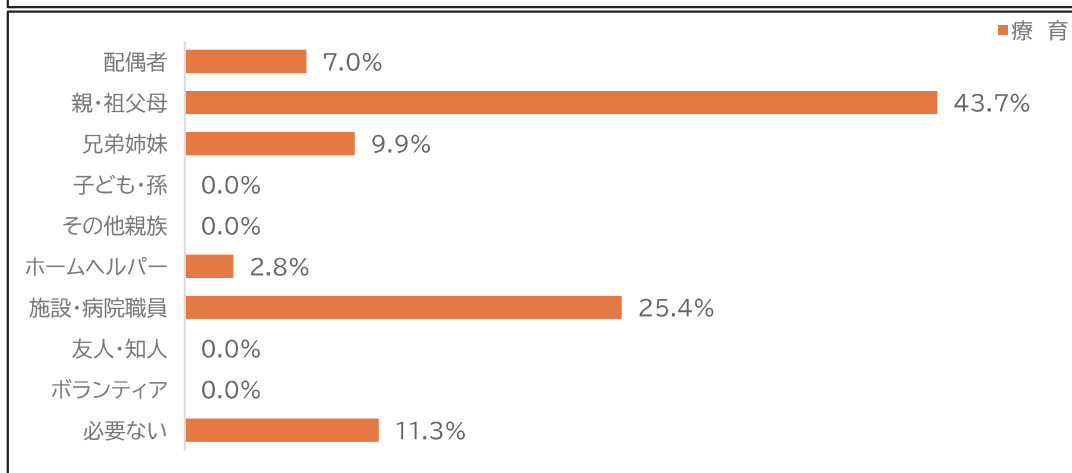
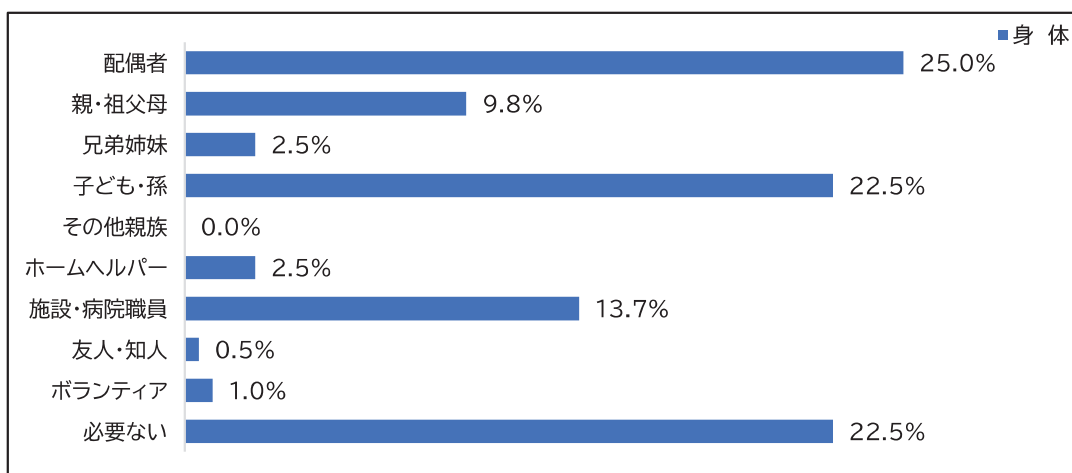
手帳の種類	一人暮らし	配偶者	親・祖父母	兄弟姉妹	子ども・孫	その他親族	友人・知人	ボランティア	グループホーム	入院	施設	その他
身体	46	75	23	13	56	2	0	1	8	8	21	0
療育	4	8	38	23	2	0	0	0	7	2	12	0
精神	10	8	12	4	4	0	0	1	3	4	0	0
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
合計	62	91	73	40	62	2	0	2	18	15	34	0



問9 誰が介護や手伝いをしてくれますか。

〈人〉

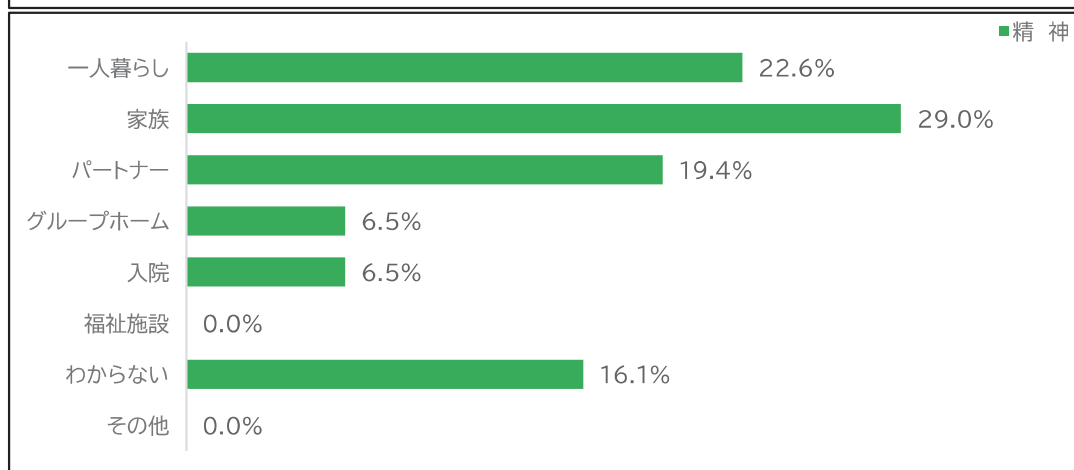
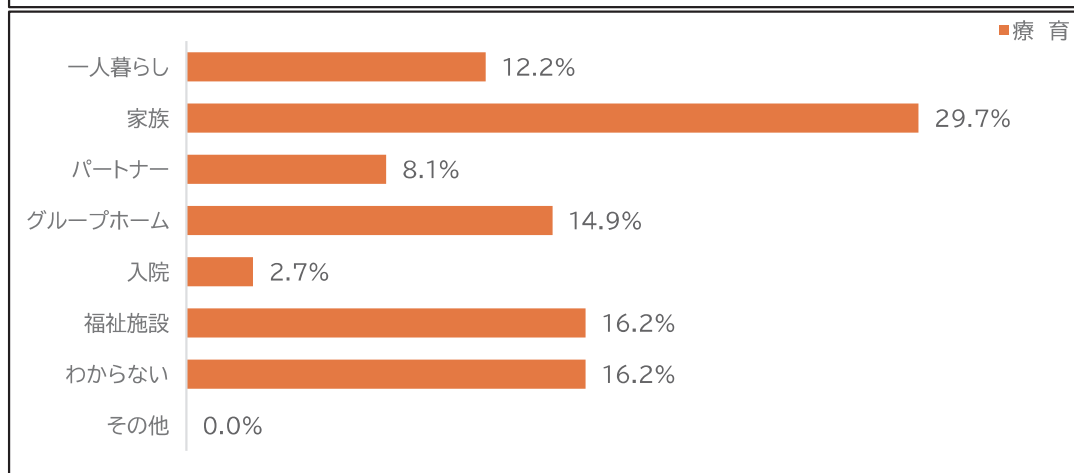
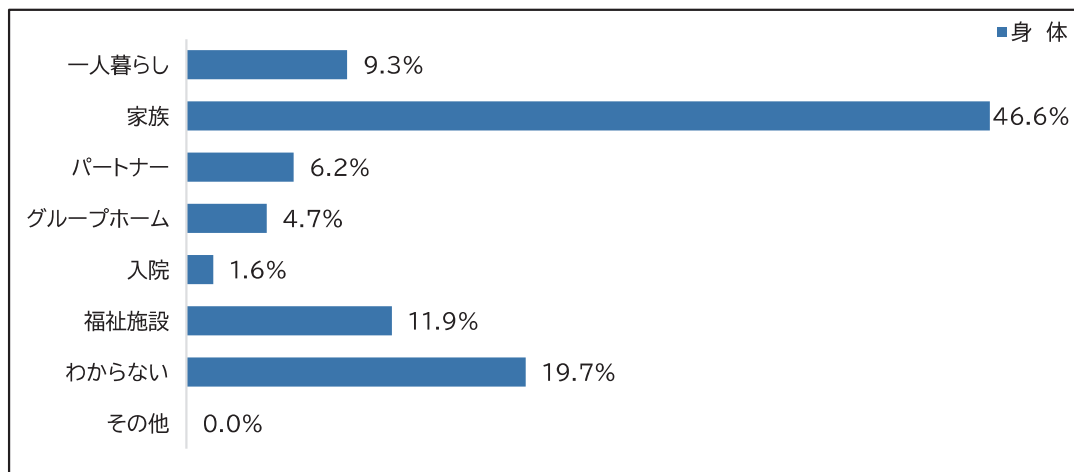
手帳の種類	配偶者	親・祖父母	兄弟姉妹	子ども・孫	その他親族	ホームヘルパー	施設・病院職員	友人・知人	ボランティア	必要ない
身体	51	20	5	46	0	5	28	1	2	46
療育	5	31	7	0	0	2	18	0	0	8
精神	9	10	1	0	0	1	4	1	0	6
その他	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1
合計	65	61	13	47	0	8	52	2	2	61



問10 将来どのように暮らしたいですか。

〈人〉

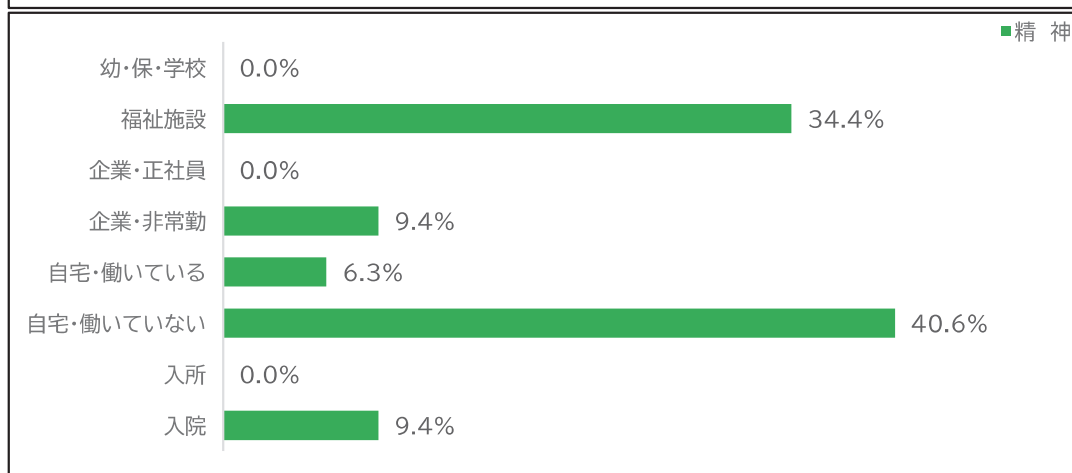
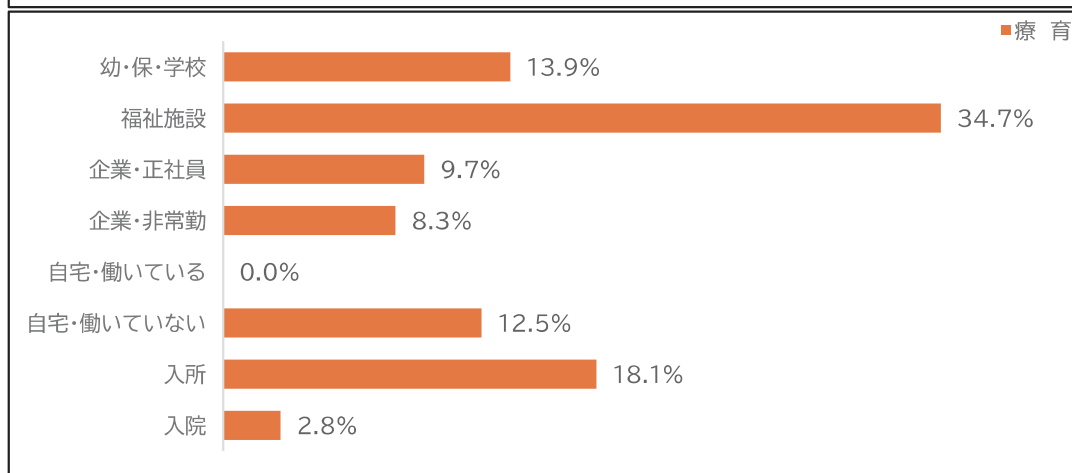
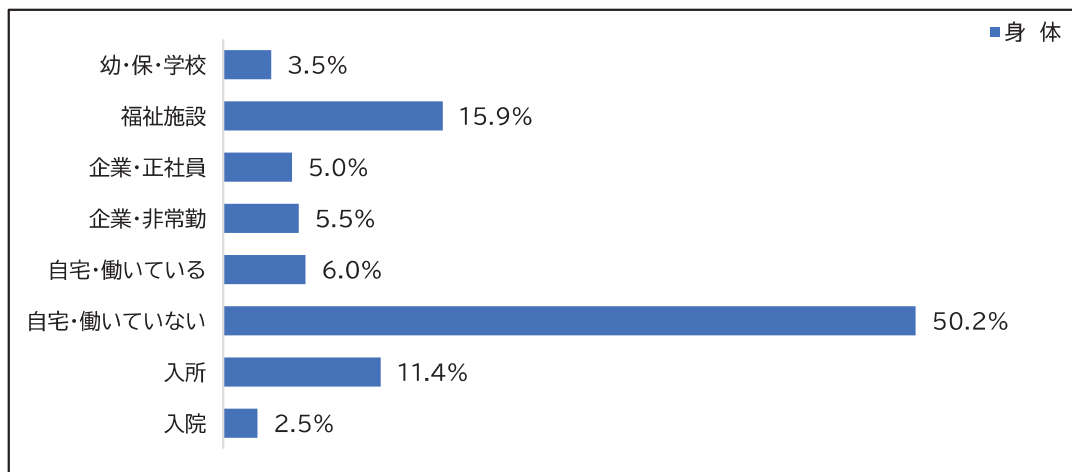
手帳の種類	一人暮らし	家族と生活	パートナーと生活	グループホーム	入院	入所	わからない	その他
身体	18	90	12	9	3	23	38	0
療育	9	22	6	11	2	12	12	0
精神	7	9	6	2	2	0	5	0
その他	0	0	0	0	1	2	1	0
合計	34	121	24	22	8	37	56	0



問11 平日の昼間はどのように過ごしていますか。

〈人〉

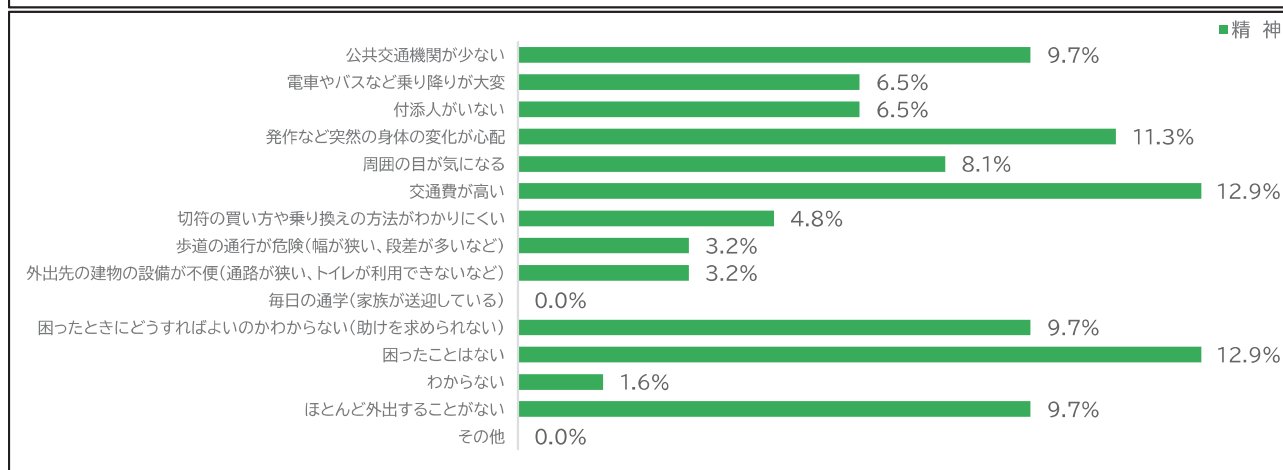
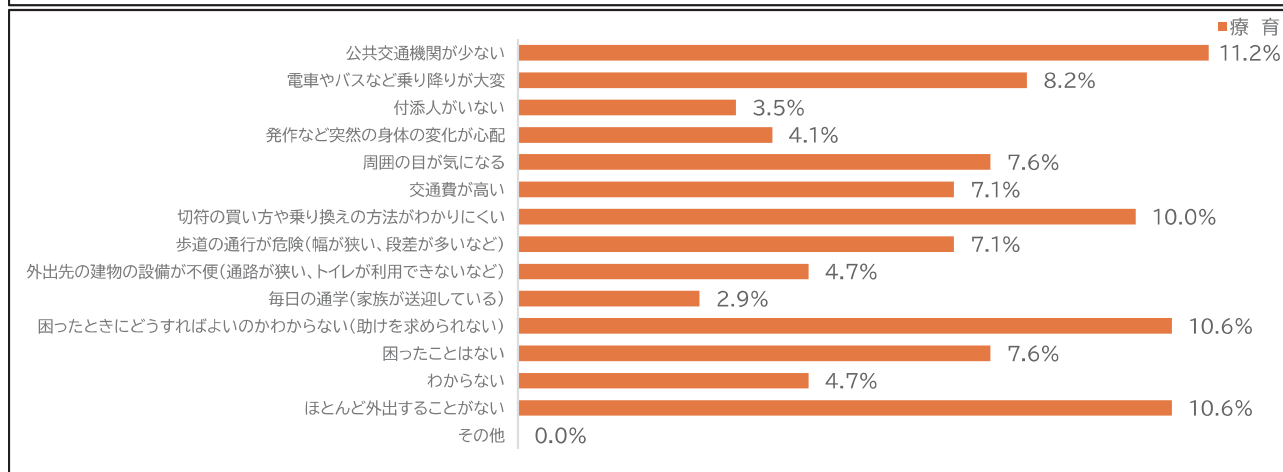
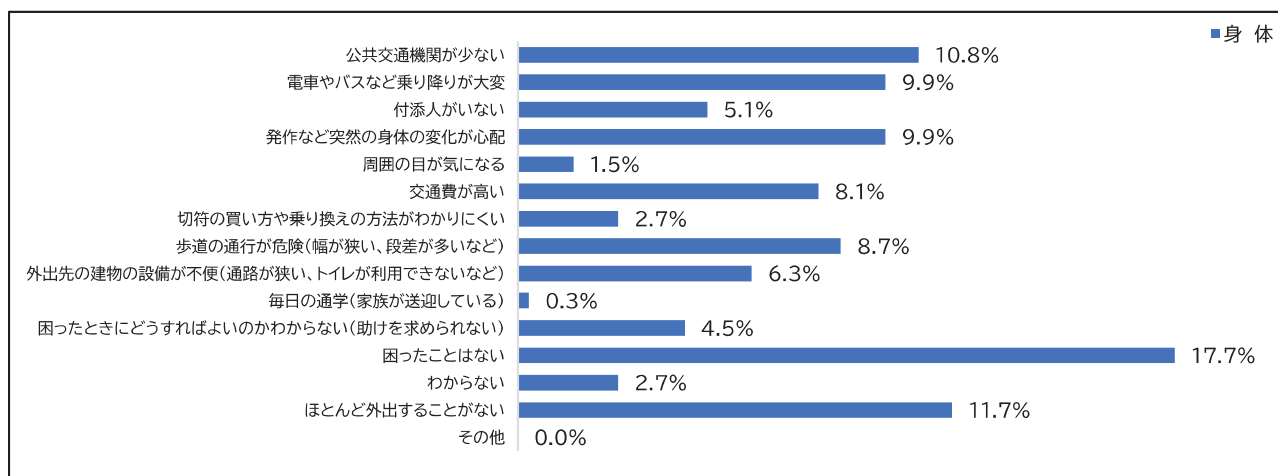
手帳の種類	幼・保・学校	福祉施設へ通所	企業の正社員	企業の非常勤	自宅で働いている	自宅（働いていない）	入所	入院
身体	7	32	10	11	12	101	23	5
療育	10	25	7	6	0	9	13	2
精神	0	11	0	3	2	13	0	3
その他	0	0	0	0	0	2	1	0
合計	17	68	17	20	14	125	37	10



問12 外出する時に困ることは何ですか。

〈人〉

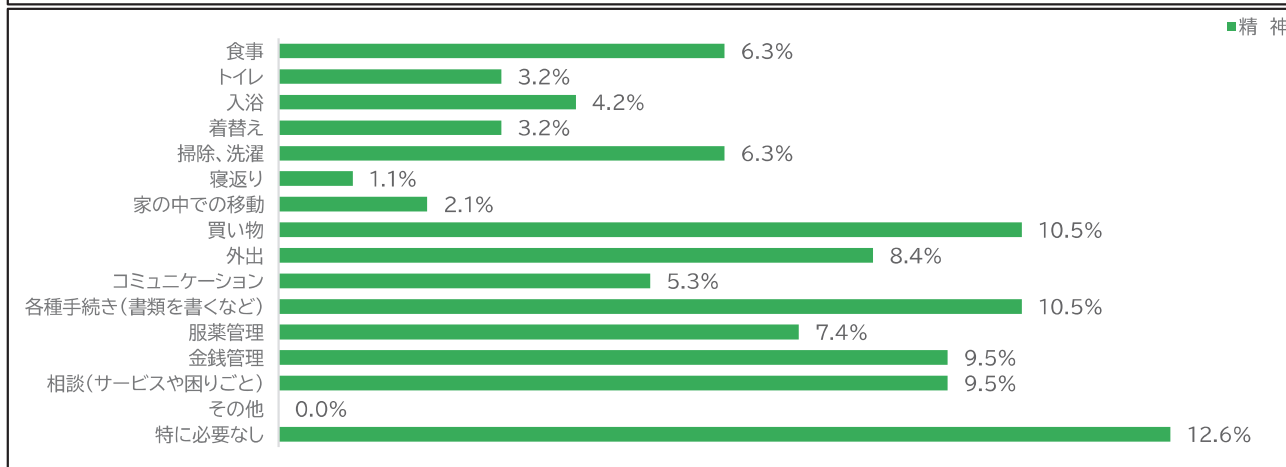
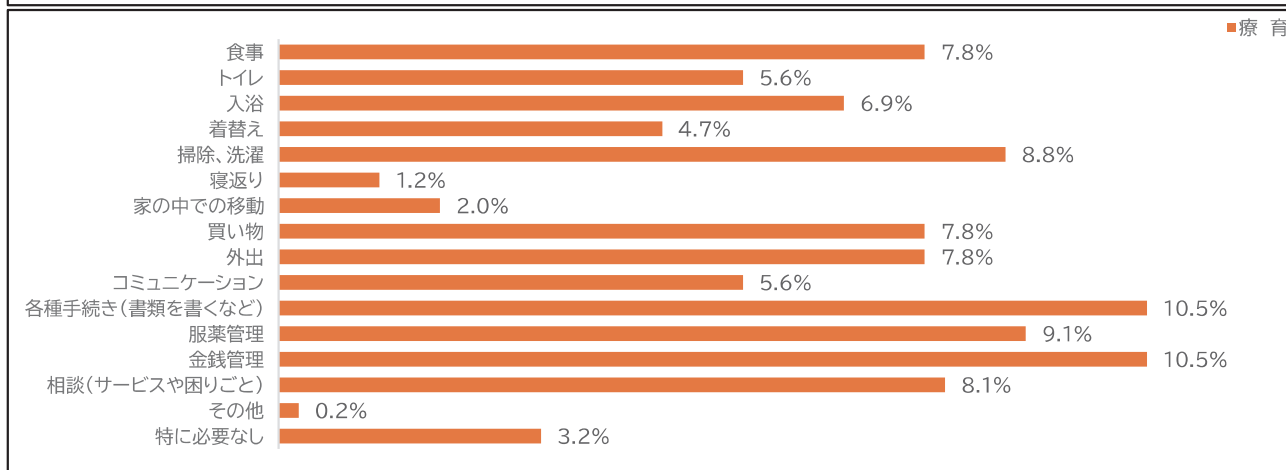
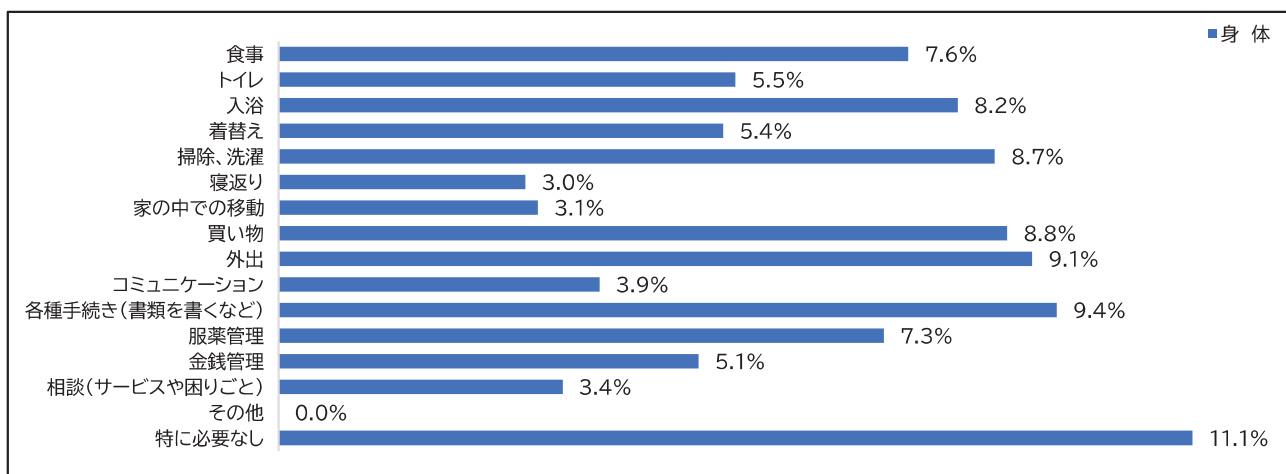
手帳の種類	公共交通機関が少ない	電車やバスなど乗り降りが大変	付添人がいない	発作など突然の身体の変化が心配	周囲の目が気になる	交通費が高い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	歩道の通行が危険（幅が狭い、段差が多いなど）	外出先の建物の設備が不便（通路が狭い、トイレが利用できないなど）	毎日の通学（家族が送迎している）	困ったときにどうすればよいかわからない（助けを求められない）	困ったことはない	わからない	ほとんど外出することがない	その他
身体	36	33	17	33	5	27	9	29	21	1	15	59	9	39	0
療育	19	14	6	7	13	12	17	12	8	5	18	13	8	18	0
精神	6	4	4	7	5	8	3	2	2	0	6	8	1	6	0
その他	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
合計	62	51	27	48	23	47	29	44	31	6	39	80	18	65	0



問13 日常生活の中で必要な支援はありますか。

〈人〉

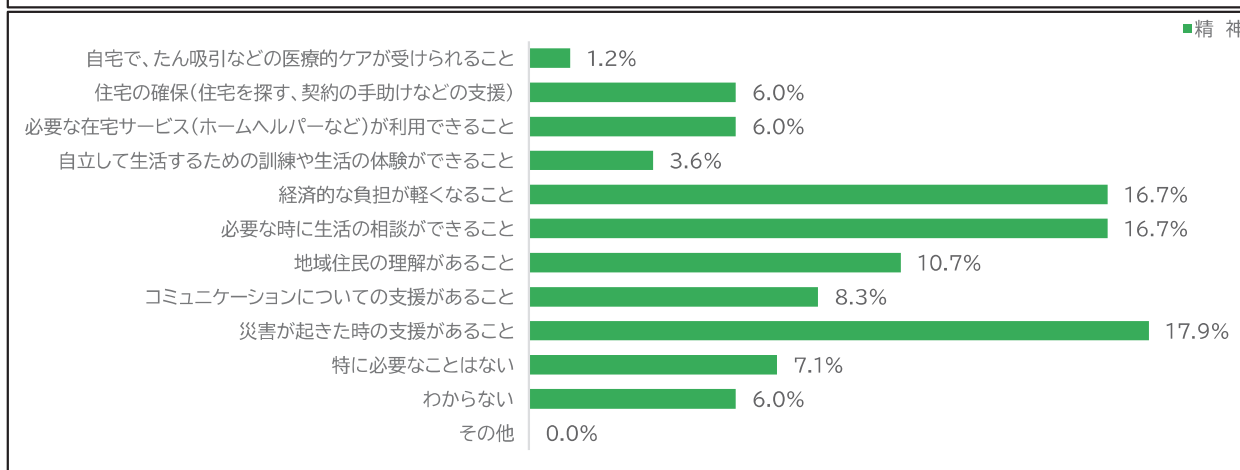
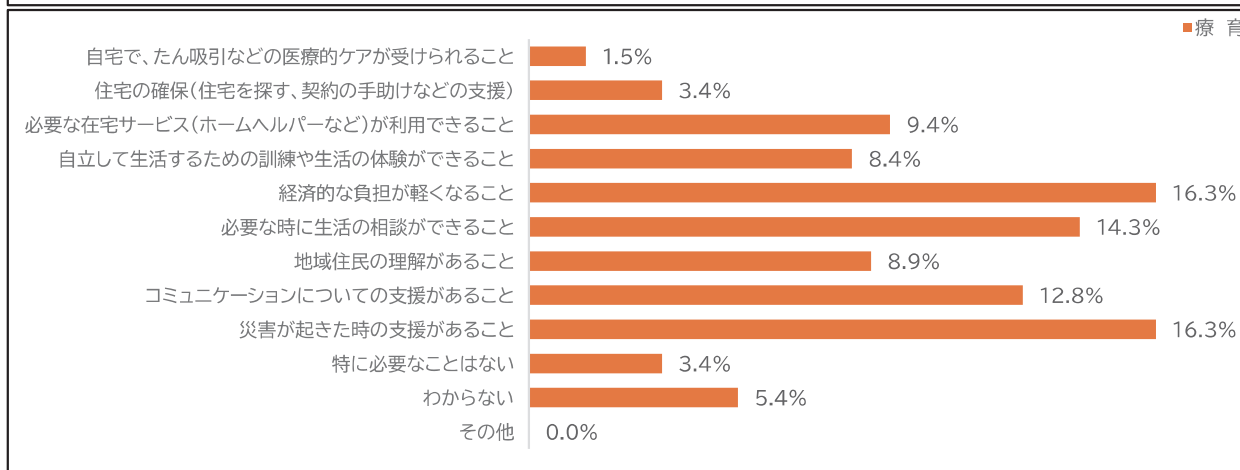
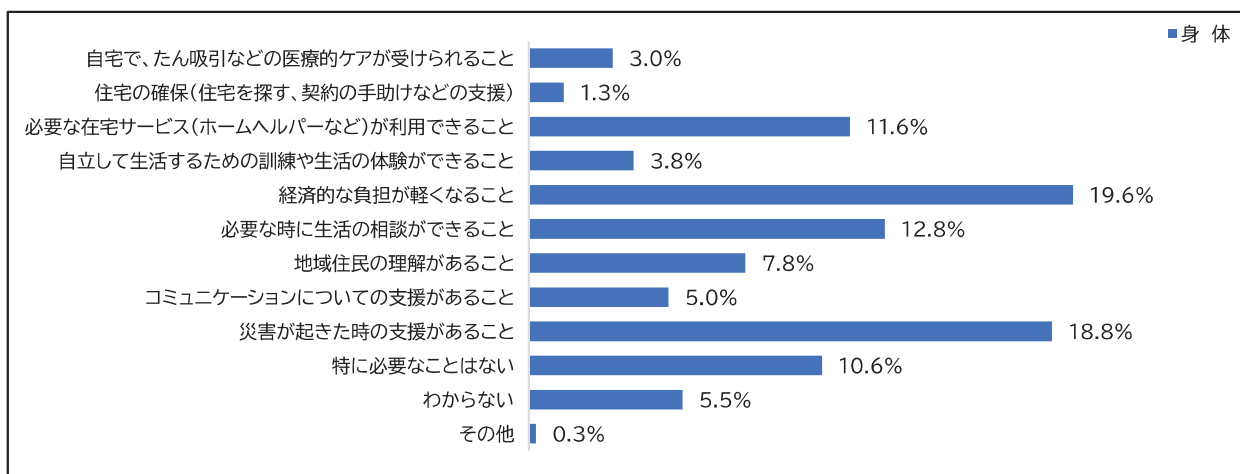
手帳の種類	食事	トイレ	入浴	着替え	掃除、洗濯	寝返り	家の中での移動	買い物	外出	コミュニケーション	各種手続き（書類を書くなど）	服薬管理	金銭管理	相談（サービスや困りごと）	その他	特に必要なし
身体	51	37	55	36	58	20	21	59	61	26	63	49	34	23	0	74
療育	32	23	28	19	36	5	8	32	32	23	43	37	43	33	1	13
精神	6	3	4	3	6	1	2	10	8	5	10	7	9	9	0	12
その他	2	1	2	1	2	1	2	3	2	2	2	2	2	1	0	0
合計	91	64	89	59	102	27	33	104	103	56	118	95	88	66	1	99



問14 地域で生活するためには何が必要と思われますか。

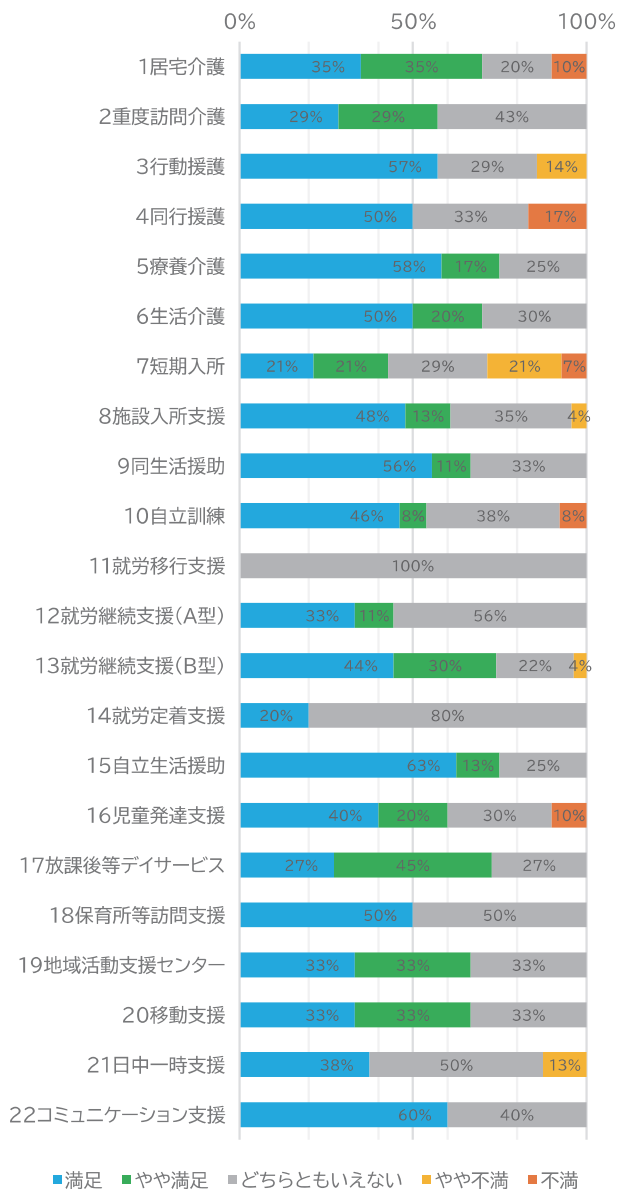
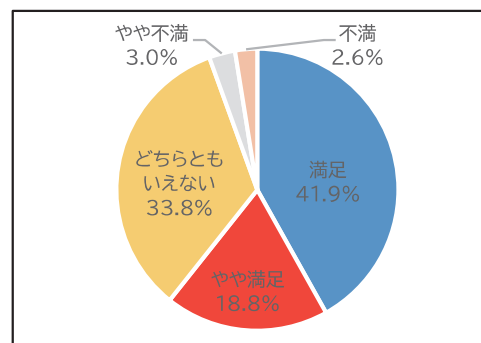
〈人〉

手帳の種類	身体	療育	精神	その他
自宅で、たん吸引などの医療的ケアが受けられること	12	3	1	0
住宅の確保(住宅を探す、契約の手助けなどの支援)	5	7	5	0
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	46	19	5	1
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	15	17	3	0
経済的な負担が軽くなること	78	33	14	0
必要な時に生活の相談ができること	51	29	14	2
地域住民の理解があること	31	18	9	1
コミュニケーションについての支援があること	20	26	7	0
災害が起きた時の支援があること	75	33	15	1
特に必要なことはない	42	7	6	1
わからない	22	11	5	1
その他	1	0	0	0
合計	16	17	71	35
	125	96	59	53
	124	56	39	1



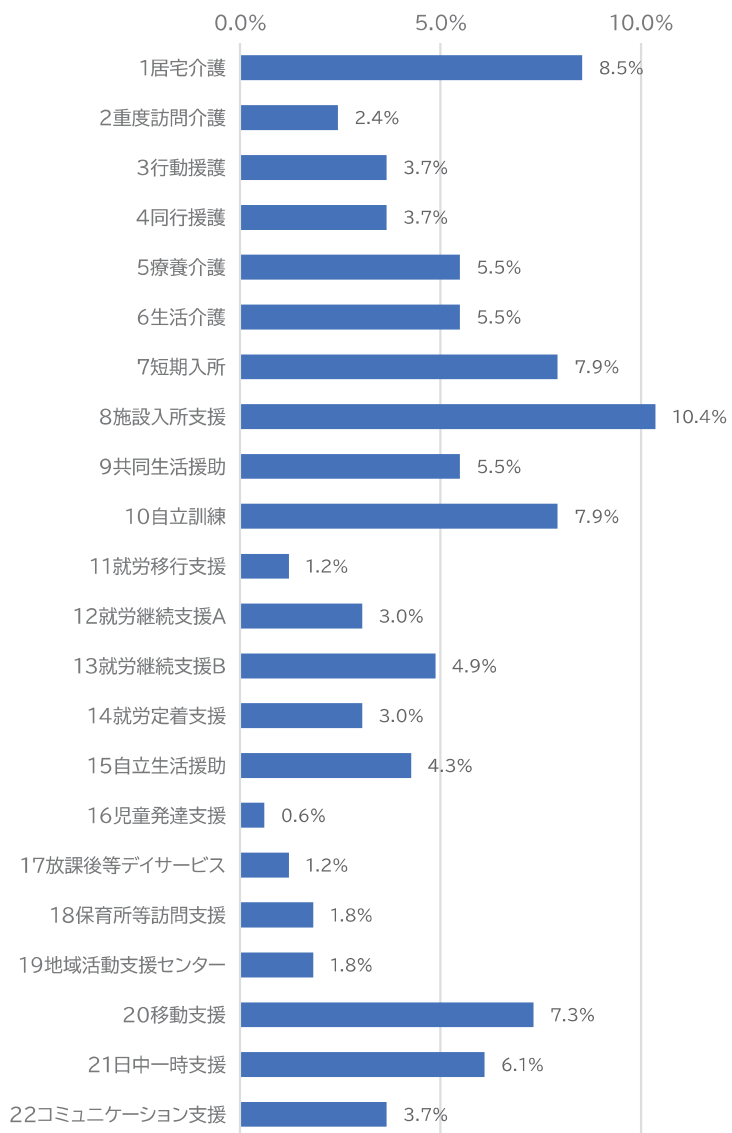
問15 現在利用している福祉サービスに満足していますか。

種類	〈人〉				
	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
1居宅介護(ホームヘルプ)	7	7	4	0	2
2重度訪問介護	2	2	3	0	0
3行動援護	4	0	2	1	0
4同行援護	3	0	2	0	1
5療養介護	7	2	3	0	0
6生活介護	10	4	6	0	0
7短期入所	3	3	4	3	1
8施設入所支援	11	3	8	1	0
9同生活援助(グループホーム)	5	1	3	0	0
10自立訓練	6	1	5	0	1
11就労移行支援	0	0	4	0	0
12就労継続支援(A型)	3	1	5	0	0
13就労継続支援(B型)	12	8	6	1	0
14就労定着支援	1	0	4	0	0
15自立生活援助	5	1	2	0	0
16児童発達支援	4	2	3	0	1
17放課後等デイサービス	3	5	3	0	0
18保育所等訪問支援	2	0	2	0	0
19地域活動支援センター	2	2	2	0	0
20移動支援	2	2	2	0	0
21日中一時支援	3	0	4	1	0
22コミュニケーション支援	3	0	2	0	0
合計	98	44	79	7	6



問15 これから新たに利用したい福祉サービスはなんですか。

〈人〉	
種類	人数
1居宅介護(ホームヘルプ)	14
2重度訪問介護	4
3行動援護	6
4同行援護	6
5療養介護	9
6生活介護	9
7短期入所	13
8施設入所支援	17
9共同生活援助(グループホーム)	9
10自立訓練	13
11就労移行支援	2
12就労継続支援A	5
13就労継続支援B	8
14就労定着支援	5
15自立生活援助	7
16児童発達支援	1
17放課後等デイサービス	2
18保育所等訪問支援	3
19地域活動支援センター	3
20移動支援	12
21日中一時支援	10
22コミュニケーション支援	6
合計	164



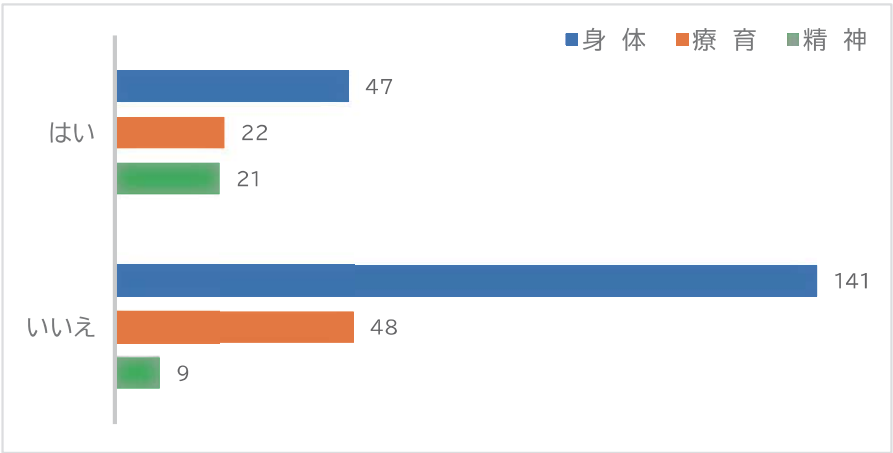
問16【サービスへの要望】

B型のNPO法人の利益の多さ(経営側)、利用者の低賃金。
外泊、外出、通院目的で車を使うので、福祉車両として免税してあげてほしい。
経済的支援。
通院のタクシー代の割引を半額にしてほしい。
医療費・介護料が高すぎる。
公共交通の充実。
近所に手頃な店がない。(食品及び生活用品)
医療費の支払いが補助の部分を最初から支払い不要にして欲しい。
アンケート年に何度かされているが目に見えて改善していると思わない。
手帳や障害年金の更新が、もっと簡単になったらいいと思う。
障害者の個々の能力のレベルアップ。
使いたい時に使えない。(同行援護、ヘルパー)
タクシーの乗り降りが不便なので支援がほしい。
行動援護の事業所が少ない。
自分や家族がうけられる支援や給付などにもれがないか案内がほしい。
子供が急病で学校・保育園など迎えに行く時や病院に同行してくれる支援がほしい。
タクシー代をもっと安くして欲しい。
相談支援事業所の方は、親身になって相談にに対応してくれるのでよい。
タクシーチケットの割引率が低い。医療費の立替払いが面倒。
長崎市などは交通機関の利用補助があるが、諫早市は今後設けられることになったが額が極めて少ない。
役所内の職員が福祉関係の知識が浅い。
子育てや福祉の諫早市ホームページに移行するリンク先が消えたりして見られず、情報を得にくい。
ゆっくりと話を聞いてほしい。
介護の支援を認めてほしい。
入浴の回数が少ない。夕食が5時では食事に支障がある。
文書に片仮名が多い、超高齢には判らない。日本語で表記すべきだ。
通院等介助で利用できる事業所が少ない。
出来れば送迎をしてもらいたい。
人工透析中でバスを利用をしていますが、なるべくダイヤを変更しないでほしい。
透析患者への通院助成をお願いしたい。
出かけたとしてもトイレでおむつ(8才)の子かえるのは大変、ベビーベッドでは入らない。
医療機関を受診する際、福祉タクシーしか出来ないため高額になる。公的負担をしてほしい。
福祉サービスを利用、継続するにも手続きが大変。
人材不足、人材の教育。
買物、病院などに行き帰りの交通の便を良くする事。

問17 スマートフォンやタブレットで情報を集めていますか。

手帳の種類	はい	いいえ
身体	47	141
療育	22	48
精神	21	9
その他	0	4
合計	90	202

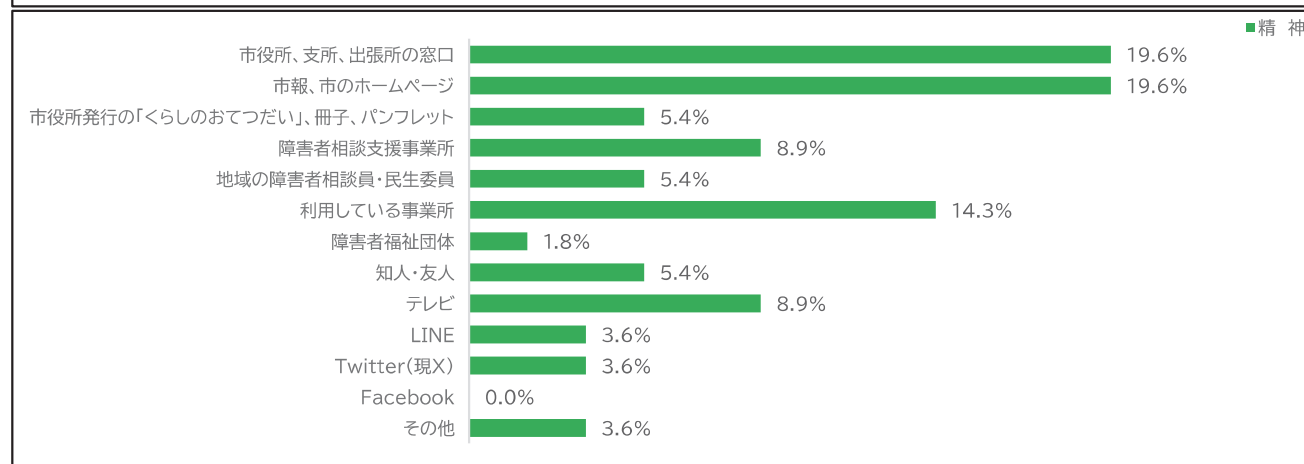
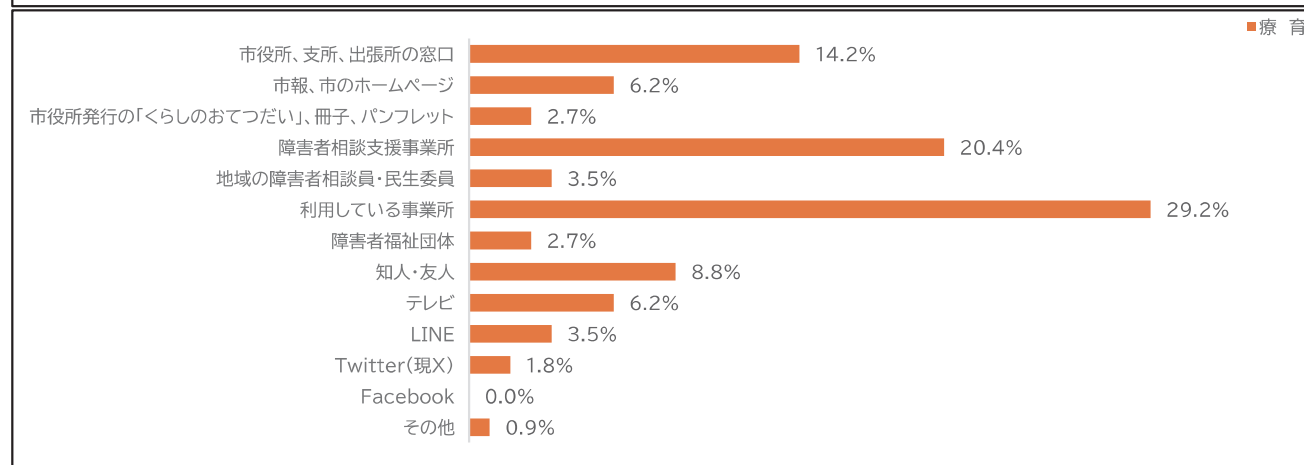
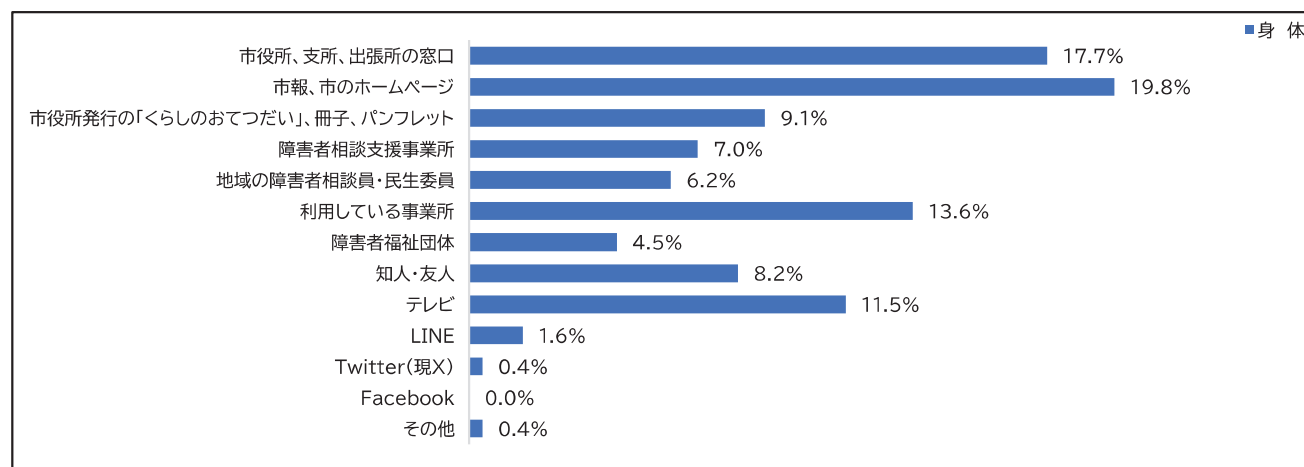
〈人〉



問18 福祉サービスなどの情報をどこから得ていますか。

〈人〉

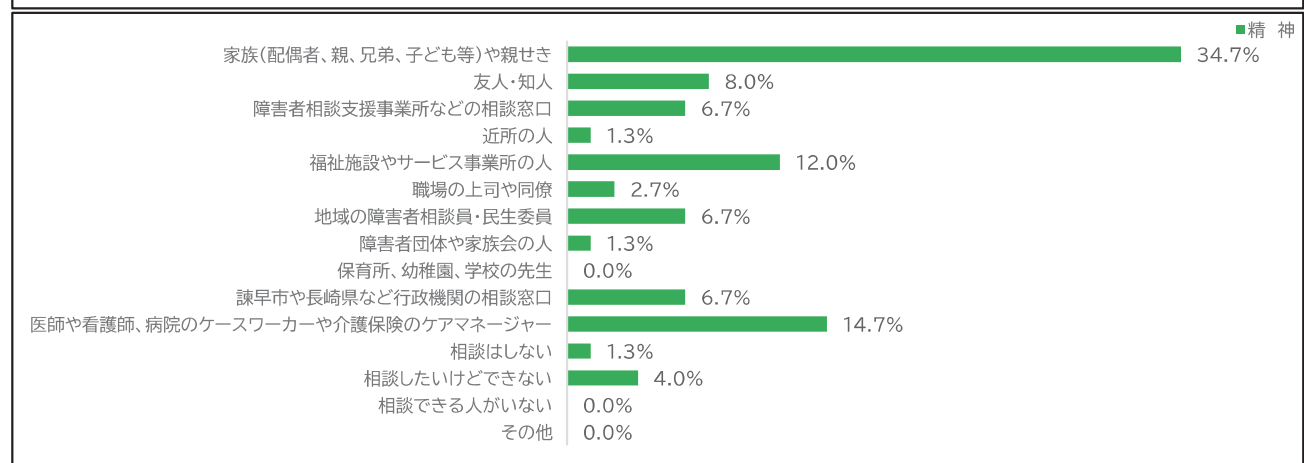
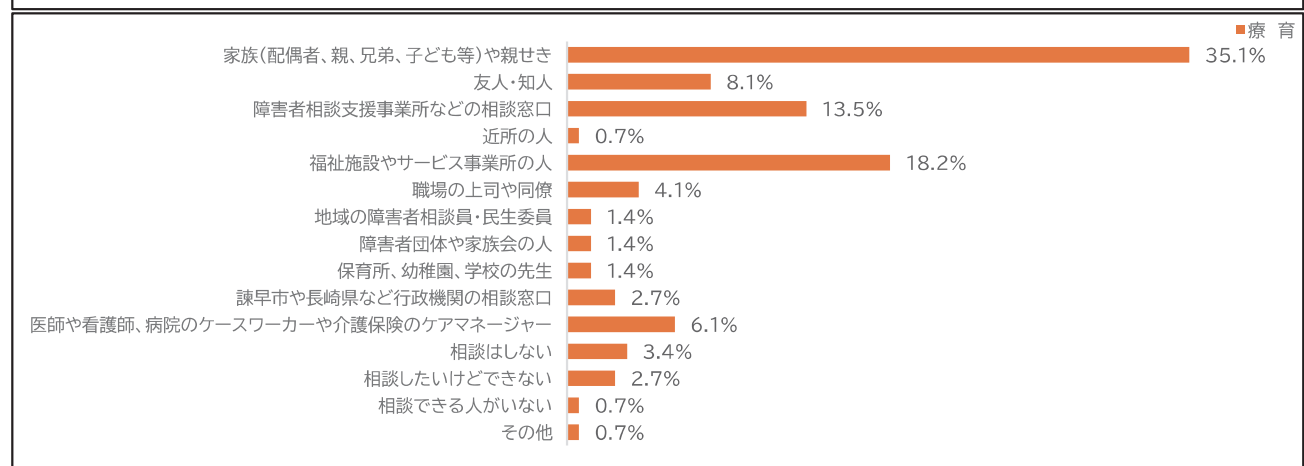
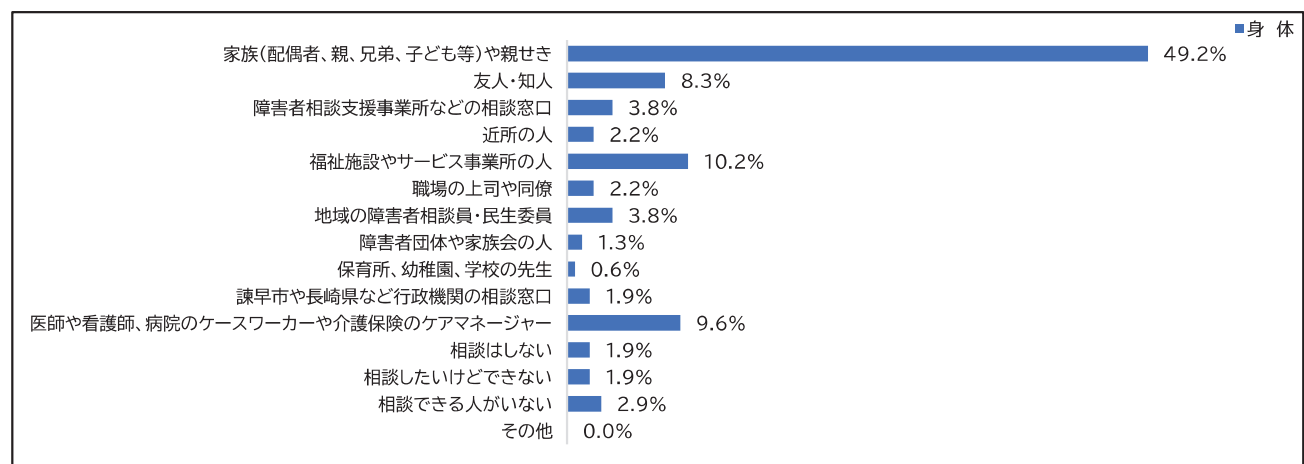
手帳の種類	市役所、支所、出張所の窓口	市報、市のホームページ	市役所発行の「くらしのおてつだい」、冊子、パンフレット	障害者相談支援事業所	地域の障害者相談員・民生委員	利用している事業所	障害者福祉団体	知人・友人	テレビ	LINE	Twitter(現X)	Facebook	その他
身体	43	48	22	17	15	33	11	20	28	4	1	0	1
療育	16	7	3	23	4	33	3	10	7	4	2	0	1
精神	11	11	3	5	3	8	1	3	5	2	2	0	2
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	71	66	28	45	22	74	15	33	40	10	5	0	4



問19 身近に悩みや困りごとを相談できる人がいますか。

〈人〉

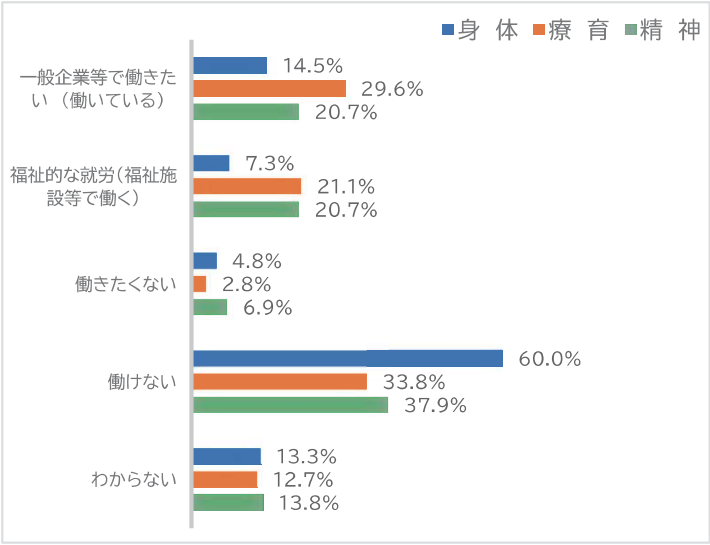
手帳の種類	家族（配偶者、親等）や親せき	友人・知人	障害者相談支援事業所などの相談窓口	近所の人	福祉施設やサービス事業所の人	職場の上司や同僚	地域の障害者相談員・民生委員	障害者団体や家族会の人	保育所、幼稚園、学校の先生	諫早市や長崎県など行政機関の相談窓口	医師や看護師、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	相談はしない	相談したいけどできない	相談できる人がいない	その他
身体	154	26	12	7	32	7	12	4	2	6	30	6	6	9	0
療育	52	12	20	1	27	6	2	2	2	4	9	5	4	1	1
精神	26	6	5	1	9	2	5	1	0	5	11	1	3	0	0
その他	3	0	0	0	2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0
合計	235	44	37	9	70	15	20	7	4	16	52	12	13	10	1



問20 これから先、働くことについてお尋ねします。

手帳の種類	一般企業等で働きたい (働いている)	福祉的な就労（福祉施設等 で働く）	働きたくない	働けない	わからない
身体	24	12	8	99	22
療育	21	15	2	24	9
精神	6	6	2	11	4
その他	0	0	0	0	0
合計	51	33	12	134	35

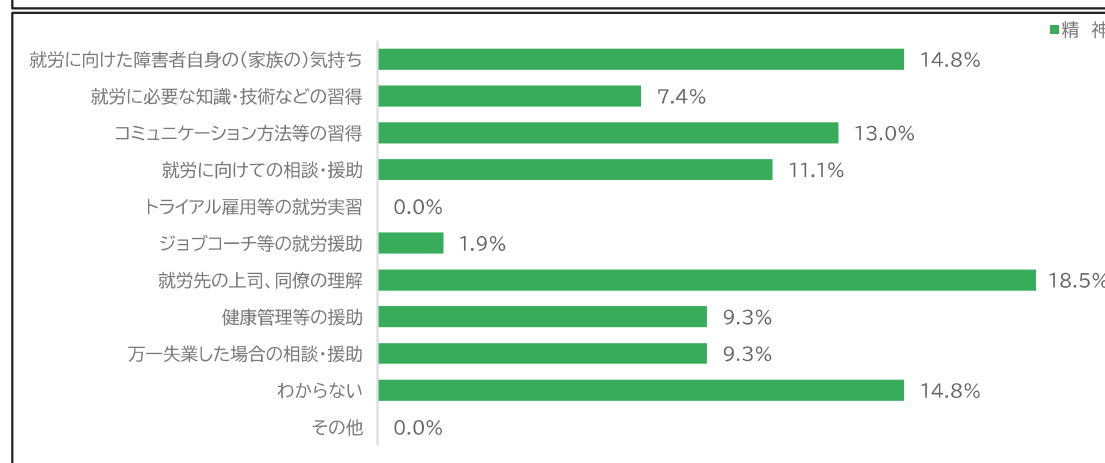
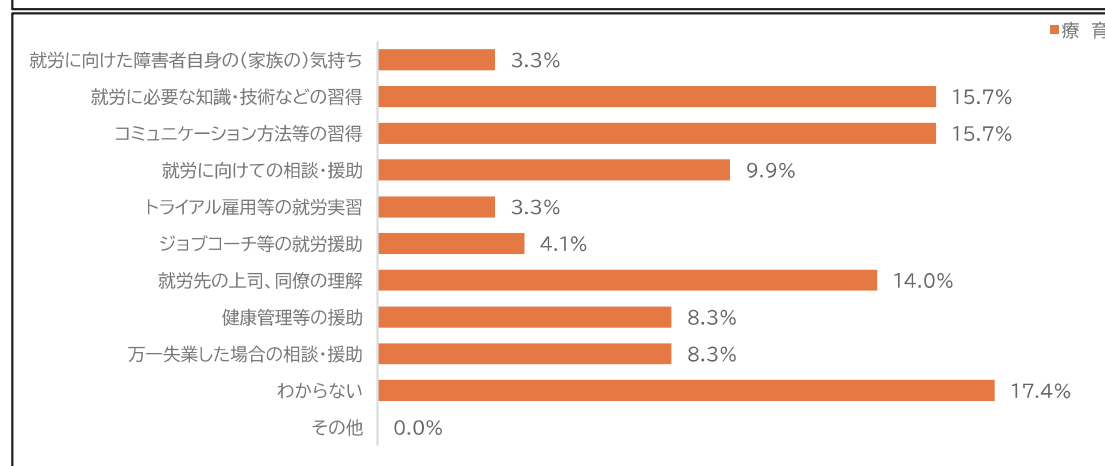
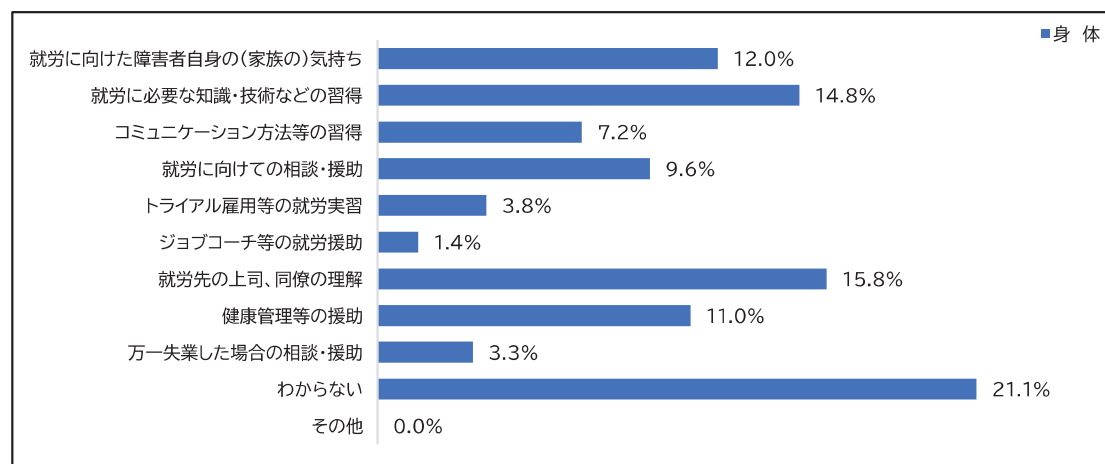
〈人〉



問21 一般企業で働くために必要と思うことは何ですか。

〈人〉

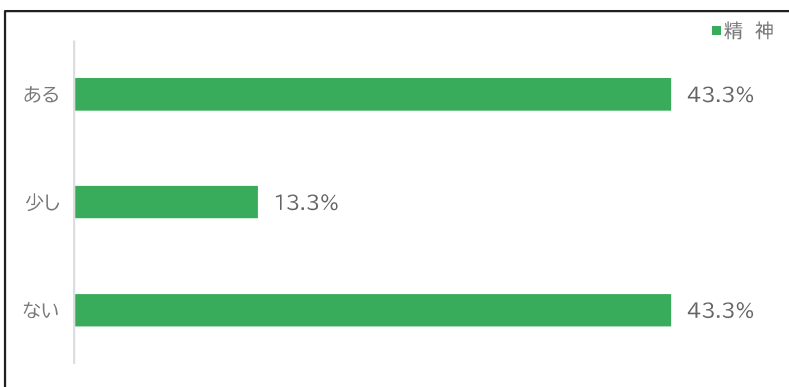
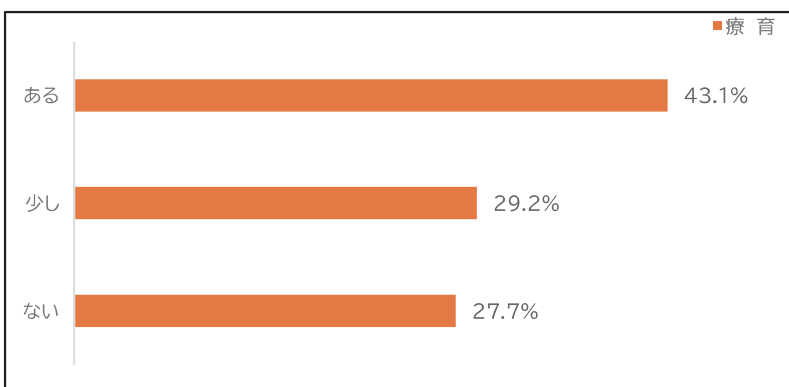
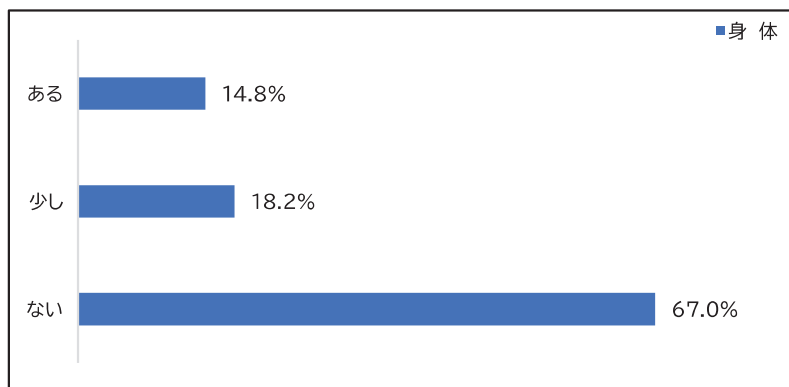
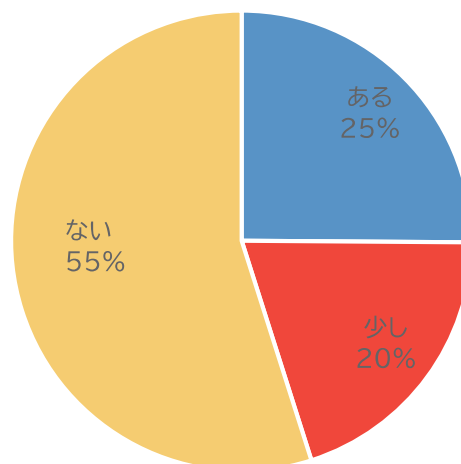
手帳の種類	就労に向けた障害者自身の(家族の)気持ち	就労に必要な知識・技術などの習得	コミュニケーション方法等の習得	就労に向けての相談・援助	トライアル雇用等の就労実習	ジョブコーチ等の就労援助	就労先の上司、同僚の理解	健康管理等の援助	万一失業した場合の相談・援助	わからない	その他
身体	25	31	15	20	8	3	33	23	7	44	0
療育	4	19	19	12	4	5	17	10	10	21	0
精神	8	4	7	6	0	1	10	5	5	8	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	37	54	41	38	12	9	60	38	22	74	0



問22 障害があることで差別や嫌な思いをすることがありますか。

手帳の種類	ある	少し	ない
身体	26	32	118
療育	28	19	18
精神	13	4	13
その他	2	0	2
合計	69	55	151

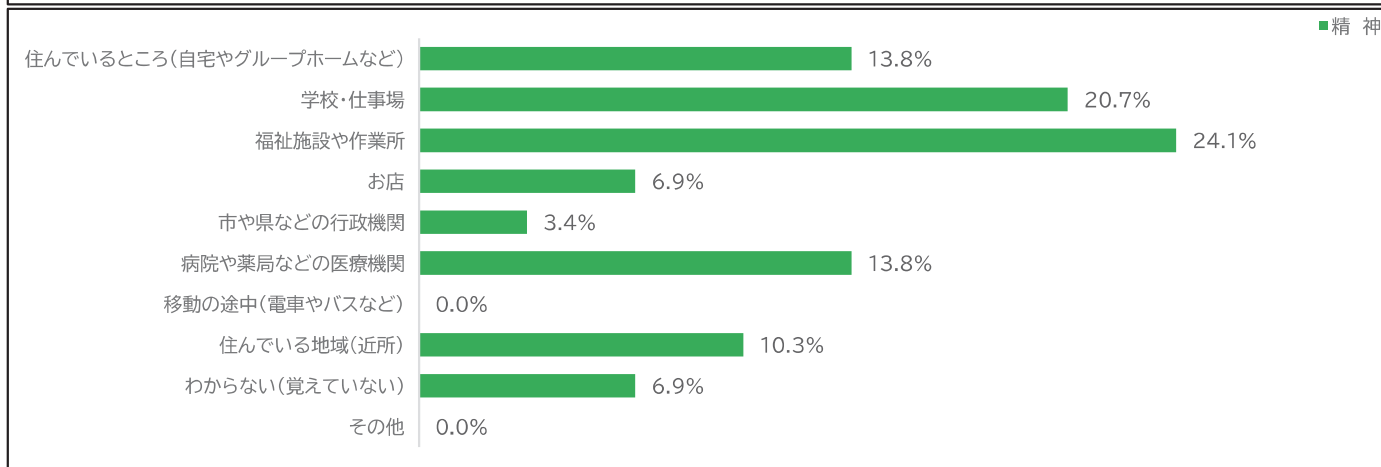
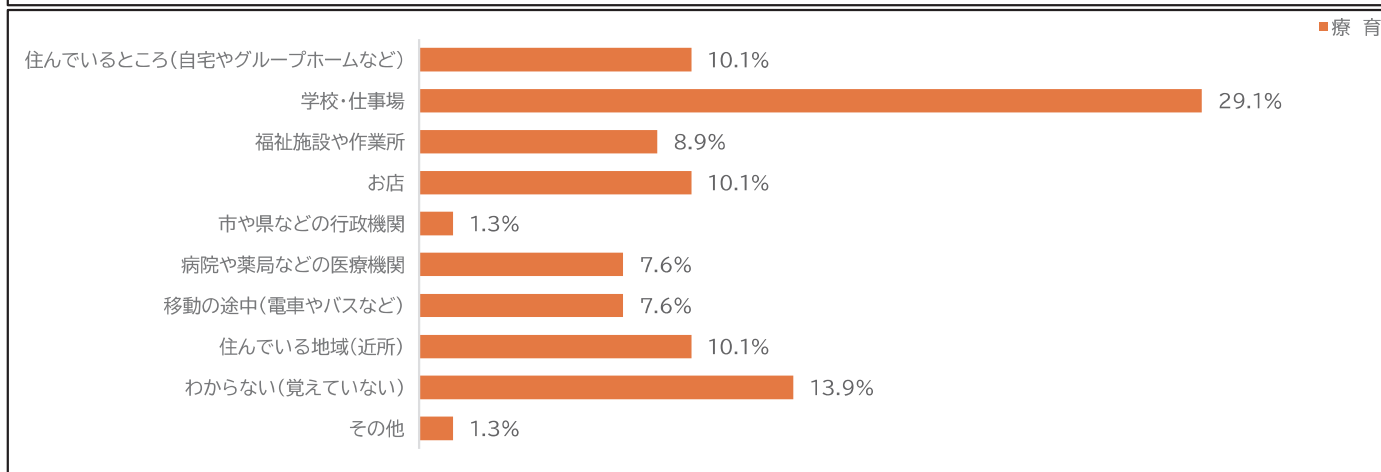
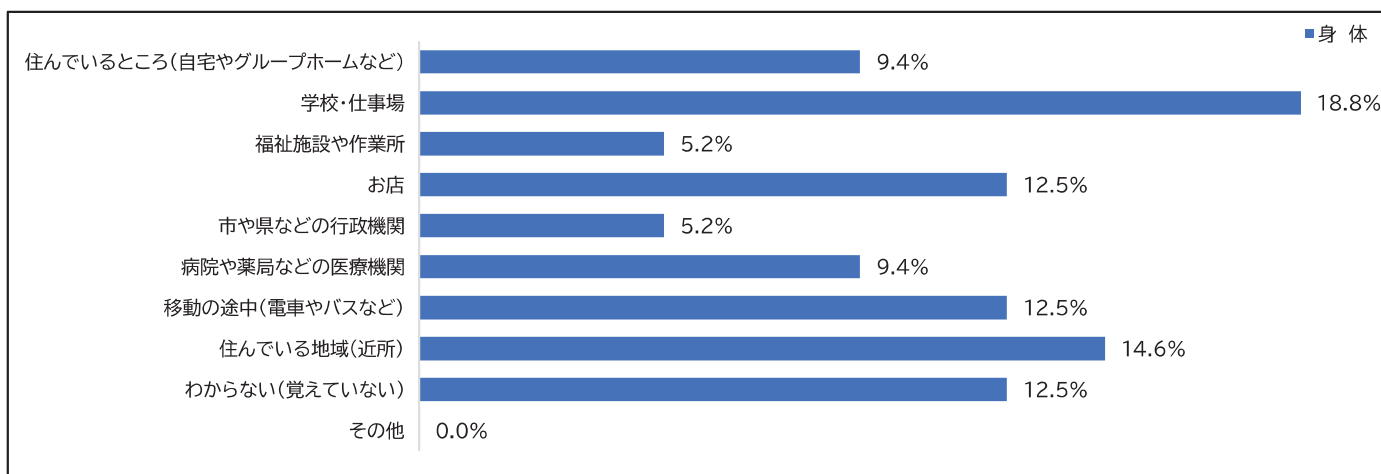
〈人〉



問23 どこで差別や嫌な思いをしましたか。

〈人〉

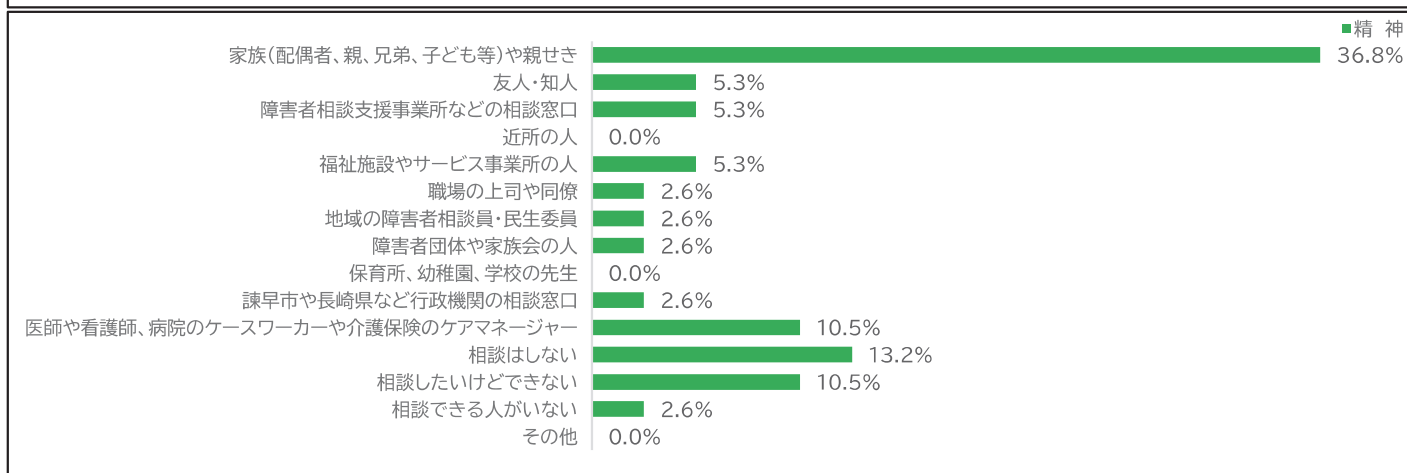
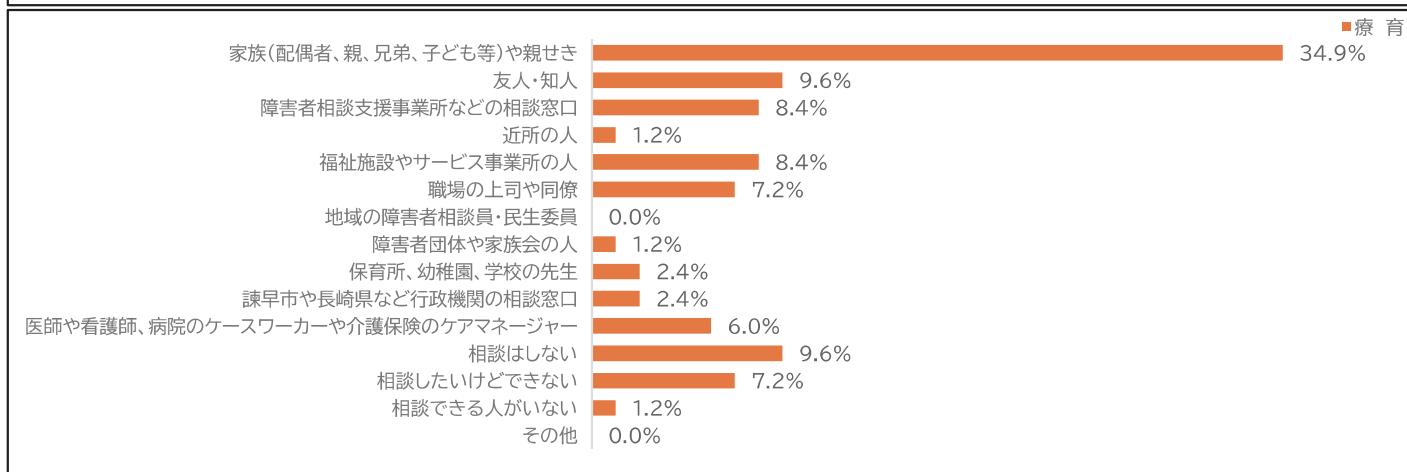
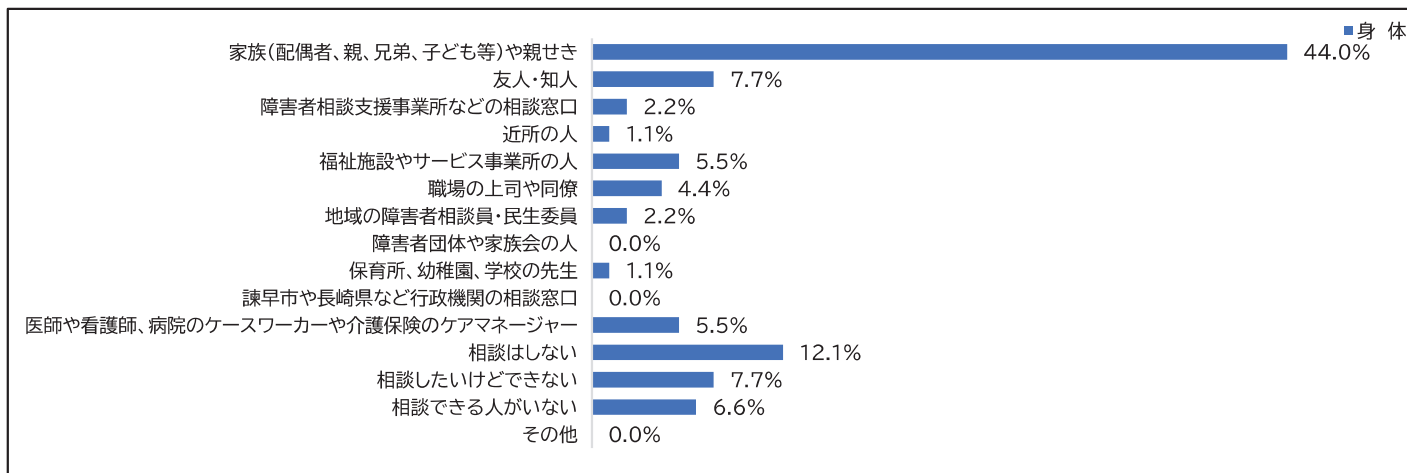
手帳の種類	住んでいるところ (自宅やグループホーム)	学校・仕事場	福祉施設や作業所	お店	市や県などの行政機関	病院や薬局などの医療機関	移動の途中 (電車やバスなど)	住んでいる地域(近所)	わからない(覚えていない)	その他
身体	9	18	5	12	5	9	12	14	12	0
療育	8	23	7	8	1	6	6	8	11	1
精神	4	6	7	2	1	4	0	3	2	0
その他	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
合計	21	48	19	22	7	20	18	25	26	1



問24 そのとき誰に相談しましたか。

〈人〉

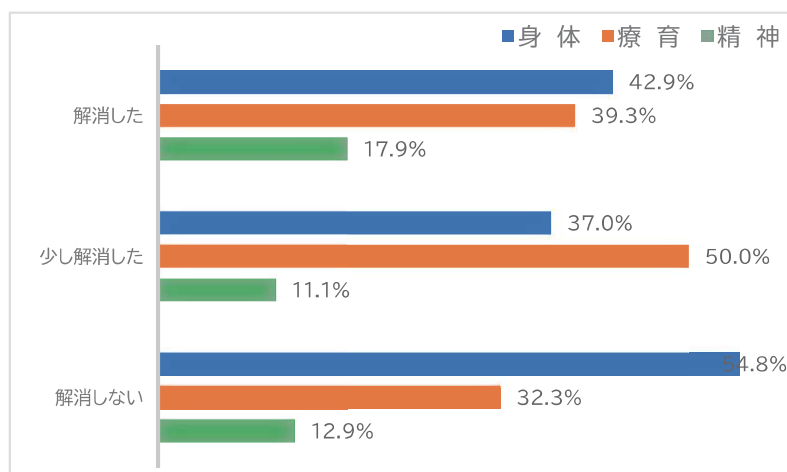
手帳の種類	家族（配偶者、親等）や親せき	友人・知人	障害者相談支援事業所などの相談窓口	近所の人	福祉施設やサービス事業所の人	職場の上司や同僚	地域の障害者相談員・民生委員	障害者団体や家族会の人	保育所、幼稚園、学校の先生	諫早市や長崎県など行政機関の相談窓口	医師や看護師、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	相談はしない	相談したいけどできない	相談できる人がいない	その他
身体	40	7	2	1	5	4	2	0	1	0	5	11	7	6	0
療育	29	8	7	1	7	6	0	1	2	2	5	8	6	1	0
精神	14	2	2	0	2	1	1	1	0	1	4	5	4	1	0
その他	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	85	17	11	2	14	11	4	2	3	3	14	25	17	8	0



問25 相談して差別や嫌な思いは解消しましたか。

手帳の種類	解消した	少し解消した	解消しない
身体	12	20	17
療育	11	27	10
精神	5	6	4
その他	0	1	0
合計	28	54	31

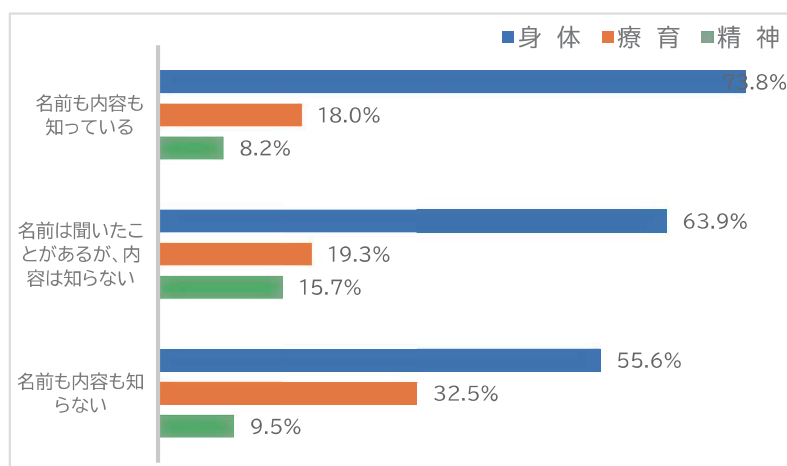
〈人〉



問26 成年後見制度について知っていますか。

手帳の種類	名前も内容も知っている	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない
身体	45	53	70
療育	11	16	41
精神	5	13	12
その他	0	1	3
合計	61	83	126

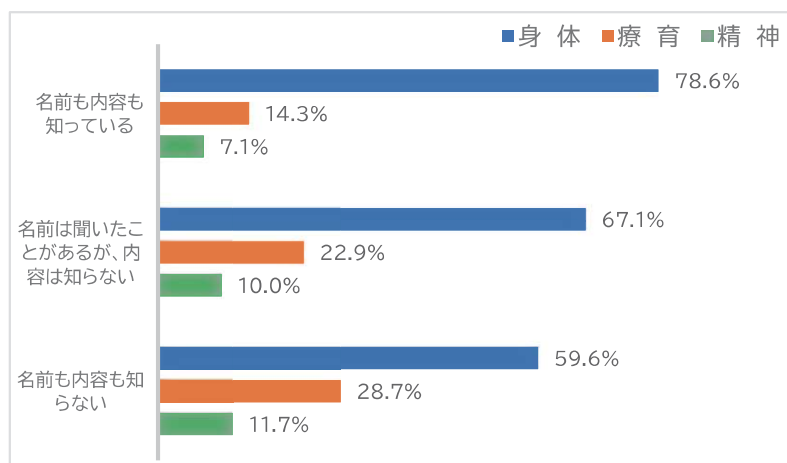
〈人〉



問27 要援護者登録制度のについて知っていますか。

手帳の種類	名前も内容も知っている	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない
身体	22	47	102
療育	4	16	49
精神	2	7	20
その他	0	0	0
合計	28	70	171

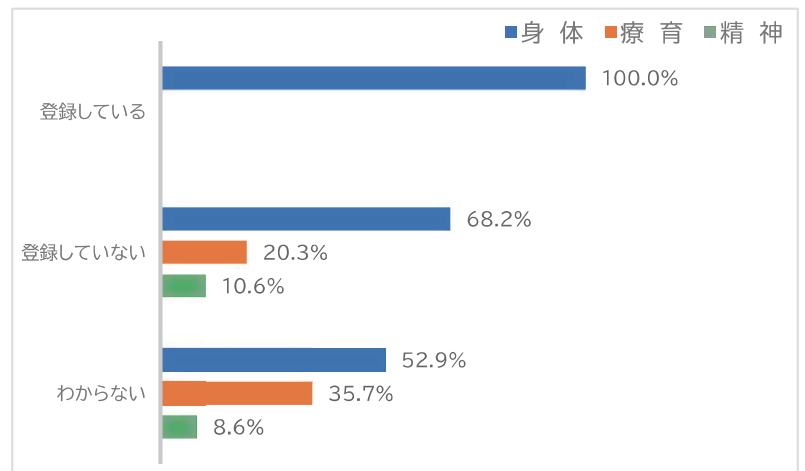
〈人〉



問28 要援護者の登録をしていますか。

手帳の種類	している	していない	わからない
身体	4	148	37
療育	0	44	25
精神	0	23	6
その他	0	2	2
合計	4	217	70

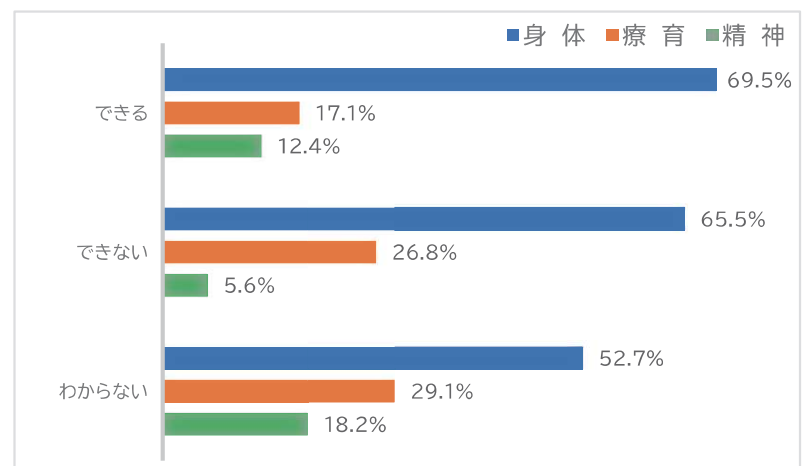
〈人〉



問29 災害時に一人で避難できますか。

手帳の種類	できる	できない	わからない
身体	73	93	29
療育	18	38	16
精神	13	8	10
その他	1	3	0
合計	105	142	55

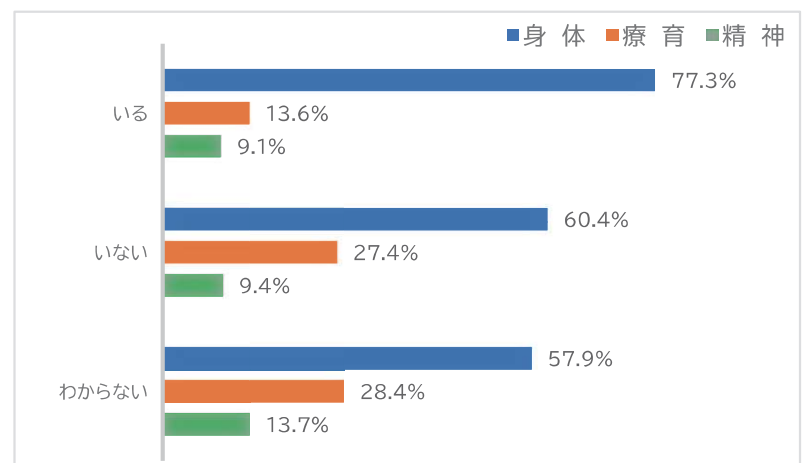
〈人〉



問30 家族がいない時や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。

手帳の種類	いる	いない	わからない
身体	68	64	55
療育	12	29	27
精神	8	10	13
その他	0	3	0
合計	88	106	95

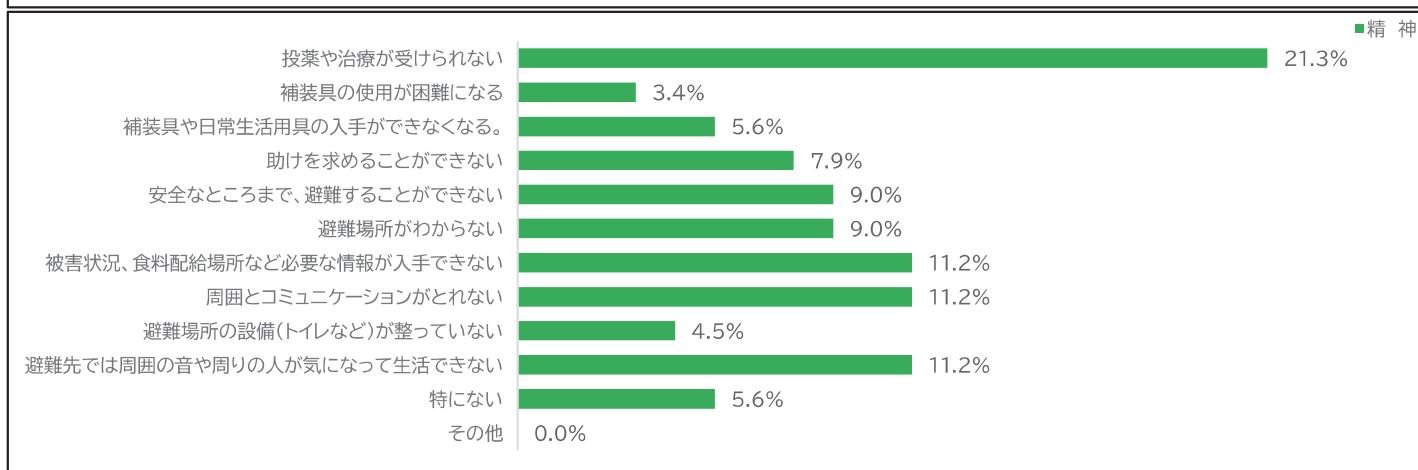
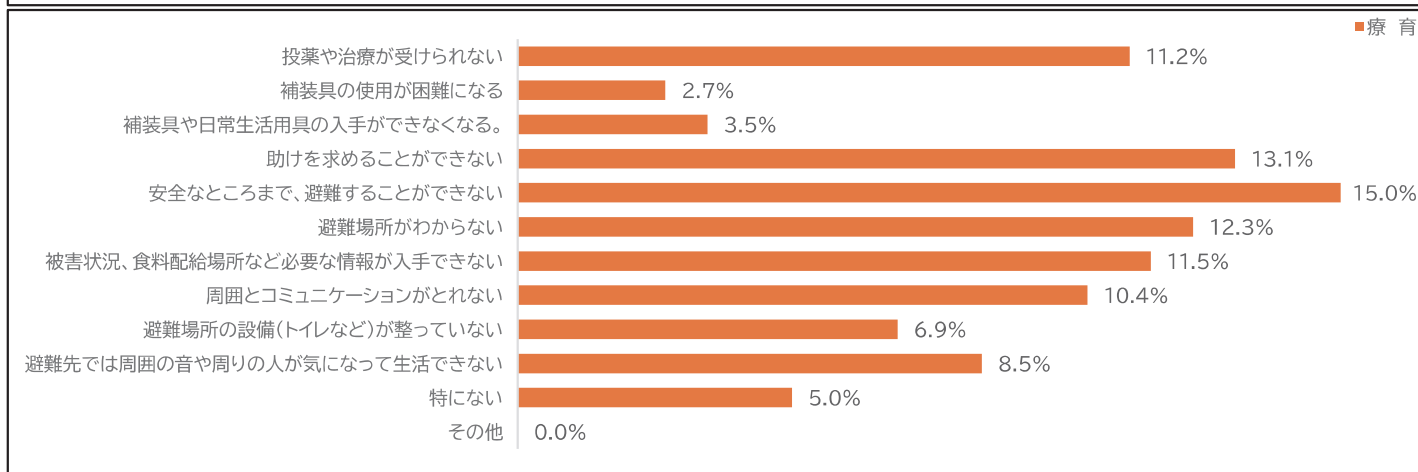
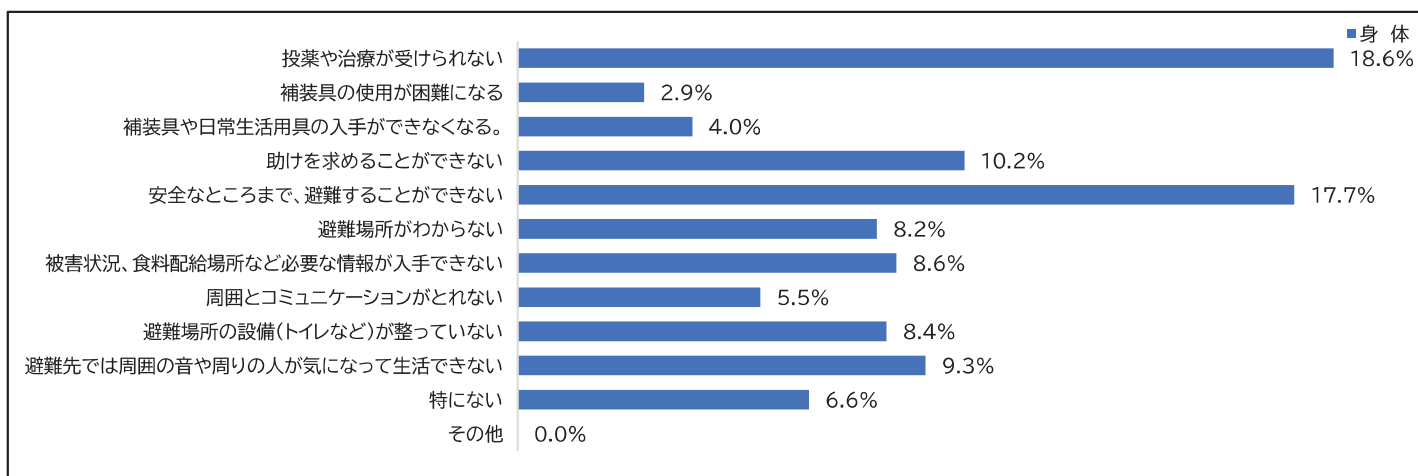
〈人〉



問31 災害時に困ることは何ですか。

〈人〉

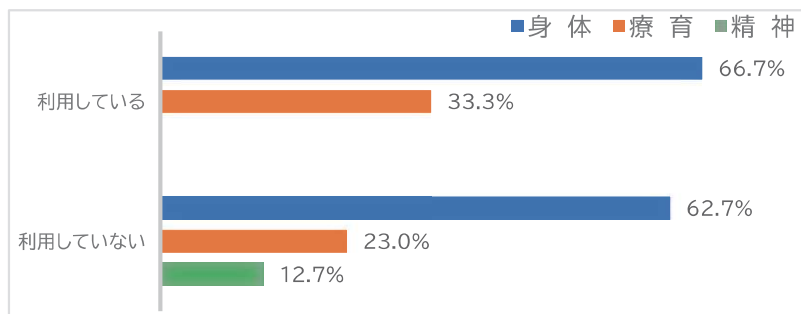
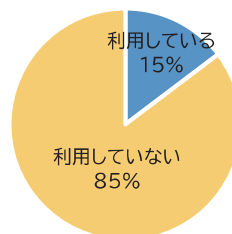
手帳の種類	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができません。	助けを求めることができない	安全なところまで、避難することができない	避難場所がわからない	被害状況、食料配給場所など必要な情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）が整っていない	避難先では周囲の音や周りの人が気になって生活できない	特にない	その他
身体	84	13	18	46	80	37	39	25	38	42	30	0
療育	29	7	9	34	39	32	30	27	18	22	13	0
精神	19	3	5	7	8	8	10	10	4	10	5	0
その他	0	0	0	1	2	2	0	1	0	0	1	0
合計	132	23	32	88	129	79	79	63	60	74	49	0



問32 福祉タクシーを利用しているか。

手帳の種類	利用している	利用していない
身体	28	153
療育	14	56
精神	0	31
その他	0	4
合計	42	244

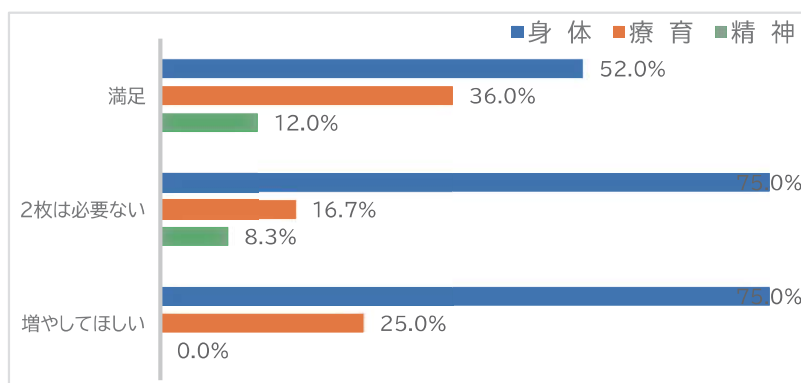
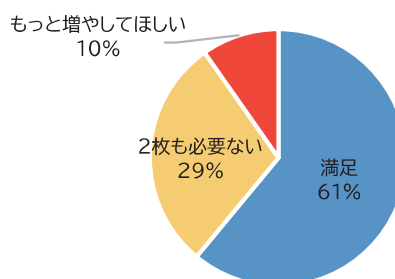
〈人〉



問33 令和5年度から乗車1回の使用枚数が増えましたが、感想を聞かせてください。

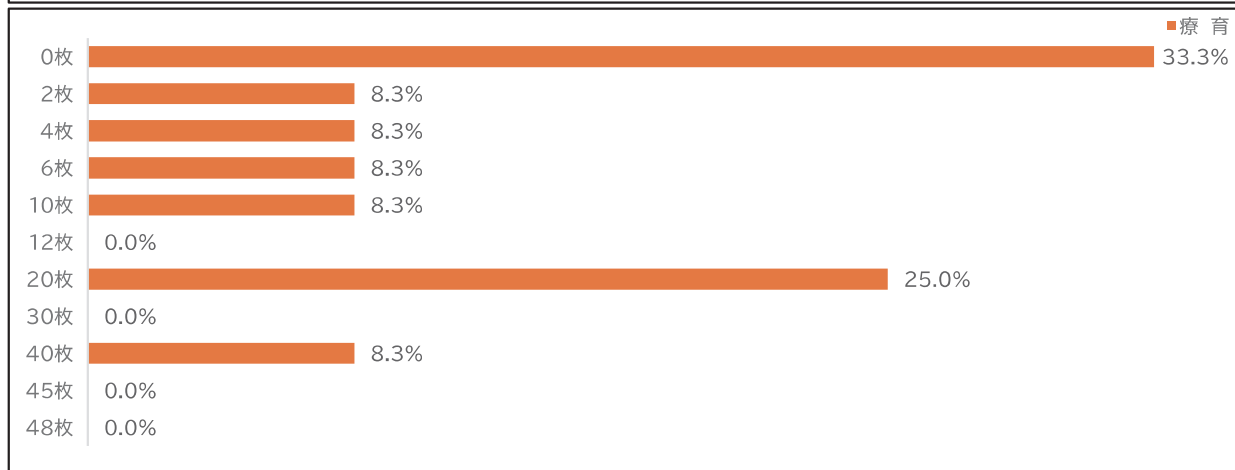
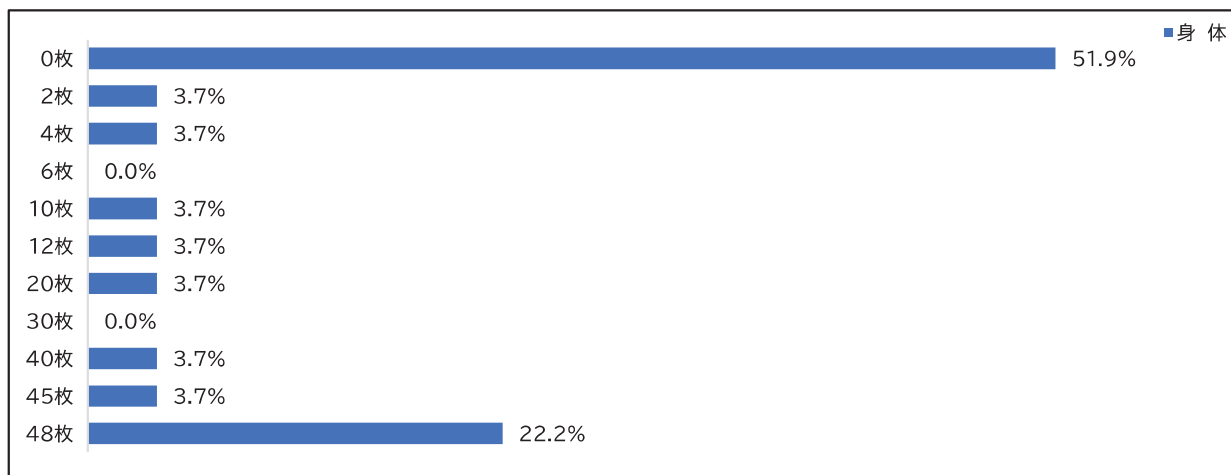
手帳の種類	満足	2枚も必要ない	もっと増やしてほしい
身体	13	9	3
療育	9	2	1
精神	3	1	0
その他	0	0	0
合計	25	12	4

〈人〉



問34 タクシー利用券の年間の使用枚数を教えてください。 〈人〉

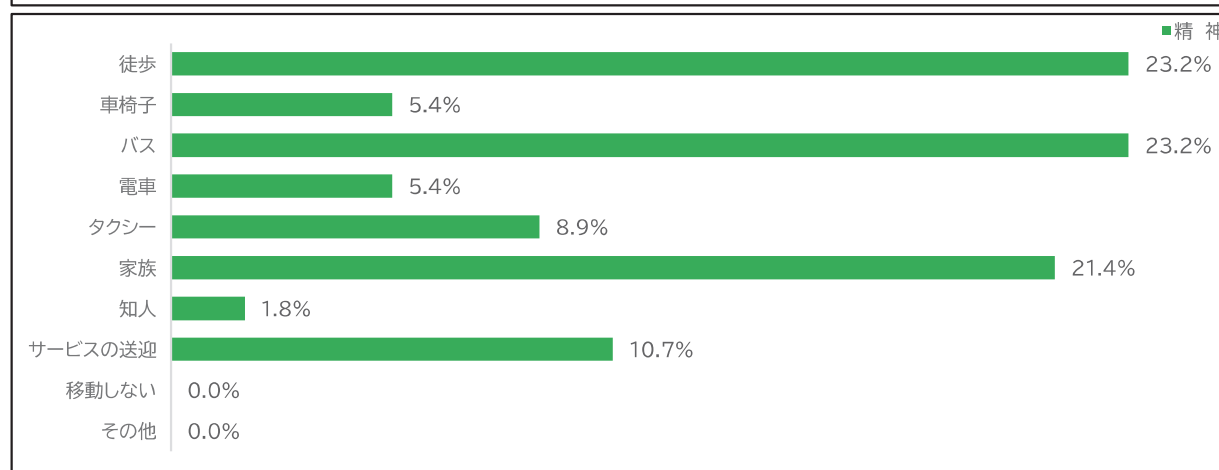
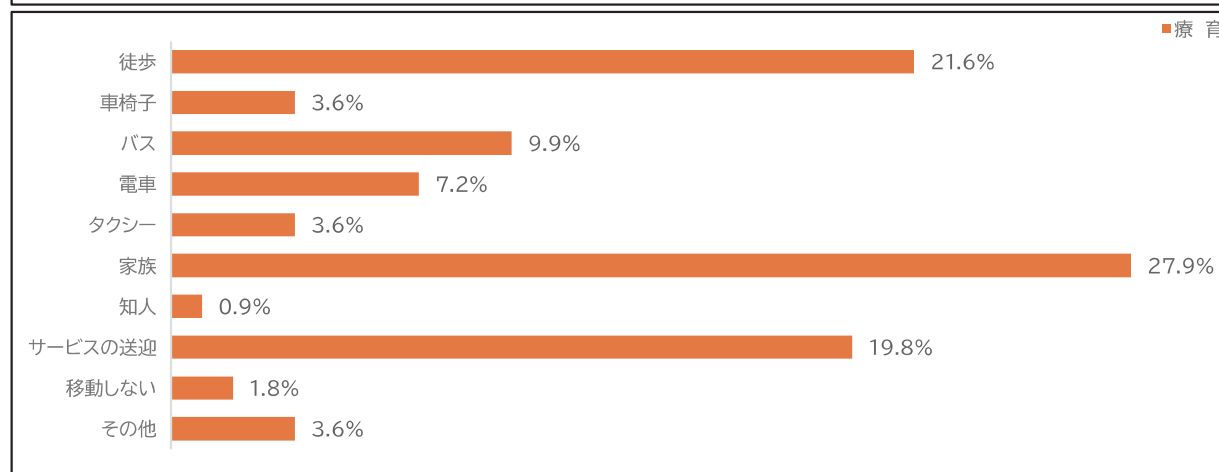
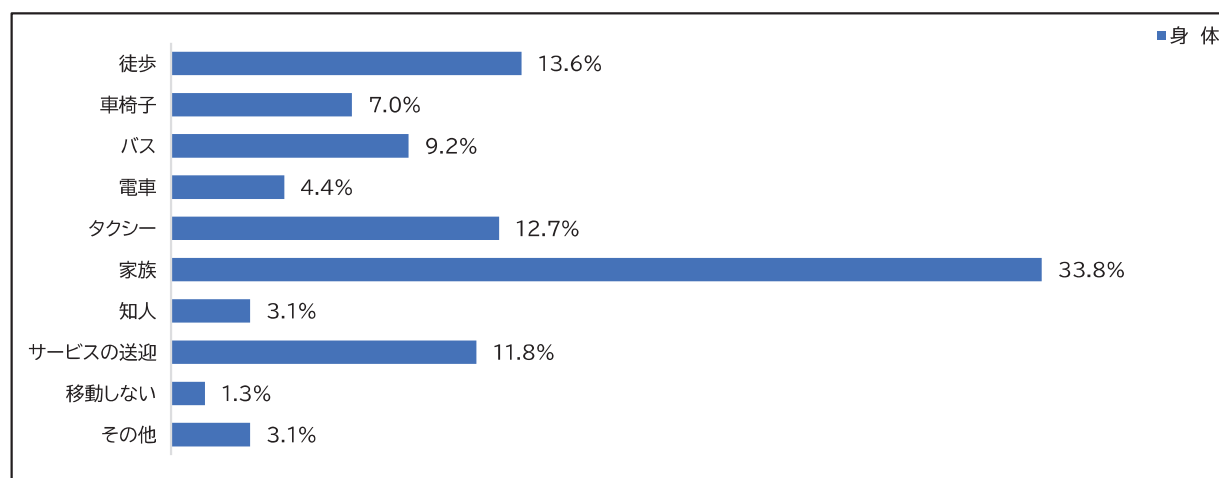
手帳の種類	0枚	2枚	4枚	6枚	10枚	12枚	20枚	30枚	40枚	45枚	48枚
身体	14	1	1	0	1	1	1	0	1	1	6
療育	4	1	1	1	1	0	3	0	1	0	0
精神	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	19	2	2	1	2	1	5	1	2	1	6



問35 日常の移動手段を教えてください。

〈人〉

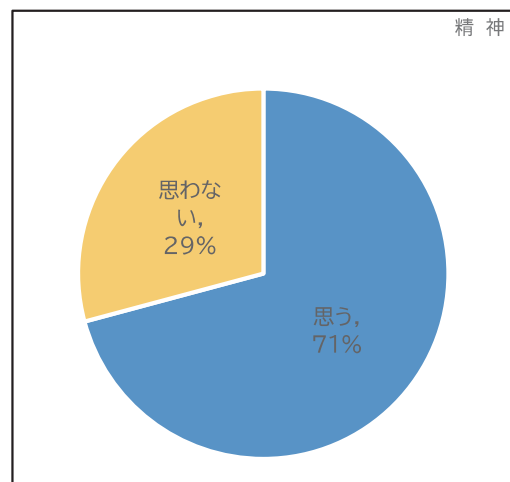
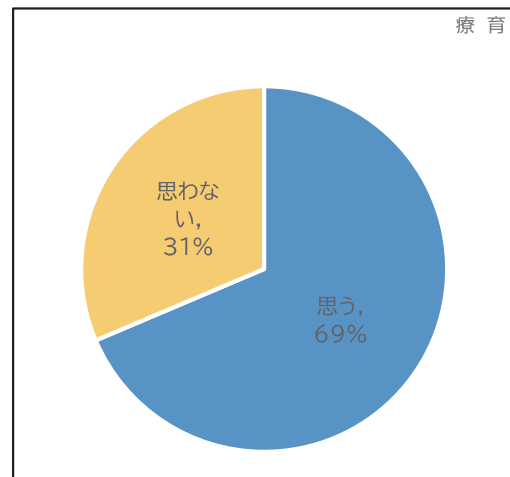
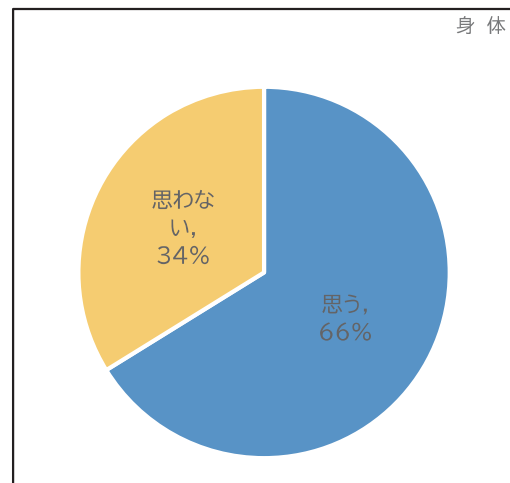
手帳の種類	徒歩	車いす	バス	電車	タクシー	家族の送迎	知人の送迎	福祉サービスの送迎	移動しない	その他
身体	31	16	21	10	29	77	7	27	3	7
療育	24	4	11	8	4	31	1	22	2	4
精神	13	3	13	3	5	12	1	6	0	0
その他	1	0	1	0	2	1	0	1	1	2
合計	69	23	46	21	40	121	9	56	6	13



問36 諫早市は障害のある方にとって暮らしやすい街だと思いますか。

手帳の種類	思う	思わない
身体	94	48
療育	35	16
精神	17	7
その他	1	2
合計	147	73

〈人〉



問37【福祉施策の実現について】

歩行困難があるため福祉医療申請書を毎月提出しなくて良いようにして頂きたいです。
バリアフリー対応が進んでいると思うが街中の段差は多く、新築の店でもスロープ・エレベーターの設置がなく困る。
病院はバリアフリー対応であって欲しいのでその方向で進めて欲しい。
弱者支援をもっと親身になってしてほしい。
親亡き後 子供の先々が不安と心配が多々ありすぎてどこに相談したらいいのか、今何をするべきなのか全くわからない。
いろんな相談をすぐできるようになってほしい。
紙の障害者手帳をカードにして欲しい。(カードなら一枚で本人確認になる)
福祉制度等の利用について定期的な動画やSNSで、支援制度等も情報発信をお願いします。
進学など(就労も)目標をもてる様に実例や学校・就労先見学会などLINEなどで配信などがあるとタイムリーでいいなと思います。
福祉の仕事の場所のパンフレットがいっぱいあればいい。
一般就労を目指しているが、施設外就労ができる企業が増えるようにしてほしい。
市が運営の障害者専用コミュニケーションアプリの開発。
身体・知的・情緒面の細かい療育などをもっと受けれるキャパを広げて欲しい。
人工肛門の助成をしてほしい。パウチのみでその他必要なアクセサリは自己負担となる。
障害者手帳3級から市の独自の助成を4級にしてほしい。(ストマは4級、2,000円でも助かる)
動ける医療的ケア児について福祉を充実してほしい。遊べる場所など。
一人でも行ける場所(余暇活動)が増えたらいいなと思う。
有喜は出張所しかなく本庁まで行かないといけない。
親が入院している期間に、本人の在宅サービスが出来る人の支援を希望しています。
安価で入れる入所施設、安心して暮らせる入所施設。
福祉車両は少しの段差でも揺れて、身体への負担が大きいと思うので道路をきれいにしてほしい。
タクシーの割引、給付金が必要な時がある。
タクシー券を使う機会がないので他のにしてほしい。
人工透析患者にもタクシー券があれば助かる。透析以外の日に病院へ行かないといけない。
コミュニティバス導入をお願いしたい。障害者や高齢者が多く買い物や病院への通院の時などバスの便が少ない。またバス停が遠く、タクシー利用するにも町内にはいないのでとても不便。
通院時の交通費補助が出来ないものか。
電車・バスなど公共交通機関の永続に使える精神割引をカード等を作成してもらいたい。
障害のある人はだれでも利用出来る様に福祉タクシーして貰いたい。
田舎なので交通が不便、車の運転ができなくなった時のことを考えた施策を行ってもらいたい。
私は小野地区に1人住んでいますが、買物、病院(時間が指定される)に行く公共交通機関が少ない。
交通機関をもっと細かく配慮してもらったら助かります。
運転免許を返納した際のタクシーバス等市内移動の補助を充実させてほしいです。
障害者のお金負担が多い。(交通費、自立支援の診断書代と切手代)
国民健康保険料の免除。
手帳更新時の写真代金の負担。
障害者に対して色々と軽減措置を充実してもらいたい。
知的障害児の不登校時に年度途中に他の学校やフリースクールの体験学習を可能にしてほしい。
障害があっても病気になったとき見てくれる医療機関の情報がほしい。
高齢者や障害者自身の自助努力が必要と思うが、明日への希望をつなぐ支援をお願いします。
ぼくは”親なき後”さみしいので、”親なき後の障害者”へのサポートを強化して欲しいです。
障害者が不安な時のカウンセリングの在り方も強化して欲しいです。

【自由記載】

生きるためのタバコなので、障害者(うつ病)の人だけでも安く支給してほしい。
国税、市県民税は、もっと考え直した方がいい。
就労支援をもっと積極的にやってほしい。
買い物、通院、出かける事が自由に便利になって一人でも暮らせるまちになれば良いと思う。
現在施設を利用しているが大きな運動施設や簡単な手作業を皆んなでできる施設がほしい
介護関係に経済的負担がかからないようにしてほしい。
多目的トイレや優先駐車場等、急を要する時に利用できず、残念なことが時々ある。
良識を願うしかないのかもしれないが、リーダーシップをとってもらえたらありがたいと思う。
タクシーチケットをほしいです。
歩きスマホの人が道しるべとして点字ブロックを使っており、それが視覚障害者にとって恐怖
また店舗前の点字ブロック上に自転車やバイクを止めないよう市報やラインで周知して欲しい。
心配・不安などへのアドバイスを市報などで情報発信し、障害者・家族にとって安心して生活
出来る場を切に願います。諫早市ですとくらしたいです。
このような長いアンケートに回答すること自体が身体的、精神的負担の多いものでした。
他市では、杖の支援や交通券等の援助があるのでできれば支援をお願いします。
不登校児童に対して柔軟な対応をして欲しい。年度途中でいろいろな学校で体験通学して通え
る学校を見つけたい。
賃金をあげてほしい。
突然、病気になって介護保険が有ったお陰で有難かった。
アンケートより、福祉に係わる方や市職員が高齢者・障害者の自宅に行き状況確認してほしい。
移動支援事業所が増えて、利用しやすくしてほしい。
タクシーチケットの枚数を増やしてほしい。
高齢者は耳が聞こえません。窓口の対応はもう少し大きなはっきりした声でお願いします。
作業所との送迎が出来れば助かります。
透析中で交通状況によって不便を感じる時があります。
利用出来る制度は出来るだけ活用出来るようにして、適切かつ安全な生活をしたいと考える。
一人行動が出来ない人にとって手続きが市役所まで行かなくて出来るようになると良い。
1～2ヶ月に一度、家に手話の出来る人がきてほしい。(私は、目、耳、口、足が悪いので)
今は満足です。仕事ができなくなった時にいろんな事が出てくるかなと思います。
森山町は食品などのお店がない、不便な町、障害者だけでなく本当に不便すぎる。
もっと若い方に障害を理解してもらいたい、事務的な事をもっと分かりやすくして欲しい。
障害者でも明るく楽しい町であってほしいが希望。
透析を受けながら脳梗塞を起こして半身不随になり施設に入所してます。最初は透析の送迎
は入所料金に入っていましたが、今は1日1,000円、月12,000円。のどに穴があいていて吸引
する道具代の出費が重なり金銭的に大変です。
重心の子ども達へのケアや親のケアは周知されてきていると思うが、動ける医ケアの子や親、
その家族のケアに目を向けてほしい。動けるからこそ普通の生活が送れない部分がある。
幼い医ケア児のいる家庭へ移動も簡単ではないので訪問してほしい。幼いほど要望があるし、
内容も変わる。
福祉医療を受給する書類が面倒すぎる。諫早市のみ医療機関に”日数がかかる”と言われる。

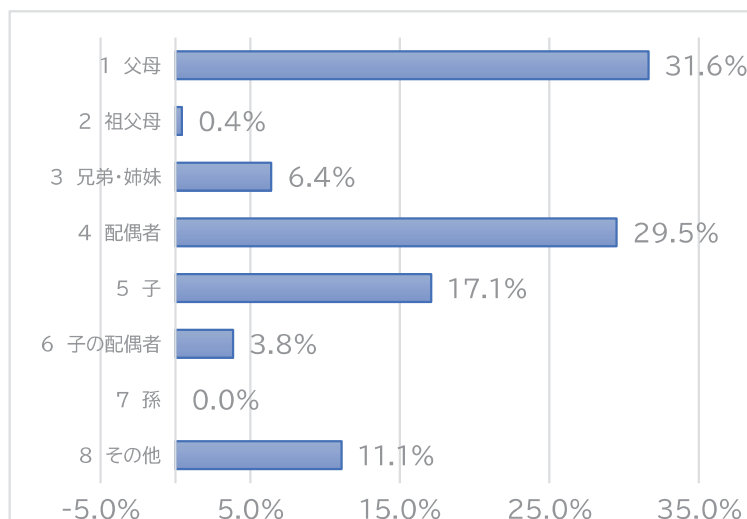
障害者(児)の支援者アンケート調査結果

お世話をしている方(ご家族など)へのアンケート

問1 あなたと本人との関係を教えてください。

〈人〉

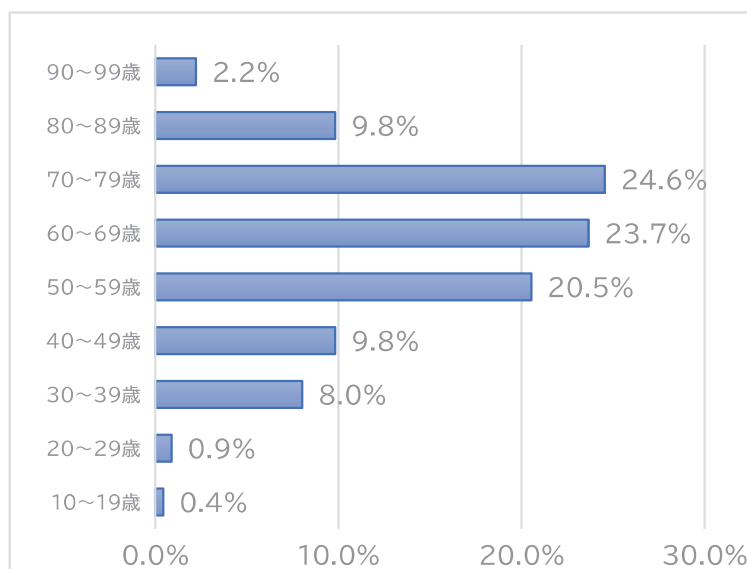
関係	人数
1 父母	74
2 祖父母	1
3 兄弟・姉妹	15
4 配偶者	69
5 子	40
6 子の配偶者	9
7 孫	0
8 その他	26
合計	234



問1 あなたの年齢、健康状態を教えてください。

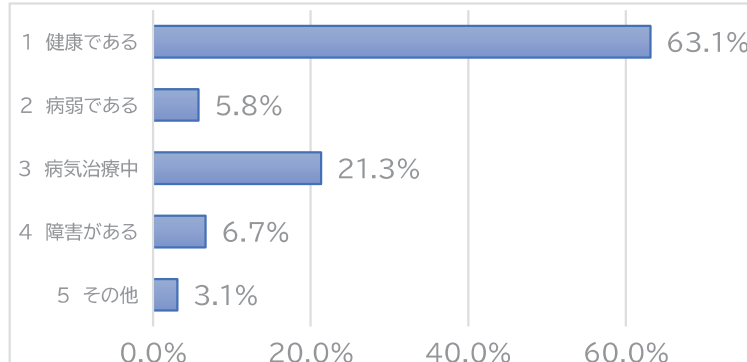
〈人〉

年齢	人数
10～19歳	1
20～29歳	2
30～39歳	18
40～49歳	22
50～59歳	46
60～69歳	53
70～79歳	55
80～89歳	22
90～99歳	5
合計	224



〈人〉

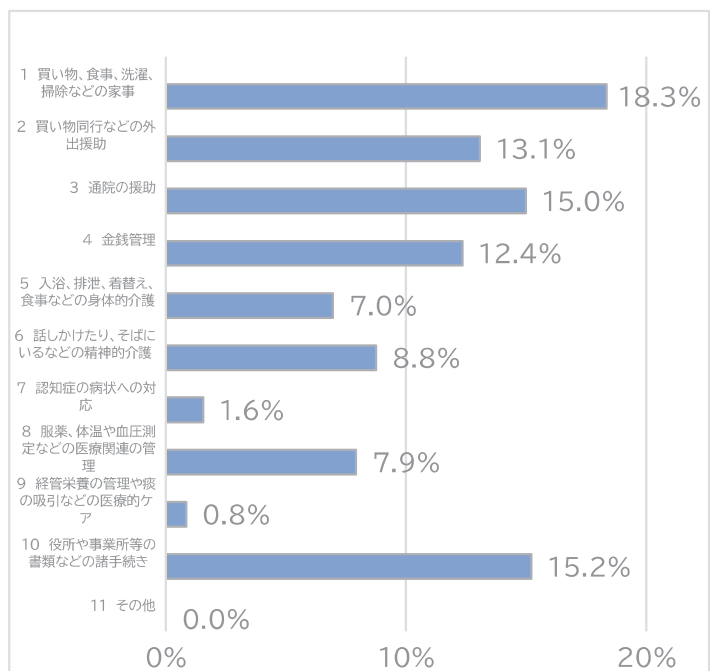
健康状態	人数
1 健康である	142
2 病弱である	13
3 病気治療中	48
4 障害がある	15
5 その他	7
合計	225



問2 あなたがお世話をしている内容を教えてください。

〈人〉

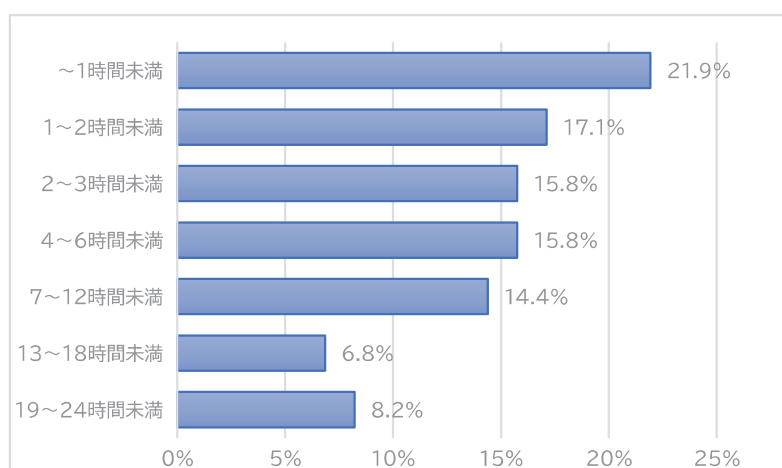
お世話する内容	人数
1 買い物、食事、洗濯、掃除などの家事	153
2 買い物同行などの外出援助	109
3 通院の援助	125
4 金銭管理	103
5 入浴、排泄、着替え、食事などの身体的介護	58
6 話しかけたり、そばにいるなどの精神的介護	73
7 認知症の病状への対応	13
8 服薬、体温や血圧測定などの医療関連の管理	66
9 経管栄養の管理や痰の吸引などの医療的ケア	7
10 役所や事業所等の書類などの諸手続き	127
11 その他	0
合計	834



問3 あなたが1日にお世話する時間を教えてください。

〈人〉

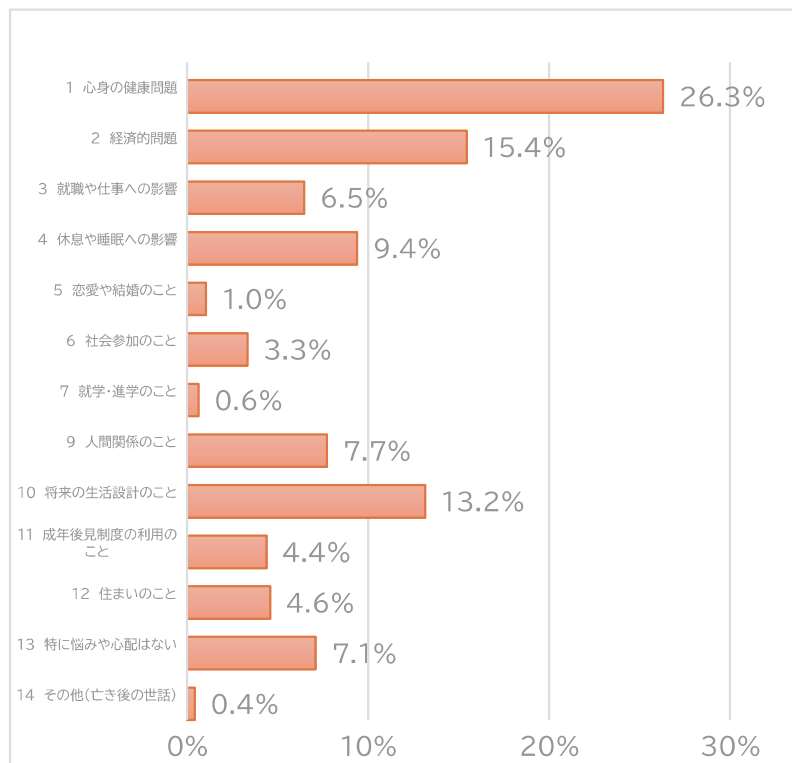
お世話する時間	人数
～1時間未満	32
1～2時間未満	25
2～3時間未満	23
4～6時間未満	23
7～12時間未満	21
13～18時間未満	10
19～24時間未満	12
合計	146



問4 あなたの悩みや心配を教えてください。

〈人〉

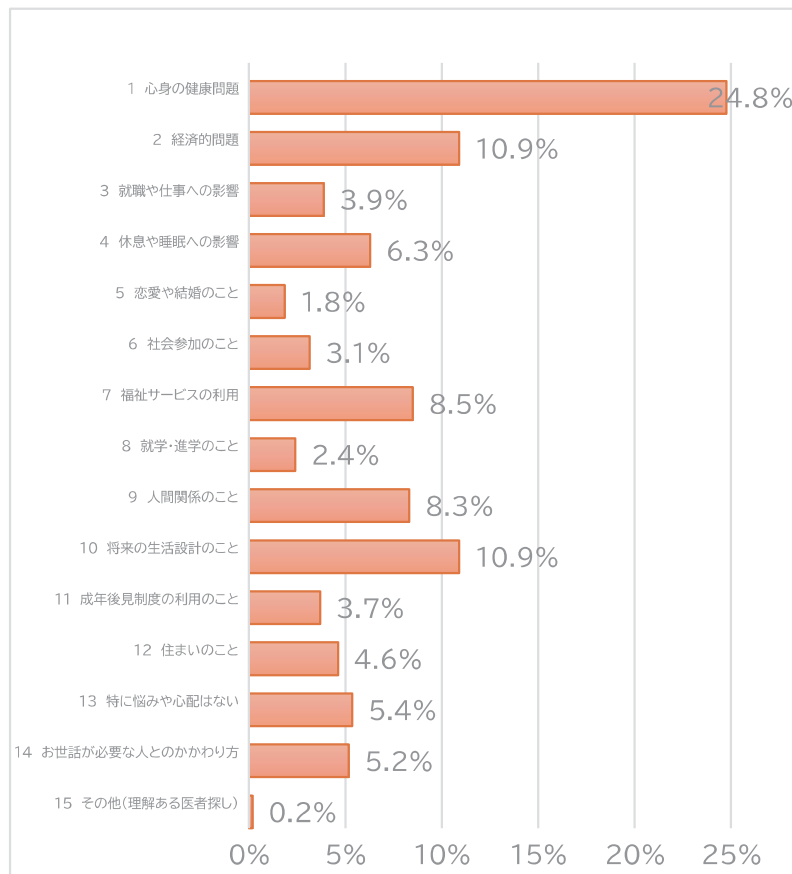
悩みや心配	人数
1 心身の健康問題	126
2 経済的問題	74
3 就職や仕事への影響	31
4 休息や睡眠への影響	45
5 恋愛や結婚のこと	5
6 社会参加のこと	16
7 就学・進学のこと	3
9 人間関係のこと	37
10 将来の生活設計のこと	63
11 成年後見制度の利用のこと	21
12 住まいのこと	22
13 特に悩みや心配はない	34
14 その他(亡き後の世話)	2
合計	479



問5 あなたがお世話をしている人に対する悩みや心配を教えてください。

〈人〉

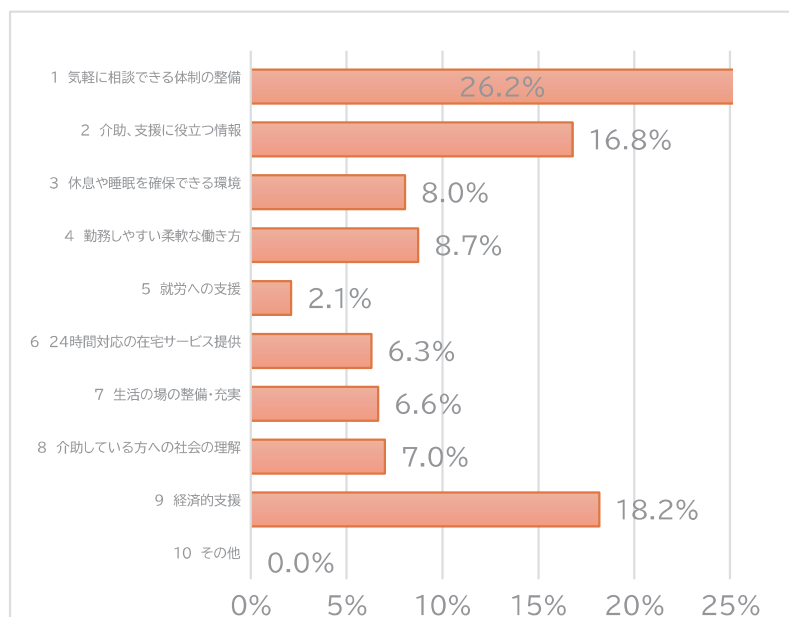
悩みや心配	人数
1 心身の健康問題	134
2 経済的問題	59
3 就職や仕事への影響	21
4 休息や睡眠への影響	34
5 恋愛や結婚のこと	10
6 社会参加のこと	17
7 福祉サービスの利用	46
8 就学・進学のこと	13
9 人間関係のこと	45
10 将来の生活設計のこと	59
11 成年後見制度の利用のこと	20
12 住まいのこと	25
13 特に悩みや心配はない	29
14 お世話が必要な人とのかわり方	28
15 その他(理解ある医者探し)	1
合計	541



問6 あなたに必要な支援は何ですか。

〈人〉

支援の内容	人数
1 気軽に相談できる体制の整備	75
2 介助、支援に役立つ情報	48
3 休息や睡眠を確保できる環境	23
4 勤務しやすい柔軟な働き方	25
5 就労への支援	6
6 24時間対応の在宅サービス提供	18
7 生活の場の整備・充実	19
8 介助している方への社会の理解	20
9 経済的支援	52
10 その他	0
合計	286



この計画書は、見やすさ・読みやすさに配慮したUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障害のある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。

発行：長崎県諫早市

編集：諫早市こども福祉部障害福祉課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号

電話 0957-22-1500 Fax 0957-24-0901

<https://www.isahaya.nagasaki.jp>